

# 自己点検・評価報告書

2017年8月28日

西南学院大学法科大学院

西南学院大学  
大学院法務研究科長

宮 崎 幹 朗

## 「目次」

第1 法科大学院の基本情報	1
第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3 自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野 運営と自己改革	4
1-1 法曹像の周知	4
1-2 特徴の追求	8
1-3 自己改革	12
1-4 法科大学院の自主性・独立性	22
1-5 情報公開	24
1-6 学生への約束の履行	26
第2分野 入学者選抜	28
2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	28
2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	37
2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉	41
第3分野 教育体制	44
3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数および適格性〉	44
3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	54
3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	56
3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	58
3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	59
3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	61
3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	65
第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	67
4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	67
4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	71
第5分野 カリキュラム	73
5-1 科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	73
5-2 科目構成（2）〈科目の体系性〉	77
5-3 科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	82
5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉	84
5-5 履修（2）〈履修登録の上限〉	87
第6分野 授業	90
6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉	90
6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉	93
6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	97
6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉	102
6-4 国際性の涵養	105

第7分野	学習環境および人的支援体制	107
7-1	学生数(1)〈クラス人数〉	107
7-2	学生数(2)〈入学者数〉	109
7-3	学生数(3)〈在籍者数〉	110
7-4	施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉	112
7-5	施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉	115
7-6	教育・学習支援体制	117
7-7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉	119
7-8	学生支援体制(2)〈学生へのアドバイス〉	123
第8分野	成績評価・修了認定	125
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	125
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	131
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	137
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成(総合評価および適格認定)	139
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価および適格認定〉	139
別紙1	教員個人調書	148
別紙6-1-2	授業(2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係	149

## 第1 法科大学院の基本情報

1. 大学(院)名 西南学院大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科法曹養成専攻
3. 開設年月 平成16年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者
  - 氏名 宮崎 幹朗
  - 所属・職名 法務研究科(法学部両属)教授(法務研究科長)
  - 連絡先 092-823-4707
5. 認証評価対応教員・スタッフ
  - ① 氏名 横尾 亘
    - 所属・職名 法務研究科 准教授(教務主任)
    - 役割 自己点検・評価の教学責任者
    - 連絡先 092-823-4732
  - ② 氏名 梅崎 進哉
    - 所属・職名 法務研究科 教授(専攻主任)
    - 役割 自己点検・評価の入試および学生責任者
    - 連絡先 092-823-4727
  - ③ 氏名 西郷 雅彦
    - 所属・職名 法務研究科 教授
    - 役割 FD委員長, 点検評価委員
    - 連絡先 092-823-4724
  - ④ 氏名 小山 雅亀
    - 所属・職名 法務研究科(法学部両属) 教授
    - 役割 前法務研究科長, 点検評価委員
    - 連絡先 092-823-4331
  - ⑤ 氏名 樋口 達也
    - 所属・職名 大学院課 課長
    - 役割 自己点検・評価担当者事務責任者
    - 連絡先 092-823-4748
  - ⑥ 氏名 中村 公仁江
    - 所属・職名 大学院課 法科大学院副課長
    - 役割 自己点検・評価担当者事務主担当
    - 連絡先 092-823-4701
  - ⑦ 氏名 野中 正己
    - 所属・職名 大学院課 法科大学院事務室員
    - 役割 自己点検・評価担当者事務副担当

[ls-jimu@seinan-gu.ac.jp](mailto:ls-jimu@seinan-gu.ac.jp)

〒814-8511

福岡県福岡市早良区西新6丁目2番92号

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

西南学院大学法科大学院では、自己点検評価活動として、2014年6月点検評価委員会において、自己点検・評価の妥当性と客観性を高めるため外部評価を受けることを決定した。そのため、自己点検・評価報告書を作成し、2014年11月から2015年2月にかけて4回の外部評価委員会（外部評価委員：大隈義和氏、松坂徹也氏、下田文代氏、大学側：梅崎院長、石森教務主任、横田専攻主任、西郷FD委員長、樋口大学院課長、野中法科大学院事務室副課長、江崎室員）を開催した。在学生・修了生のヒヤリングを踏まえ、外部評価委員から2015年3月下旬に外部評価報告書（意見書）が出された。

2015年4月22日法科大学院教授会（全教員）において、日弁連法務財団の「法科大学院評価基準」の改定について検討を開始した。

2015年7月13日に開催された日弁連法務財団主催の評価基準の改定に関する説明会に参加し、課題や具体的な対応策の検討は点検評価委員会（小山院長、横尾教務主任、梅崎専攻主任、西郷委員）で行い、2015年度の点検評価委員会は5月13日、6月17日、7月29日の計3回開催した。

2015年9月30日法科大学院教授会において、2017年度下期に認証評価を受けることを前提に準備を進めることを報告した。また、同日の法科大学院教授会において、法務研究科外部評価委員会規程により、新たに外部評価委員を3名選出し、2015年11月16日に第1回外部評価委員会（外部評価委員：石橋敏郎氏、吉岡隆典氏、阿部博美氏、大学側：小山院長、横尾教務主任、梅崎専攻主任、樋口大学院課長、野中法科大学院事務室副課長、江崎室員）を開催し、本学の現状や抱えている問題点や課題について検討を行っている。

2016年9月7日法科大学院教授会において、日弁連法務研究財団の認証評価を2017年下期に受けることを正式に承認し、点検評価委員会構成員に、2017年4月から法科大学院長に就任する宮崎幹朗先生も含めることになった。

2016年11月15日点検評価委員会（小山院長、横尾教務主任、梅崎専攻主任、西郷FD委員長、宮崎次期院長、樋口大学院課長、野中法科大学院事務室副課長、野中室員）において、第1分野から第9分野までの担当割の決定と、認証評価スケジュール、教員調書の作成について決定した。

自己点検・報告書は外部評価や日弁連法務研究財団の認証評価項目の変更を含め、新たな見直しを行い、報告書が完成する2017年8月まで点検評価委員会を15回開催し、2017年8月18日法科大学院教授会において、自己点検・評価報告書を承認した。

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 第1分野 運営と自己改革

##### 1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

#### 1. 現状

##### (1) 養成しようとする法曹像

まず、本学法科大学院は、「教育の理念」として、「西南学院大学法科大学院は、充実した教育を通じて専門知識や技能において第一級の優秀な法曹を育てることを目指しています。また、キリスト教主義に立脚した教育という本学の基本理念を法曹養成教育においても貫いて、豊かな人間性と寛容さ並びに博愛と奉仕の精神を養うことに力を注ぎます。」と宣言している<sup>1</sup>。

さらに本学法科大学院は、以上の「教育の理念」を前提に、これを具体化した「養成する人材」を掲げる。「法曹に必要な資質として、特に次の4つの要素を重視します。①他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。②社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。③前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。④社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」というものである<sup>2</sup>。

##### (2) 法曹像の周知

###### ア 教員への周知，理解

上記法曹像を具体化する「養成する人材」については、法科大学院教授会における数回の議論を経て、2011年1月19日の教授会において改訂をし

<sup>1</sup> 資料 A3 学生便覧 P. 4～5 「教育の理念」についての詳細な解説参照

<sup>2</sup> 資料 A3 学生便覧 P. 5以降 「養成する人材」についての詳細な解説参照

た。また、2011年度には、「本学法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を検討する作業の一環として、本学法科大学院の全専任教員を公法系・民事法系・刑事法系のグループ（以下「各系」という）に分け、開講年次の異なる各分野の科目間でいかに「教育の理念・養成する人材」に即した教育の発展的継承を図るかを議論・検討し、2012年度には、「教育の理念・養成する人材」と各分野でのカリキュラムの発展的展開の関係を説明した冊子「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」（以下「教育システムの概要」という）を発行した<sup>3</sup>。さらに、2017年1月には本学独自の外部評価報告書(2015年)の指摘を受けて<sup>4</sup>、FD研究会および教授会での審議、さらには各系での検討を経て、「養成する人材」および「教育システムの概要」を一部修正した(上記(1)に示したものは修正後のものである)。このような作業を通じて専任教員は、「教育の理念・養成する人材」を受動的に認識するにとどまらず、具体的内容や教育実践方法の議論を通じて主体的に内容を把握している。新任の専任教員にも、採用時に上記冊子等を配布・説明することで「法曹像」についての認識を共有している。非常勤講師には、委嘱の際に「法曹像」について説明するように努め、年度ごとのシラバス作成の依頼文書の中でも「養成する人材」を掲げ、その内容を踏まえてシラバスを作成するよう依頼している。総じて、教員に対しては、上記冊子等に示された「養成する人材」を踏まえてシラバスを作成することを求めているので、周知は十分なされている。上記冊子等が完成した2012年度から、各教員のシラバス記載が一層改善され充実した点にも、これは表れている。

#### イ 学生への周知，理解

上記の「教育の理念」および「養成する人材」は、在學生に配布される学生便覧の冒頭に掲載されている。さらに2012年度からは、内容の解説と本学法科大学院の教育活動との関係についての詳細な解説を付した（「教育システムの概要」を小冊子として配布している）。カリキュラムにおいても、基礎法学・隣接科目群に「キリスト教倫理」をおき、展開・先端科目群に国際関係法科目を多く設置しているのみでなく、2011年度入學生からは、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上修得することを修了要件とした。このようなカリキュラムの特徴と、「教育の理念・養成する人材」との関係についても、学生便覧において説明されている。また、各年度に在學生向けに実施される履修オリエンテーションにおいても、「教育の理念・養成する人材」と本学のカリキュラムの特徴について説明をし、国際関係法科目の履修を奨励している。

<sup>3</sup> その経緯については第9分野において詳しくふれる。

<sup>4</sup> 資料A32 2015年度外部評価報告書P.13, 15参照

## ウ 社会への周知

入学志願者を含めた社会全体への周知方法としては、「教育の理念」と「養成する人材」を入学説明用の入学案内（パンフレット）、本学法科大学院ホームページ（以下「HP」という。）に掲載している。入試説明会においても説明をし、周知を図っている。「教育システムの概要」もHPにて閲覧可能である。なお、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はいない。

### （3）特に力を入れている取り組み

上記「教育の理念・養成する人材」を踏まえて、現在社会において活躍している方々による講演会を実施し、特に「養成する人材」①④について在学生在が具体的に考える素材を提供している。2011年度より、この講演会を、大学祭期間中に行う法科大学院主催の「法曹像を考える講演会」<sup>5</sup>として定例行事化し、本学法科大学院生以外の参加も認め、学部生への案内チラシ等の配布も行っている。2014年度からは、開催日と翌年度入学予定者に対するオリエンテーションとの日程に合わせ、入学予定者にも参加の機会を提供する等の工夫も加えた。

### （4）その他

福岡県弁護士会は、毎年、福岡県内にある法科大学院に講師を派遣して法曹の仕事の実際を紹介する講演会等を開催している。本学に関連するものとしては、2009年5月13日に「若手弁護士による出張講座」（第1部「市民の司法アクセスの保障に向けた挑戦」、第2部「法科大学院での過ごし方」）が開催された（23名）。この講座は定例化しており、前回の認証評価以降では、2012年7月4日（3名）、2013年7月5日（5名）、2014年8月18日（6名）、2015年5月29日（10名）、2016年6月17日（12名）が開催されている。また、2011年より「法律事務所見学会」と「法科大学院交流会」も開催されるようになり、法律事務所見学会の参加者は2011年（10名）、2012年（8名）、2013年（1名）、2014年（2名）、2015年（2名）が参加している（2016年度は、残念ながら参加者はいなかった）。これらは、本学法科大学院独自の取り組みではないが、「養成する人材」①④に関わるものとして、本学も積極的に受け入れ、学生に情報提供をしている。

## 2 点検・評価

本学法科大学院が養成しようとする法曹像は、法科大学院の運営・活動の指針として明確性を備えており、教員や事務職員への周知もなされている。特に、前々回の外部評価の2011年度以降、非常勤講師に対してもシラバス依頼の段階

<sup>5</sup> 資料 32 法曹像を考える講演会一覧参照

で周知するように改善した。学生に対しても、学生便覧等による説明や上記冊子の配布等の形で周知を徹底し、講演会の企画等、学生が主体的に考察する契機を用意している。2014年度からは入学前段階から本学の法曹像に接する機会も設け、社会に対しても様々な媒体を通じて情報提供を尽くしている。

前述のように、「養成する人材」および「教育システムの概要」を順次改訂してきているが、今後も改訂の必要性につき継続的に議論していく必要がある。

### 3 自己評定

A [理由:養成しようとする法曹像は明確であり、関係者に十分周知されている。]

### 4 改善計画

特になし。

## 1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

### 1 現状

#### (1) 本学法科大学院の特徴

上記法曹像に対応して、本学法科大学院は、少人数教育の良さを生かしたきめ細かいケアを行うこと、国際的な法律問題に強い法律家の養成を重視すること、法曹の卵として人間性・専門的能力を人々のために生かそうとする責任感や奉仕の精神について考える機会を提供すること特徴としている。

#### (2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

##### ア 少人数教育の良さを生かしたきめ細かいケア

2015年4月から、本学法科大学院の入学定員は、35名から20名に修正され、少人数であることを前提とする教育の取組の重要性は一層深まっている。

第一に、アドバイザー制があるが、これについては、7分野7-7および7-8の記述を参照されたい。アドバイザー制度の目的と概要については、学生便覧において説明している<sup>6</sup>。また、教員間においては、教授会における文書の形で相互に確認している。

第二に、建物の構造上学生たちの自習スペース（図書室兼自習室）から教員の研究室がアクセスしやすいように両者の配置が工夫されており、これを生かして、教員はできるだけ常時学生の質問や相談に対応するようにしている。週1回特定の曜限を学生のための質問に開放するという意味でのオフィスアワー制度については、時間割が過密化していることや教員研究室へのアクセスのしやすさという先に述べた特徴に照らして導入していない。多くの教員は研究室入り口に在室が明確にわかるような掲示をする工夫をしているので、学生はそれを見て気軽に質問等に訪れている。

第三に、「拡大オフィスアワー」がある。これは、カリキュラム上の授業科目とは別に、週1回専任教員が学生の希望を考慮しつつ、その創意工夫により様々な内容の教育プログラムを提供するというものである<sup>7</sup>。各年度に各教員が拡大オフィスアワーにおいて行う内容については、年度始めに学生に配布される「拡大オフィスアワー集」<sup>8</sup>と題するパンフレット、ネット掲示板、TKC教育システム等を通じて周知される。学生が拡大オフィスアワーに参加するか否か、どのように利用するかは、個々の学生の自学自修スケジュールを尊重し、学生の自由意思に任されている。

<sup>6</sup> 資料 A3 学生便覧 P. 45 参照

<sup>7</sup> 資料 A3 学生便覧 P. 32 参照

<sup>8</sup> 資料 A34 拡大オフィスアワー集参照

第四に、本学法科大学院は、学生がお互いに活発に議論ができる自主的な勉強会を重視しており、静粛を求められる図書館のキャレルとは別に、各所に自由に使えるテーブルと椅子を設置してある。また、事務室を通じて使用を申し込めば空いている教室を学生たちが勉強会のために自由に使用できる。学生の希望に沿って、専任教員以外の弁護士が勉強会のチューターとして指導を行っている<sup>9</sup>。

イ 「国際的な法律問題に強い法律家の養成の重視」と「人間性・専門的能力を人々のために生かそうとする責任感や奉仕の精神」

国際化といわれる世界的な潮流の中にあって、西南学院大学の培ってきた国際性重視の伝統に加えて、アジアへの玄関口としての福岡市に位置する立地条件を生かして、様々な国際的な法律問題（涉外取引に限らない）に強い法律家の養成を重視している。そのため、専任教員15人中1人は国際関係法分野の専任教員としている。法学部との兼任教員や非常勤講師の担当科目も含めて多くの国際関係法科目を開講し、外国人教員による外国法や法律英語の授業も開講している。

また、前述のように「キリスト教倫理」を開講し、人間性や倫理に対する普遍性を有する深い洞察に触れ、法曹のバックボーンをなすべき豊かな人間性や博愛・奉仕の精神について自ら考える機会を提供している。さらに、基礎法学・隣接科目群の科目「法の理論と実務」の授業の中で、本学の心理カウンセラーをゲストスピーカーとして招き、人の心の痛みの受け止め方、悩みを持っている人とのコミュニケーションの取り方、家事事件や少年事件に見られる人の悩みの多様さや問題解決の難しさ等について認識を深め、豊かな人間性を追求する機会を提供している。

2011年度入学生から、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上修得することを修了要件とした。それ以降の「国際社会と法」および「キリスト教倫理」の受講者数は、2011年度は0名、27名、2012年度11名、12名、2013年度14名、5名、2014年度3名、9名、2015年度1名、10名、2016年度3名、12名、2017年度0名、3名と推移している。また、毎年1回は法曹や社会で活躍している方々による講演会を開催し、国際的な法律問題を担う法律家、責任感と奉仕の精神をもつ法律家について、学生が具体的に考える機会を提供している（1分野1-1参照）。福岡県弁護士会による法科大学院生向けの出張講座についても1分野1-1参照。

### （3）取り組みの効果の検証

授業科目受講者数の調査を通じた検証の他には、新入生に対するアンケート調査や修了生に対するアンケート調査（1分野1-6参照）を通じて、学生の受け止め方を検証している。拡大オフィスアワーの在り方に関しては、毎

<sup>9</sup> 資料 A3 学生便覧 P. 32 参照

年1回、教授会において各教員による実践について報告をするとともに検討を行ってきた。「法の理論と実務」におけるゲストスピーカーについては、毎回、学生に感想を書かせてその反応や成果について検証している。なお、下記の模擬裁判における手話通訳参加の成果は、手話通訳士協会の会報に紹介されたほか、第12回日本手話通訳学会でも同様の内容についての報告がなされ<sup>10</sup>、本学からも刑事模擬裁判担当教員が参加して、概要を教授会で報告している。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

2011年度から、「刑事模擬裁判」および「民事模擬裁判」の講義に、福岡県手話通訳士会の方々が参加している（2015年度外部評価報告書10-2(P. 124～125)について注記）。当初は手話通訳士の方々に授業を傍聴してもらい感想を述べて頂くにとどまったが、近年では、被告人が聴覚障害者であることを想定して手話通訳を実践し、より通訳しやすい言葉の言い回し等について意見を伺う等、現実の法廷手話通訳を意識した授業が行われてきた（刑事模擬裁判）。模擬裁判を法科大学院内部だけの閉鎖的な講義科目にするのではなく、手話通訳士が参加することの意義は大きい。法廷が様々な人々に開かれた場であるという事実をシンボリックに伝えるにとどまらず、法科大学院生にとって、障がいを持った他者との意思疎通に配慮しつつ法廷活動を行うことを当然のものとして受け止め、その技術を学べる点に意義があり、また手話通訳士の育成を援助するという社会貢献もある。なお、前回の認証評価で貴財団の評価において指摘された手話通訳士の授業参観と中長期的定着の必要性（2012年度法科大学院の現状と課題P. 24参照）については、実現することができた。

#### (5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

少人数教育に関しては、前述のように、評価できると思われる。

本学法科大学院が追求しようとしている特徴の内容は明確であり、適切である。特徴を追求する取り組みのうち、特に国際的な法律問題の重視、責任感や奉仕の精神という点についても、カリキュラムに具体的な形として表し、個別科目においても学生がこれらの問題に触れる機会を増やそうとする努力もしている。但し、司法試験選択科目において国際関係法科目を選択する者が少なく、受講する学生数もあまり多くない。この点を考慮して、2011年度入学生から「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」を選択必修する制度にした。上述のとおり

<sup>10</sup> 資料 A35 日本手話通訳協会「月刊翼」2～4号、第12回日本手話通訳学会抄録集参照

り、受講者数は決して多いとはいえないが、定員減等による総学生数の減少も考慮すると一応の成果は上がっている。

### 3 自己評定

B [理由:本学法科大学院の特徴を追及する取り組みが適切になされているが、国際関係法科目の受講者数については課題が残る。]

### 4 改善計画

国際関係法科目の受講者が少ないことに鑑み、引き続き在学生に対して履修を促す努力を続けるとともに、修了生に対する働きかけ方の工夫をする。

### 1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等(入学者選抜および修了認定等に関する事項を含む。)を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制および修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

## 1 現状

### (1) 組織・体制の整備

#### ア 大学院法務研究科点検評価委員会(点検評価委員会)

本委員会は法務研究科長(法科大学院長)、法務研究科教務主任、同専攻主任、教授会(法務研究科委員会)により選任された専任教員および法科大学院事務室役職者から構成される(西南学院大学自己点検・評価細則9条)。「西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程」(以下「点検評価規程」という)によれば、本委員会は5年ごとに毎年の自己点検・評価の結果をまとめ、自主的に点検評価報告書を作成すること、さらに、評価機関による認証評価を受けた翌々年度に自己点検・評価を行い自己点検・評価報告書を作成すること、作成された種々の評価報告書は法科大学院長に提出され、これをもとに法科大学院長が教授会に指示をすること等が定められ、評価報告書の内容は本学法科大学院の自己改革のために活用される(点検評価規程第5~7条)。また、従来の本委員会は、法令上受けることを義務づけられた認証評価の際の報告書作成が主要な任務であったが、新しい点検評価規程と外部評価委員会規程の制定において、本委員会は点検評価の仕組みを自主的に改革する推進役となった。加えて、全学的な点検評価制度の改革との関係でチェックシートを毎年作成することになり、恒常的チェック機能を発揮する体制を実現することもできた。この点は、

2012年度に実施された貴財団の点検評価報告書18頁の「恒常的な『check』機能を発揮する体制」が求められるとの要望に応えたものといえる。

イ 大学院法務研究科外部評価委員会（外部評価委員会）

アの「点検評価規程」制定とあわせて、「西南学院大学大学院法務研究科外部評価委員会規程」が制定され<sup>11</sup>、大学院法務研究科外部評価委員会が設置されることとなった。本委員会は、外部からの委員3名以上によって構成され、法科大学院が作成した自己点検評価報告書の書面調査その他を行う。本委員会設置の目的は、外部者から見た率直な感想・矛盾点の指摘や、内部者が見落としがちな改善点等の提言を求め、法曹養成教育機関としての法科大学院の社会的責任の充足に資する改善を目指すことである。本委員会によってなされた提言は、教授会および大学本部に報告され、制度改革のための貴重な提言として利用される。2011年度の第1回の外部評価に続き、2014年度には第2回の外部評価を受けた。

ウ 大学院法務研究科将来計画検討委員会（将来計画検討委員会）

本委員会は、入学者選抜の仕組み、学生定員、教員人事と定数、カリキュラム等教学上の問題その他、本学法科大学院にとって解決を求められる重要な課題について、法科大学院長が諮問した事項について審議・検討することを任務とする。本委員会は、執行部（法科大学院長、教務主任、専攻主任）の他に数名の専任教員によって構成され、そこで作成された改善提案は法科大学院長により教授会に議題として提出される（西南学院大学法務研究科将来計画検討委員会規程1～3条）。本委員会の設置以前は、執行部3名が改革・改善のための提案を一手に引き受けていたため、執行部の負担が重く、また、機動的に改革・改善の提案をすることができなかったが、本委員会設置により、より広い範囲で改革・改善のための知恵を出し合うことが可能になり、本学法科大学院における企画力が強化された。

エ 法学部—法科大学院連携委員会（連携委員会）

本委員会は法科大学院単独の委員会ではなく、本学法学部との連携を深めるために法学部と合同で設置し継続的に開かれてきた委員会である。2011年度末より、全国的な法曹志願者の減少や、未修者教育問題（1年間の教育期間では十分な教育が達成されにくい）の顕在化を受けて、法学部生の段階からの一貫した法曹教育の導入という観点から法学部と法科大学院との連携の必要性が認識され、2012年3月16日両教授会全構成員による法学部・法科大学院合同懇談会が実施された。そこでの審議内容を受けて、2012年7月、双方から3名ずつの委員を出して、様々な連携の在り方を検討する本委員会が発足した。以後、種々の新規プランの案出や具体化の必要性に応じて開催されている。本委員会は、法学部・法科大学院の抱える問題を、個別部門を超えた視点や協力によって解決するものである。

<sup>11</sup> 資料 A6 法科大学院教授会議事録（2011年5月18日承認）参照

#### オ 大学院法務研究科委員会（法科大学院教授会）

教授会は自己改革だけを目的とした組織ではないが、将来計画検討委員会における議論によって得られた自己改革のための改善策や、点検評価の在り方について点検評価委員会における議論を通じて得られた改善策は、最終的には教授会における専任教員全員の議論によって、その採否が決められる。全員参加のもと、自由闊達に議論の行われる教授会は、自己改革についても最も中心となる機関である。

#### カ 改革諮問委員会

2017年3月より立ち上げられた法科大学院長の諮問による臨時委員会である。各担当分野の代表からなる大人数が集まり比較的長期の展望を検討してきた将来計画委員会とは別に、改革諮問委員会は、新旧執行部と若手教員2名の少人数からなる機動的な委員会として、カリキュラムや入試体制等の火急の課題について、集中的に議論をして有効な対策を案出して現在の危機的状況に対する早急な改革を実現することを目指している。

### （2）組織・体制の活動状況

#### ア 点検評価委員会

2011年度以降の本委員会の活動としては、まず、認証評価報告書の作成が挙げられる。2012年度の日弁連法務研究財団による認証評価のための報告書、2014年度の外部評価委員会への報告書（これに基づいて「2015年度外部評価報告書」が作成された）は、いずれも本委員会において作成されたものである。また、全学点検評価との関連でのチェックシートも毎年作成して教授会で報告しており、入学者選抜、教育体制、修了認定、修了者の進路等広い範囲で本学法科大学院の法曹養成教育を恒常的にチェックする役割も担っている。外部評価委員会の指摘を受けて行われた2017年1月の「養成する人材」および「教育システムの概要」の一部修正にも関わった。

#### イ 外部評価委員会

2014年度に行われた第2回目の外部評価の結果については、2015年3月に「2015(平成27)年度西南学院大学外部評価報告書」として冊子化された。送付先は、福岡県弁護士会、九州内の法科大学院、日弁連法務研究財団等である。その報告書で指摘された意見が2017年1月の「養成する人材」および「教育システムの概要」の一部修正に結実している（1分野1-1参照）。

#### ウ 将来計画検討委員会

本委員会は、設置以来、入学者選抜の仕組み、学生定員、教員人事と定数、カリキュラム、法曹養成のために必要かつ効果的な教育体制の在り方、成績評価の方法（GPAを用いた進級・修了要件の導入）、アドバイザー制

度の在り方等，多方面にわたる改革・改善のための議論と提案を行ってきた。2014年度の両属教員の移行措置（両属教員の必置専任教員としてのカウンターの廃止）の対応について，2013年度から2014年度にかけて検討を行い教授会に提案した。また，後述のとおり2014年度に司法試験合格者数1名という危機的状況が生じてからは，さらなる改善の工夫を練っている。

#### エ 連携委員会

本委員会は，2012年度の創設後，2013年3月までをにかけて具体的連携の在り方を検討した。同月には，法学部と法科大学院の全教員による「連携懇談会」が開かれ，本委員会より提出された連携のための答申に基づいて，応用法律学を拡大して法曹志望者へ向けた特別プログラムを準備していく方向で連携を深めるべきとの合意が形成された。この答申に基づき，①従来，理論と実務の架橋を図る科目として法学部に設置されていた「応用法律学」を，法学部と法科大学院の連携により，学部から法科大学院までの一貫した法曹育成制度を作る構想のもとに，憲法・民法・刑法につき，具体的事例を素材としつつ法的主張の構成・文章化の教育を行う場として充実させる応用法律科目群として再編し，②同科目群を修得した学生を中心とした優秀な学生に対して学部3年をもって卒業を認める早期卒業制度が実現した<sup>12</sup>。さらに，これまでの取り組みを検証する目的で2017年6月に開催された連携懇談会で，2018年度からは，学部教育と法科大学院での教育の一層の連携を図るために，学部生対象のゼミを法科大学院の教員によって開講される方針が示されている。

#### オ 法科大学院教授会

教授会は，各種委員会の提案をそのまま承認するというわけではなく，実質的に内容のある議論を長時間行い，提案を修正したり，継続審議とすることもしばしばである。これにより，各種委員会の問題意識は専任教員全員の共有するところとなっている。

#### カ 改革諮問委員会

現在，月2～3回の割合で会議を行い，早急に有効な改革案を捻出するべく活動している。本年3月の春休み期間は，入試と司法試験に関する様々なデータの調査・検討を行い，教授会に報告，新学期からは，具体的な改革案を構想している。後述のとおり，教授会の承認を要せずに実現可能な改善案については，執行部レベルで判断し，直ちに実践するようにしている。

### （3）組織・体制の機能状況

#### ア 問題の把握，検討，具体的取り組み状況

<sup>12</sup> 資料 A32 2015年度外部評価報告書 P.120 以下参照

過去5年間の入学者競争倍率

	受験者数	合格者数	競争倍率
2013年度	74人	37人	2.00倍
2014年度	56人	27人	2.07倍
2015年度	37人	23人	1.61倍
2016年度	44人	22人	2.00倍
2017年度	41人	18人	2.28倍

過去5年間の入学定員充足率

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	35人	16人	45.7%
2014年度	35人	11人	31.4%
2015年度	20人	13人	65.0%
2016年度	20人	15人	75.0%
2017年度	20人	3人	15.0%
平均	26人	11.6人	44.6%

①教育体制の改善については、次のイで検討する。④改善提案への対応、⑤法曹に対する社会の要請の変化への対応については、外部評価の実施とその提案に対する対応として上述したところである。ここでは、②入試競争倍率と③定員確保について検討する。

入学試験競争倍率および入学定員充足率については、一貫して教授会の重要懸案事項であり、2013年度から、新たに適性第4部利用試験、2014年度からは、社会人・他学部出身者試験を導入し、さらに、本学法学部からの入学志願者の増加を図るために、連携委員会を中心として、本学法学部との協力を強化して、応用法律学の開講・拡大や早期卒業制度の実施等を実現してきた。これらの対策の結果、本学の入学者は競争倍率2倍を維持しつつ、定員の50%を上回る入学者を確保しており、2016年度には75%にまで回復していた。特に、連携委員会を中心とした学部との連携構想が奏功し、本学法学部からの進学者が増加していた。そのため、2017年度入試の入学者3名という結果については、驚愕している。

現在、改革諮問委員会を中心に原因と対策を検討しているが、次のイで検討するとおり、司法試験の合格率が伸び悩んでいるというのが最大の理由であろう。しかし、上掲の表のとおり、志願者数、合格者数は、2015年度、2016年度に比して大きな変化はないにも関わらず、入学者が減少したのは、歩留率の低下が要因であり、特に上述のとおり本学法学部出身者に

支えられてきた状況が、併願した近郊の国立大学の合格が容易になったために崩れてしまったという点にも要因があるように思われる。調査と対策検討は引き続き行うが、今のところ構想されている対策は次のようなものである。

(ア) 本学法学部生への働きかけの強化

本学法科大学院を学部生にとって一層馴染みやすいものとするべく、上述のとおり2018年度より学部生対象のゼミを法科大学院教員が担当できる制度を実現した。また、新学年開始の4月に学生ホールにおいて法科大学院への進学相談を行うブースを設置するようにした。

(イ) 他大学等への訪問説明会の充実

2014年より、法学部を有する他大学での訪問入試説明会を実施してきたが、法科大学院制度全体の問題として捉えるならば、法曹志願者数自体の拡大が焦眉の課題であることに鑑み、法学部を持たない大学の学生への働きかけを強化する。

(ウ) 既修入学者の増加

法科大学院制度の発足当初の理念は、未修入学を原則とし、既修入学を例外とするものとされていたが、司法試験の合格率が既修者の方が高いという現実直面し、全国的な潮流として、既修入学の原則化が進み、法科大学院志願者にも既修入学志向が強まっている。このような状況に鑑み、本学法科大学院も、既修者について極めて厳しく例外的に入学を認めてきた入試体制を改め、既修志願者が受験しやすくする。この点については、2015年度に、他大学の入試制度の調査に基づき、すべての法律科目が最低基準点（60%）を超えなければならないとしていた本学の方式を改め、憲法・刑法・商法について、履修条件付き合格を認める改革を行った。さらに、2017年4月の教授会において、改革諮問委員会の提案に基づき、新たに家族法もその対象に加えた。

(エ) カリキュラム等の教育体制の改善

次のイにおいて述べるように、教育体制を抜本的に見直し、司法試験合格率を改善する。特に、上述の連携に基づいて入学した学部出身学生を合格に導くことで、本学法学部生からの信頼を勝ちとり、再度学部からの進学者を増やしていきたい。

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者の人数	最終合格者数	合格率	全国平均の司法試験合格率
2013年度	52人	30人	5人	9.6%	25.8%
2014年度	50人	27人	1人	2.0%	21.2%
2015年度	48人	28人	5人	10.4%	21.6%

2016年度	36人	18人	4人	11.1%	20.7%
2017年度	28人	17人	人	%	%

本学修了生の進路問題については、2013年頃より「法曹資格の取得の有無にかかわらず、本学法科大学院の厳しい教育課程を通して培われた『力』や『高い専門知識』は、企業内での法務職・総合職等においても十分に発揮できるはずであり、また社会的にも活かされるべき」であるとの考え<sup>13</sup>に基づき、司法試験不合格者に対する就職状況の確認と未就職者の就職支援とが重要な課題であるとの認識が教授会で共有されるに至った。同年7月に、全修了生向けの就職支援開始の連絡と共に、現在の状況について確認するアンケート調査を行ったところ、回収率が悪く、十分な状況把握には至らなかったが、ある程度の状況は把握できた。また、当初から担任制度を採用して教員と学生・修了生との交流を心がけてきており、その関係で得られた就職情報や、来校した修了生から得た情報等を根気よく蓄積してデータ化し、一定程度の情報は把握できている（進路状況調査約65%程度）。就職支援に関しては、その後も継続しており、法科大学院長やキャリアセンター委員による企業訪問や、西南法曹会や修了生ネットワークを通じて就職先を開拓する活動も行い、実績として、コカ・コーラウエスト、長州産業、サニックス、総合メディカル、厚労省雇用労働相談員、弁護士法人、司法書士法人等々の法務職ないしパラリーガル職への就職を実現している。

本学の司法試験実績は、2012年度に12名の合格（合格率19%）を出した後、上掲表のとおり、2013年度から2015年度にかけて、3年連続して全国平均の50%を下回った。もともと、2014年度の1名合格を最低値として、2015年度は5名合格、2016年度は4名合格であったが受験者数の減少のため率としては全国平均の50%を超える等、回復傾向を示してはいる。50%を割った3年間についても、2014年度を除けば、その率は僅差であり、2015年度は1名の差で50%を割り、2013年度には予備試験資格で合格した者が2名おり、これを加えれば全国平均の50%を超える数字になっていた。また全国的に見た既修修了者と未修修了者との合格率の大きな差を背景として、中教審の既修未修を区別しない一律の合格率比較方式が、未修者中心に設計された大学に不利に働いている要素もなくはない<sup>14</sup>。とはいえ、このような状況が深刻な状況であることに変わりはなく、教授会としても最重要課題として、改善を図ってきた。

<sup>13</sup> 修了生アンケートの依頼に際して添付した法科大学院長の挨拶文。

<sup>14</sup> ちなみに、新司法試験発足（2006年度）以降の全受験生の延べ合格率を既修・未修別にみると、既修者の全国の合格率36%（34,102名の受験者中12,251名が合格）に対し、本学は26%（42名中11名が合格）で、対全国比73%であり、未修者についても、全国合格率17%（40,968名中6,907名が合格）に対し、本学は10%（501名中51名が合格）で、対全国比60%と、いずれも50%を超えている。

2008年の合格者2名という最初の危機以来、教授会において、在学生と研修生の名簿を参照しながら、一人ひとりの学修生活状況について情報・意見を交換し、指導方法を検討し合う場を設置し（2015年4月よりFD研究会に移動し現在も継続中）、修了生に対するケアとして研修生登録料の値下げを行い、当該年度の修了生全員に対して本学の教育体制についての感想を尋ねるアンケートを実施し（2013年度より毎年3月に実施し、4月の教授会で報告している）、学友会（学生の自治会）委員との定例の意見交換会を実施する等の工夫を行ってきた。これらの内容は教授会・FD研究会で報告・協議され、細かな制度改善や各教員の講義の内容改善に活かされてきた。2006年度に第1期修了生を送り出して以降の各年度の修了生の最終合格率（合格年度にかかわらず最終的に何パーセントが合格したかの率）を見ると、6期生（2011度）以降、多少なりとも数値が向上しているのは、これらの努力の成果であるといえるだろう<sup>15</sup>。

2014年度の再度の危機にあたって、合格発表直後に臨時教授会を開催して対策を協議し、将来計画委員会を重ねてカリキュラム改正を行った<sup>16</sup>。さらに、2015年度の司法試験合格発表後の臨時教授会でも「司法試験合格者を増加させるための取り組みについて」議論され、拡大オフィスアワーの在り方と、自学を妨げる過度に濃密な授業内容・カリキュラムになっていないかという観点から、学生の学修状況の調査の必要性が提案され、2015年12月から2016年1月にかけて行った1～3年生に対するアンケート調査、2016年3月に行った修了生アンケート、5月の学友会との意見交換会等の調査、各系での議論を経て<sup>17</sup>、2016年12月の教授会で、「養成する人材」の一部改訂とそれに伴う冊子「教育システムの概要」の改訂<sup>18</sup>等を行い、また、2017年1月の教授会において、司法試験直前の3年次後期での授業負担を軽減し、司法試験に向けた自学自修を促すべく、これまで3年次後期科目とされてきた「民法法総合演習Ⅰ」を3年次前期に移し、代わりに「民事模擬裁判」を後期に移すことによって、3年次後期の負担をいささかでも軽減する方向での決定がなされた（2017年度より実施）<sup>19</sup>。

<sup>15</sup> 4名の既修者が修了しただけの第1期生は別として、第2期24.4%、3期15.2%、4期23.8%、5期18.2%、6期32.3%、7期23.5%、8期37.5%、9期25.0%、10期44.4%と、第6期以降、上昇傾向にある。

<sup>16</sup> カリキュラム改定については、10月8日の教授会で、各系での検討を決定し、10月22日の教授会で各系での協議の報告、11月、12月、1月の継続審議を経て、1年次につき「基本的人権の基礎」の4単位化、民法基礎演習（2単位自由科目）の追加、2年次につき「憲法訴訟論」の必修化などの改革を行った。

<sup>17</sup> いずれも教授会議事録参照。

<sup>18</sup> 外部評価委員会の指摘を真摯に受け止め、また学生の状況等を調査した結果、本学の修了生が直近合格を果たせないのは、知識不足というよりは、論述試験に求められる迅速な処理能力の不足にあると考えて、「迅速性」を養成する人材の要素に加えたものである。その詳細な経緯については、第9分野を参照されたい。

<sup>19</sup> なお、2016年12月12日には、本学は文部科学省と中央教育審議会のワーキングチーム（中央教育審議会法科大学院特別委員会・井上正仁早稲田大学教授、同法科大学院教育状況調査ワーキンググループ・佐伯仁志東大教授、文部科学省高等教育局専門教育課長・浅野敦之氏、同専門職大学院室長補佐・川崎宏

以上が昨年度までの取組と改善の状況である。本学はこれをもって教育体制の改善が完成したものとは考えておらず、昨年度の措置はあくまで応急的措置であり、創立当初の制度を抜本的に再建するべく、1(1)カで記したとおり改革諮問委員会を立ち上げ、様々な観点から本学のデータを調査し、調査結果を教授会に報告しつつ、改革の方向を探っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

学生の自学自修状況を把握するために、改革諮問委員会によるアンケート調査を行い、それをもとにカリキュラムの見直しを進めている。

(5) その他

特になし。

## 2 点検・評価

制度上の問題点の発見機関としては、内部的視点のものとして点検評価委員会が、外部的視点によるものとして外部評価委員会がある。問題解決の具体的方法の検討機関としては、内部的解決の視点として将来計画委員会、外部的解決の視点として法学部一法科大学院連携委員会がある。そして、これらの提言に基づき改革を行い、運営を続ける中心的組織として教授会がある。また、現在の危機的状況に対する緊急的対応組織として改革諮問委員会があり、制度的には、法科大学院の運営・改善にとって十分な組織が形成されている。実際にも、外部評価委員会の報告書の指摘に対応した「養成する人材」および「教育システムの概要」の一部修正や昨年度の3年次科目の前期と後期の配置転換等の実績に見られるように、発見された問題点に対する可能な限り早期の対応がなされてきており、今後については改革諮問委員会の提言が待たれるところである(これらの変更の効果については今後検証が必要となる)。

点検評価も含む法科大学院運営全体に関しては、上述の諸委員会が組織として確立されたことにより、執行部にのみ過大な負担が生じるという事態は軽減された。また、ほとんどの問題が教授会において協議・懇談されたうえで決定されるので、教員全員が直接的に問題を共有し改善作業に参加する形がとられている。但し、執行部は将来計画検討委員会と点検評価委員会の委員をかねており、執行部、とりわけ法科大学院長の負担はなお軽くない状態にある。専任

---

氏)による実地調査を受けた。調査の後の意見交換の席上において、同チームより、おおむね定期試験問題も適切で答案もきちんとしているとの意見が示されるとともに、司法試験合格者の増加を図るためのいくつかのサジェッションがなされた。その中には学則改正を必要とするために直ち年度内には対応しがたいものもあったが(例えば、1年次の入門科目の3科目を選択必修から必修科目にする等)、3年次後期の授業が過重で司法試験のための準備が十分に行えていないのではないかの指摘については、教授会での協議を経て、すぐにも可能なことを検討しようとの判断がなされた。2017年1月の教授会における「民事法総合演習Ⅰ」と「民事模擬裁判」の入れ替えは、それ以前のアンケート等で得ていた認識の反映であると同時に、この指摘を受けとめた改革でもある。

教員数は法令の基準を上回っているが、上回る数は両属教員によるものであり、実際にさまざまな学内行政職に携わることのできる教員の数は多くはない。負担が一部教員に集中する状況は、なお改善の余地がある。

### 3 自己評定

B [理由：自己改革を目的とした組織・体制は整備されているが、まだ、その機能が十分に結果に反映しているとはいえない。]

### 4 改善計画

組織・体制自体は整備されていると考えるので、結果を出すべく、①カリキュラムの抜本的改革、②既修入学者の増加へ向けた入試体制の改革、③法学部との連携の充実、の3点を柱として、法科大学院制度発足当初の制度を改革していく。

## 1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 1 現状

#### (1) 教授会の権限

本学法科大学院は、法学部と別組織であるのみならず、他の大学院各研究科からも独立した組織であり、教授会を中心とした主体的かつ自立的な意思決定に基づいて運営されている。大学全体の意思決定過程や会議体の中では、法科大学院は一つの学部に対応する取り扱いがなされており、大学院委員会に属さないという点では他の研究科よりも独立性が強い。学則も独自のものを持っている。法務研究科長(法科大学院長)は、学部長と同格の部長会議構成員とされている<sup>20</sup>。

教授会は学部教授会と同様に、カリキュラムをはじめとする教育内容の決定、採用・昇任人事、役職者や各種委員の選出、学生の入学、修了、学籍等、広く様々な案件について自律的に決定することができる<sup>21</sup>。

#### (2) 理事会等との関係

採用・昇任人事や学則・規程の改正を伴うもの等については理事会の承認手続きを経る必要があるが(「学校法人西南学院寄附行為」第26条)、教授会の決定が尊重されており、これまでその段階で教授会の判断に異論が示されたことはない。

#### (3) 他学部との関係

学則・規程の改正を伴うもの等については、全学の学部長等により構成される部長会議、さらには全学教員から構成される連合教授会の承認手続きを経る必要があるが(「西南学院大学規程」第39条、第50条第1項)、教授会の決定が尊重されており、これまでその段階で否決されたことはない。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

法科大学院の管理運営における自主性・独立性については、ルール上それが尊重され保障されることになっているのみならず、実際にもそれが維持されて

<sup>20</sup> 資料 A5 西南学院大学規程第 47 条第 1 項、第 61 条の 2 参照

資料 A3 学生便覧 P. 64 西南学院大学大学院法務研究科学則参照

<sup>21</sup> 資料 A5 西南学院大学大学院法務研究科委員会規程第 6 条参照

おり，制度上も運営上も，法科大学院の教育活動に関する重要事項が自主性・独立性をもって意思決定されている。

3 自己評定

合 [理由：法科大学院の教育活動に関する重要事項は，法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。]

4 改善計画

特になし。

## 1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

### 1 現状

#### (1) 公開されている情報の内容

2017年4月の時点で公開されている情報は以下のとおりである。

①養成しようとする法曹像に関しては、「教育の理念」、「アドミッション・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「ディプロマ・ポリシー」および「教育システムの概要」(1分野1-1参照)。②入学者選抜に関するものとしては、入学者選考の基本方針、募集人員、出願資格、出願期間、試験日時、入学者選考の方法(配点、入学最低基準点の有無を含む)、入学説明会スケジュール、過去の入試結果(志願者数、受験者数、合格者数[男女別、法学部・他学部・社会人の区別]、出身大学、入学者数、適性試験の平均点・最低点、過去の入学試験問題と出題趣旨)。③教育内容に関するものとしては、カリキュラム(4つの科目群についての説明、開講科目表、入学から司法試験受験までの流れ<各年次の大まかな到達目標>)、シラバス(講義要綱)、進級要件と進級率、修了要件と修了率)。④教員に関するものとしては、専任教員の担当科目と教育研究業績、非常勤講師の担当科目、教員組織(女性教員の占める割合を含む)、専任教員年齢構成、外国人教員比率。⑤成績評価・修了者の進路に関するものとしては、各科目に成績評価基準(シラバスに記載)、修了者数、司法試験合格状況、修了生の進路。⑥学生の学習環境に関するものとしては、施設と設備環境、奨学金制度、収容定員、在籍学生数。⑦組織と自己改革に関するものとして、西南学院大学大学院法務研究科学則、2015年度の外部評価結果、2012年度の法務研究財団による認証評価の結果(評価報告書を含む。)、およびその際本学法科大学院が提出した自己点検・評価報告書。⑧修了生の進路に関わるものとして、司法試験合格状況および法曹以外の進路状況。

#### (2) 公開の方法

上述の情報は、主として本学法科大学院HP、入学案内、入学試験要項等の媒体を通じて学外に公開を行っている。また、西南学院大学HPの中の教育研究基本情報の項目において公開しているものもある。

その他マスコミや受験生等から情報開示の要求があったものについては、個人情報保護等の情報管理の観点に鑑み、差し障りのないものについては、情報公開を行っている。公開の是非について判断がつかかねるものについては、執行部や教授会での協議のうえ、対応している。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

法科大学院事務室宛のメールアドレス、電話番号を公開しており、それぞれ問い合わせがあった場合は、迅速かつ丁寧に対応している。但し、必ずしも画一的な回答方法が好ましいとは思われないので、回答方法についてHP等には明示されていない。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教育活動等に関する事項の多くについて誰もがアクセスできる方法で公開されており、また、質問やコメントを受け付ける窓口体制も整備されている。2012年の外部評価報告書で指摘された修了生の進路や就職状況の把握に努めているが、プライバシーの関係等で4分の1程の修了生の進路が確認できていない。進級率、教職員の体制、在籍者数、適性試験の平均点・最低点の公開は実現した。今後は、最新の自己改革の取り組みについて、適切な形で開示する方向を検討したい。

3 自己評価

B [理由：教育活動に関する情報は適切に公開されている。]

4 改善計画

修了生の進路の把握に努めていきたい。

## 1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

### 1 現状

#### (1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

学生便覧、入学案内、HP等に掲載した学生に約束した教育活動等の重要事項は、以下のとおり。①カリキュラム編成(5分野参照)、②入学定員(2014年度より20名)に対して専任教員15名による少人数教育、③授業料と奨学金、④充実した学習環境(7分野参照)、⑤授業の質の向上(4分野等参照)、⑥拡大オフィスアワー(1分野1-2, 1(2)ア参照)、⑦アドバイザー制度(7分野7-7, 1(7)エ参照)等。

#### (2) 約束の履行状況

いずれも基本的に履行されており、入学後に変更がある場合には、在學生にとって不利益変更にならない範囲で適用している。

まず①に関して、2011年度入学生から「キリスト教倫理」又は「国際社会と法」のいずれかの単位を修得することを修了要件としたが、約束履行の観点から、2010年度以前の入学生には適用していない。開講科目については、2012年度には「国際商事仲裁」が不開講、2013年度は「法律英語」「環境法」「国際紛争解決法」「外国法(2)」, 2014年度は「法制史」「刑事政策」「外国法(2)」, 2015年度は「法曹倫理」「刑事実務演習」「法制史」「環境法」「執行・保全実務」「国際紛争解決法」「国際環境法」, 2016年度は「法社会学」「法制史」「法律英語」「環境法」「土地私法」「倒産法演習」「国際私法」「国際紛争解決法」「国際環境法」「国際組織法」「国際経済法」が不開講となっているが、主として履修者がいなかったことによる。また、2015年度の法曹倫理が閉講されたのは履修年次の変更(1年次から3年次配当へ)によるものであり、2015・2016年度の「法制史」の閉講は、担当教員の緊急入院および逝去のためである。

②に関して、かつて、定年等のために入学案内に掲載されていた専任教員が翌年の入学時には在籍していなかったという例があったため、現在では入学案内の教員紹介ページに「20〇〇年〇月〇〇日現在」という表示をしている。

③に関して、2015年度から学費を引き下げることになったが、在學生の利益を考慮して、新入生に限らず、在學生全員を対象とした。これに対し、奨学金対象者数も削減したが、約束履行の観点から前年度入学生には適用していない。

④⑤については、特に問題はない。⑥に関して、前回認証評価の際の指摘を受けて、学生便覧にこの制度の趣旨を明記するとともに、毎年、学生に『拡大オフィスアワー集』というパンフレットを配布してその内容の周知を諮り、さらに、法科大学院教授会において各教員の拡大オフィスアワーの内容について検討する機会を設けている。⑦に関しては、2011年度より、より実効的な制度とするために制度改定を行い、また、学生便覧にその趣旨を明記している。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

特になし

(4) 特に力を入れている取り組み

入学者全員に対して約束履行につき意見を確認するべく、退学者に対しては専攻主任による退学相談時、修了生に対しては、修了生アンケートで約束の履行について確認している。

(5) その他

前回の認証評価以降も従前のアンケート調査を実施し、学生の意向を踏まえて検討している。

2 点検・評価

学生との約束の履行は、十分に果たされており、特にこの点に関する苦情等は生じていない。

3 自己評定

合 [理由:法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施しており、実施していない場合にも合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っている。]

4 改善計画

特になし。

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準および選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準および選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準および選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと(寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等)を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準および選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

#### 1 現状

##### (1) 学生受入方針

本学法科大学院の入学試験要項<sup>22</sup>では、「入学者選考の基本方針」という項目の中で、未修者試験・既修者試験に共通の学生受入方針として、法曹養成に特化した高度専門職業教育を受けるために必要な資質を備えているか否かを多面的に計る目的で、以下の5点を掲げている。①推理力や分析力等の論理的思考力並びに読解力、さらには、一般的な問題解決能力、②学部段階で専門科目のみならず幅広く教養科目や語学科目等を十分履修しているか否か、③取得した資格の内容や検定試験の成績等、④社会人入試については、社会人としての経験が本学法科大学院における学習にどのように生かされるか、また、どのような特色あるバックグラウンドを持った法曹となることが期待できるか、⑤社会に生起する様々な問題に対して多様な観点から分析・検討を行い、説得力ある方法で論旨を展開できるか否か。

また、多様なバックグラウンドを備えた法曹を多数輩出するという司法制度改革の理念に照らして、他学部出身者や社会人を積極的に受け入れる方針を打ち出している。以上については、前回認証評価の時点から今日まで変更はない。

なお、以前からあった飛び入学を認める制度に加えて、2015年度入試から

<sup>22</sup> 資料 A7 2018年度入学試験要項 P.2 参照

本学法学部を3年修了時の早期卒業予定者にも受験資格を認めるようにしたが、いずれの対象者も入試においては特別扱いせず、他の受験生と完全に同等の扱いをしている。

## (2) 選抜基準と選抜手続

本学法科大学院では、2010年度入試よりそれまでの内部振分方式を改め、未修者入学試験と既修者入学試験を独立した入試として実施してきた。さらに、2015年度入試から、全国統一適性試験受験者が全国的に減少してきている状況に鑑み、入学定員を35名から20名（未修者14名程度、既修者6名程度）とすることとしたが、未修者入学試験と既修者入学試験が別個の入試である点に変更がない。但し具体的制度としては、創立当初は、未修者試験としては、9月に行われる小論文中心の試験の一回のみであったが、その後、入試日程を再検討し、志願者の便宜の観点から実施時期を8月に移行するとともに（以下、「8月試験」と呼ぶ）、2012年度より、より多くの志願者を確保する観点から同様な内容の試験を2月にも行うことにした（以下、「2月試験」と呼ぶ）。また、多様な視点から選抜を行うことを目的に、2012年度入試より、10月試験（適性第4部利用試験）<sup>23</sup>を、2015年度入試より社会人・他学部出身者試験<sup>24</sup>の実施を開始した。なお、志願者の減少による競争倍率の低下に鑑み、合否は単純な科目得点の総計のみで行うのではなく、すべての科目について最低基準点を設けている。

以下、各種未修者入学選抜方式の基準と手続について説明する。

### ア 「8月試験」および「2月試験」

本試験は、(1)全国統一適性試験（第1～3部）の成績：配点50点、(2)学業成績および志望理由・自己推薦書の内容（以下「自己推薦書等」という）：配点100点、(3)小論文試験：配点100点、の3点を評価対象とし、合計250点満点で評価を行う。

#### (ア)全国統一適性試験（第1～3部）

言うまでもなく、上述「学生受入方針」①に対応するものである。総受験者の下位から15%程度の人数を目安に入学最低基準点を設置すべきの方針が文部科学省によって採用されて以降、本学法科大学院もそれに応じた入学最低基準点の設定を行っている。但し、本学での調査の結果、統一適性試験の得点と入学後の学内成績及び司法試験合格との相関性が比較的弱いこと、統一適性試験の得点は作業の俊敏さに左右される傾向があること、年齢との負の相関性が顕著であること等を考慮して、最低基準点を絶対的なものとせず、基準点に満たない場合には原則不合格としつつも、特別な事情が認められる場合には個別審査を行い、統一

<sup>23</sup> 資料A6 法科大学院教授会議事録（2011年4月13日）参照

<sup>24</sup> 資料A6 将来計画委員会議事録（2014年4月9日および4月23日）参照。

法科大学院教授会議事録（2014年4月30日および2014年7月30日）参照

適性試験のマイナスを埋めるプラス点があれば、例外的に入学を許可する方針を採っている。過去5年間で、入学を許可した例は、2015年度入試で2例、2016年度入試で1例ある。2015年度入試の2例は、いずれも8月試験では、合計点で合格ラインに達していたが、統一適性試験が最低基準点以下であることから不合格とした。その後、1名は適性第4部利用試験を受験したが、本学で採点した適性第4部試験（表現力）の成績が受験生中トップの好成績であったことから、適性第4部を含むトータルな統一適性試験成績としてみれば、下位15%を超えているとの判断で合格とした。もう1名は、2月試験を受験したが、再度、合計点で合格ラインを超えており、学部成績がきわめて優秀で、統一適性試験点数を除く2科目の成績も受験生中トップであったことから、勤勉さに期待して入学を認めることにした。2016年度入試の例は、社会人であり、日程的に社会人・他学部出身者試験のみしか受験できず他試験の成績は参照できなかったが、働きながら通信制大学を4年で修了しており、かつ極めて優秀な成績を修め、図書館司書の資格も取得している等、優秀な能力を示す事情があること、社会人・他学部出身者試験であったため面接を行い、資料を使った理解力・判断力等の口頭テストでも評価は高く、能力を直接確認することができたことから、入学を認めた。

(イ) 自己推薦書等

評価ポイント②、③、④、⑤に対応するものである。英検等の特殊な資格・能力の保持者を高く評価するのはもちろんだが、自己推薦書の字数の上限を高くし、かつ幅広い許容範囲を設定してある（2000字～6000字）のは「多様なバックグラウンドを持つ」人材に十分な自己アピールの機会を与えると同時に、主張の内容に即して適正な量の文章を設定できるかという、単純な知識を越えた社会的判断力を見る狙いである。

この試験科目では、受験生が提出した、①学業成績、②自己推薦書、③資格等の3点の総合評価で点数を決する。最低基準点は60点である。

(ウ) 小論文

評価ポイント⑤に対応するものであり、なるべく多くの、かつ立場や観点を異にする資料を偏見なく読み取り、自己の立場を構成する能力（法曹にとっては最も重要な能力の一つといえるだろう）を見、かつ司法試験の長い資料を用いた長時間の論述試験に耐えうる素質を見ることを意図したものである。この目的で、試験時間を2時間とし、異なった観点からの複数の資料を配した10頁前後の問題を作成している。テーマや資料については、未修者試験であることを考慮して、法的知識の差が影響することのないように配慮して選定している。小論文の最低基準点は、2014年度からは60点に固定し、他科目と統一した。

イ 「適性第4部利用試験」

本学法科大学院独自の小論文を課さず、「第4部 表現力を測る問題」を含む適性試験の総合成績と自己推薦書等の評価をもって合格判定を行う試験として、2012年度入試より導入した。適性試験を受験していれば、本学独自試験に参加する必要がないことから、特に在職社会人の便宜を考慮したものである。本試験の導入にあたって、その可否につき議論がなされたが、専攻主任が適性試験管理委員会事務局を訪問して第4部を含む適性試験全体の制度設計について聴取し、本学法科大学院の新設構想の概要を説明して、適性試験実施側の意見をも聴取した結果、①もともと適性試験自体が、第1～4部全体をもって法科大学院教育を受ける適性を測りうるものとして設計されている、②第4部の過去問題および採点基準を検討した結果、長時間をかけての問題処理能力を測る本学法科大学院小論文試験に対し、短時間での処理能力という異なった観点からの能力を測るものとして、合理的と考えられる点等を考慮して、採用に踏み切った。本試験の選抜基準は、適性試験第1～4部の各部100点ずつの計400点と、自己推薦書等100点を合わせた500点満点である。なお、こちらの試験についても、適性試験第1～3部の合計点について、総受験者の下位から15%程度の人数を目安に入学最低基準点を設定し、自己推薦書等、および適性第4部については60点を最低基準点としている。

#### ウ 「社会人・他学部出身者試験」

社会人・他学部出身者の入学が漸減してきたことに鑑み、2015年度より導入した。この試験は、特に、上記「学生受入方針」④に力点を置くものであり、「社会人としての経験が本学法科大学院における学習にどのように活かされるか」、「どのような特色あるバックグラウンドを持った法曹となることが期待できるか」を本人の体験等を交えて直接説明してもらうために、面接試験を採用した。

試験科目の内容と配点は、適性試験（第1～3部）の成績50点、自己推薦書等100点、面接100点の合計250点満点である。面接は、複数の教員（現在は3名）により受験者1人ずつ30分程度行う。小論文試験を課さない点を補う趣旨で、冒頭に、新聞記事等の簡単な論説文を読んでもらったうえでの質疑による論理的思考能力、判断力、分析力、コミュニケーション能力の審査を行い、その後、自己推薦書等の内容、社会人としての経験・実績や法学以外の専門分野における経験・実績と志望動機の関連を上記観点からの審査を行う。

この試験での最低基準点は、適性試験につき下位15%程度以上、自己推薦書等、および面接については60点である。

- (3) 学生受入方針、選抜基準および選抜手続の公開  
ア 媒体

上記の学生受入方針，選抜基準および選抜手続については，各年度の入学試験要項（毎年6月から配布），入学案内（パンフレット：毎年5月後半から配布），およびウェブサイト（入学試験要項および入学案内配布と同時にアップ）において公開している。前二者は，法科大学院事務室に常置するだけでなく，後記説明会において配布を行っている。

#### イ 説明会

2014年度入試の説明会は，6日程，延べ8会場で行った。以後，2015年度4日程，延べ5会場，2016年度5日程，延べ6会場，2017年度7日程，延べ8会場で行っている。従来どおり，可能な限り教員と事務職員とを同時配置し，また福岡以外での入試説明会も積極的に行っている。2012年度外部評価に際して外部評価委員から「例えば法科大学院を有しない法学部設置大学を中心に他学部等にも手を広げた大学訪問等の積極的案内」の実施というご提案があったことを受けて，2013年から，法科大学院を設置していない大学に教職員が出張して説明会を実施し，相談窓口を設けるという試みを行っている（4大学，30名参加）。また，2014年からは，本学学部学生への周知強化のため，4月の一定期間学部キャンパスに相談窓口を設けて学部生の質問等に対応するようにした。

説明会とは別に，法科大学院志望者に本学法科大学院における教育のありようを実際にみて確認してもらうために，毎年6月末から7月にかけての2週間と，毎年9月半ばから10月にかけての2週間に，法科大学院志望者（さらには8月試験合格者等）による授業参観を実施している。2013年度（実数9名，延べ29名）2014年度（実数19名，延べ61名），2015年度（実数12名，延べ45名），2016年度（実数15名，延べ30名），2017年前期（実数5名，延べ55名）が参加している。

#### ウ 出題趣旨の公開

8月試験・2月試験における小論文と後掲既修者入試における法律各科目については，出題の意図や採点方針を示す「出題の趣旨」を試験実施直後に法科大学院HPに掲載している。

#### エ 試験結果の公開

過去の既修者試験法律各科目の入試問題については，本学法科大学院HPにおいて自由に閲覧可能である（資料請求のコーナー）。未修者試験小論文試験問題に関しては，著作権処理の関係で掲載を見合わせている。受験者数・合格者数・社会人比率等は，ウェブサイトに掲載している。合格者の適性試験（第1～3部）平均点，最高点，最低点は，入学案内に掲載している。

### （4）選抜の実施

#### ア 小論文の出題

前回認証評価の時点におけると同じく，本学では，小論文を含むすべての入試科目につき法科大学院教授会で選任された複数の出題・採点委員により

行う。小論文については、毎回2名の教員が出題・採点にあたるが、2名中の一人が毎年交代する制度にして、出題形式の安定と、問題傾向の固定化の回避を図っている。

各科目の出題委員は会合を重ねて問題案を作成し、執行部の3名と各科目の出題委員によって構成される入試委員会（未修者および既修者の8月試験について8月上旬から中旬の間に、2月試験については1月下旬から2月上旬に行われる。）に問題案を提出し、採点ポイントの概要と「出題の趣旨」を説明する。入試委員会では実際に問題文を通読して問題点等を指摘し、必要があれば検討会を重ねる。例年、8月試験・2月試験のそれぞれについて最低2回の長時間の入試委員会を開催して検討している。

#### イ 社会人・他学部出身者試験における面接内容

この試験の面接内容については、前述のとおり、一般的な質疑を行うのみならず、面接冒頭で短い評論文等を読んでもらい、それについての質問をする制度になっている。この評論文を選定し、それに関する質問項目を決定するために、面接担当の3名の教員は、2～3回の会議を行い、各人が内容を熟知してから面接に臨んでいる。

#### ウ 実施

前回認証評価の時点におけると同様に、実施にあたって、学部入試と同等の実施体制を整備した上で、身体障がい者や持病の訴え等に幅広く応えるべく努めている。法科大学院長を試験場長とし、教員と事務職員が協力して試験監督等にあたるほか、各科目の実施時間には出題責任者が待機し、受験生からの質問等に答えうる体制を敷いている。特に、社会人・他学部出身者試験では、上述のとおり面接の冒頭で、短い論評文を読んでもらい、質問をする時間を設けているため、評論文の内容が他の受験生に伝わらないよう、控室にも事務職員が待機し、面接修了者が他の受験生に情報を伝えることができないように配慮している。

#### エ 採点

(ア) 全入試制度に共通する科目である自己推薦書等の審査は、法科大学院教授会合意事項である「自己推薦書・附带資料採点要領」に即して、複数の教員が一箇所に集まり、協議しつつ厳密に行っている。「自己推薦書・附带資料採点要領」では、採点の基本方針、学業成績・自己推薦書・資格等の各項目につき評価方法が明記されている。

(イ) 8月試験、適性第4部利用試験、2月試験の他科目についても、それぞれに複数名の採点者が協議しながら採点を行っている。適性第4部利用試験における自己推薦書等についても2名で採点している。また、これらの答案については、当然ながら、答案番号制を採用し、採点者が、受験生の氏名・出身大学はもちろん、受験番号も確認できない状態で採点する。問題内容を最もよく吟味・理解している複数名の出題委員が、そのまま採点

も行う。採点者による誤差の不公平を回避するため、採点者が1週間程度をかけて、各人ですべての答案を採点した後に、その成果を持ち寄って個別答案ごとに協議のうえ、得点を確定する。採点者間で合意に達しなかった場合は最終決定機関としての判定法科大学院教授会に持ち込まれることになるが、現在のところ、個別成績の判定がもつれ、法科大学院教授会にまで持ち込まれたことはない。

(ウ) 適性第4部利用試験における適性試験第4部小論文については、受験者から提出された答案について、適性試験管理委員会から示された採点基準を参考にしながらも、本学法科大学院において独自に採点を行う。各年度の8月試験小論文試験の採点を担当した専任教員2名が、各人ですべての答案を採点した後に、その成果を持ち寄って協議のうえ、個別答案の得点を確定する。

(エ) 社会人・他学部出身者試験の面接については、3名の面接担当者が個別面接終了ごとに意見交換をし、全受験者の面接終了後に協議して最終的に得点を決定する。また、面接評価の公平さを担保するために、面接記録を作成し、判定会議で概要を報告している。

#### オ 合否判定

いずれの試験についても、合否判定は入試委員会による検討を経て、法科大学院教授会にて行う。判定は、小論文、適性試験、自己推薦書等、面接等各項目の入学最低基準点を充足しているか否かと、合計得点による順位のみを基準になされる。出身大学、年齢、性別等、一切の夾雑物が入り込む余地はない。前回認証評価の時点に引き続き、入試の実施・判定につき、特段の苦情や疑義を寄せられたことはない。

#### カ 競争倍率

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013年度	74	37	2.00
2014年度	56	27	2.07
2015年度	37	23	1.61
2016年度	44	22	2.00
2017年度	41	18	2.28

2009年度に中教審が法科大学院入学試験の競争倍率（既修・未修を区別しない総受験者と総合格者での総競争倍率）2倍を維持するよう答申して以来、本学の既修・未修を併せた総競争倍率（総受験者／総合格者）はおおむね2倍以上を維持しており、最近5年間では、15年度を除いて2倍以上の数値である。但し、後述のとおり、本学では既修者試験の競争倍率が高めであるため、未修者試験単体でみると、未修者試験の受験者数が入学定員（上記のと

おり「14名程度」を下回ったことはないが、競争倍率は2倍を下回っている。

未修者試験単体での競争倍率が2倍以下であることは、本学でも意識してきたところであり、上述の通り、すべての試験科目について最低基準点を設置し、合計点のみで機械的に選別するのではなく、「法曹養成目的に照らし、最低限の能力があるか」を個別事例ごとに判定してきた。過去5年間に、合計点で合格線以上にあるにもかかわらず、特定科目が基準点に達していないために不合格となった人数は、2013年度2名（適性1名、自己推薦書1名）、2014年度0名、2015年度2名（いずれも適性）、2016年度3名（小論文1名、第4部2名）、2017年度2名（適性）の合計9名である。また、基準点周辺の得点の答案については、採点担当者からの所見を促し、必要であれば判定会議で答案を回覧して、議論をするようにし、最低限の能力を備えていることを確認するようにしている。

#### （5）特に力を入れている取り組み

幅広い大学からの受験生を確保するために、他大学における説明会を数多く開催するように努力している。

#### （6）その他

8月試験と2月試験については、本学会場のみならず、東京会場、大阪会場も設置している。なお、2018年度入試においては、8月試験を9月に実施（9月試験）する。

## 2 点検・評価

全国的な法曹志望者の減少も横目ににらみつつ、2012年度から適性第4部を利用する試験を、また、2015年度からは社会人・他学部出身者試験を導入し、受験者増を図るとともに、さまざまな角度から法曹志望者の適性を評価するべく、各試験の個別化を図ってきた。それぞれの試験の実施に関しては、おおむね良好な試験体制ができており、定められた入学者選抜基準・選抜手続に従って実施されている。

適性第4部利用試験は導入後6年が経過し、2013年度10名、2014年度1名、2015年度4名、2016年度5名、2017年度5名と、変動はあるものの、毎年一定数の受験生を確保できている。新しく導入した社会人・他学部出身者試験の受験者は、2015年度3名、2016年度1名、2017年度2名と決して多くはないが、この試験のみを受験する受験生もいることから、一定の需要が伺える。

本学法科大学院独自の小論文の実施形態と内容は、前回認証評価時におけるものと大きな変更はないままできている。また自己推薦書等採点要領についても、この間特段の変更をすることなく実施してきている。これらについても、

入学者の入学後の成績や司法試験受験結果等との関連性等を検証することにより、改善の余地はないか検討を続けていく必要がある。

2012年度に行われた日弁連法務研究財団による認証評価の際においては、「入学試験成績と入学後の成績、司法試験合否との相関関係について継続的に検証を行っているようであるが、それが入学者選抜における工夫に反映されるまでには至っていない」として、「より綿密な検証を行い、その成果を入学者選抜の改善に反映させること」が期待されている。この点では、2013年に未修入学者について入試成績と入学後成績との関連性について検討を行い、また、「自己推薦書・附帯資料採点要領」の内容に修正の必要はないかの議論を行い<sup>25</sup>、今後の制度改正等への途を探っている<sup>26</sup>。

より根本的な事柄として、受験者減と競争倍率低下にどのように対処するか、具体的には、受験者増を図るために、これまでとは異なる試験形式を導入する余地があるのか、日程等に検討の余地はないかという問題がある。本学独自の努力だけで受験者増が可能かは疑問であるが、入試説明会等の工夫も含めて、議論を続ける必要がある。この点で、外部評価における提案を受けて、2013年から法学部を設置していない大学に教職員が出張して説明会等を行っていることは積極的に評価できる。今後この種の努力を続けていくと同時に、近隣の高等学校・中学校等を対象に出前講義等を強化し、法曹志願者の根本的増加を図る必要がある。

### 3 自己評定

B [理由：本学として想起し得る手段はほぼ実施している。その結果として一定の受験生および競争倍率の確保についてはそれなりの成果を上げている。ただ、それが入学生の確保にどのようにつなげて行くのかが今後の課題である。]

### 4 改善計画

現在改革諮問委員会に於いて検討中である。

<sup>25</sup> 資料 A6 将来計画検討委員会（2013年3月6日）、法科大学院教授会（2013年7月31日）参照

<sup>26</sup> なお、入試成績と入学後の成績との相関関係について調査しやすくするため、2013年2月実施の入試から、自己推薦書等の採点結果を採点者が採点原簿に記入する際に資格と学業成績でどの程度加点されたのかを明記するようになった。

## 2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続および既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」および「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨および法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続および認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続および認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨および法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

### 1 現状

#### (1) 既修者選抜、既修単位認定の基準および手続

2分野2-1, 1(2)において述べたように、本学法科大学院では、既修者入学試験を未修者入学試験から独立させて実施している。既修者入学試験は、2013年度からは8月と2月の2回の実施となった(「8月試験」・「2月試験」)。

既修者入学試験における学生受け入れの方針、科目配置、時間・配点設定、出題範囲設定は、前回認証評価の時点以降、変更されていない。すなわち、学生受入方針としては、2分野2-1, 1(1)の未修者試験と共通の受入方針に加え、「本学法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識」を要求している<sup>27</sup>。

既修者試験の科目と配点(試験時間)は、①適性試験第1～3部 50点、②自己推薦書等 100点、③憲法 100点(90分)、④刑法 100点(90分)、⑤商法 100点(90分)、⑥民法 150点(120分)の600点満点である。

これらの科目配置、時間・配点設定、出題範囲設定は、既修者試験合格者が、1年次必修科目の履修を免除され、2年次入学を許されることに対応している<sup>28</sup>。1年次必修科目のうち講義科目は、憲法4単位(「統治の基本構造」、

<sup>27</sup> 資料A7 2018年度入学試験要項P.2以下参照

<sup>28</sup> 資料A7 2018年度入学試験要項P.4参照

「基本的人権の基礎」各2単位), 民法14単位(「民法Ⅰ(総則・物権法)」4単位, 「民法Ⅱ(債権法総論)」2単位, 「民法Ⅲ(担保物権法)」2単位, 「民法Ⅳ(債権法各論)」4単位, 「民法Ⅴ(家族法)」2単位), 刑法6単位(「刑法Ⅰ(総論)」2単位, 「刑法Ⅱ(各論)」4単位), 商法4単位(「商法Ⅰ」4単位)である。そして, 上記各設定は, これらの科目に完全に対応しており, 受験生の能力を審査するために必要十分な構成になっている。

また, 各科目の満点の6割(民法のみ90点, 他は60点)が最低基準点として設定されている。前回認証評価の時点から変更された点として, 2015年度入試から, 憲法科目6単位, 刑法科目6単位, 商法科目4単位<sup>29</sup>, さらに, 2018年度入試から, 新たに家族法科目2単位についても<sup>30</sup>, 履修条件付き合格の対象とし, 「1年次必修科目のうち6単位までを履修することを条件として合格とすることがある」<sup>31</sup>とした。この履修条件付きで合格を認める制度を導入した契機は, 本学を併願で受験した受験生が, 未修者試験を合格したが, 既修者試験については合計点で合格ラインにあったにも関わらず1科目が最低基準点に達しておらず既修者試験で不合格となり, 既修者試験の履修条件付き合格を認めている他大学に既修者として入学した事例が散見され, 調査の結果, 履修条件付き合格を認めている大学がかなり多いことが判明したことにあるが, より本質的な理由としては次の2点がある。まず, 法律科目中, 憲法・刑法・商法・家族法のいずれかが入学最低基準点に達しないとしても, 6単位までの範囲であれば, 入学後にその科目の1年次科目を履修させて指導をすることで他の既修者入学者と遜色のない能力を身に付けられると考えられることである。また, 未修者として入学した者が1年次必修科目の中で単位を修得できないものがあつたとしても, 進級条件をクリアすれば, 進級した上で当該1年次科目を再履修できることとの均衡である。

## (2) 基準・手続の公開

公開の概要は, 未修者試験と併せて, 2分野2-1, 1(3)において述べた。さらに, 法律科目については, 「出題の趣旨」を法科大学院HPにおいて公開するのみでなく, 2013年度まで「8月試験」については, 11月開催の合格者説明会において, 「2月試験」については入学後の特別講義や個別面接において, 解説を行い, 受験者・入学者の希望に応じて, 個別答案を見ながらアドバイスを行ってきた。2014年度からは受験者のニーズに対応するため, 「8月試験」についての解説を合格発表後の土曜日に設定している。

<sup>29</sup> 資料A6 法科大学院教授会議事録(2014年1月22日, 2月19日, 3月4日)参照。これに先立って2013年には, 既修者入試に関する出題者へのアンケート調査と受験者(既修者入学者)へのアンケート調査をそれぞれ実施し(その結果については2013年7月31日および9月25日の各教授会に資料として提出あるいは報告), また教授会において既修者入試の採点基準について懇談を行った(6月19日教授会)。

<sup>30</sup> 資料A6 改革諮問委員会議事録(2017年4月5日), 法科大学院教授会議事録(2017年4月19日)参照

<sup>31</sup> 資料A7 2018年度入学試験要項P.4以下参照

(3) 既修者選抜の実施

	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2013 年度	31	9	3.44
2014 年度	29	4	7.25
2015 年度	12	3	4.00
2016 年度	17	4	4.25
2017 年度	15	3	5.00

		入学者数	うち法学 既修者数
2013 年度	学生数	16 人	5 人
	学生数に対する割合	100%	31%
2014 年度	学生数	11 人	1 人
	学生数に対する割合	100%	9%
2015 年度	学生数	13 人	2 人
	学生数に対する割合	100%	15%
2016 年度	学生数	15 人	2 人
	学生数に対する割合	100%	13%
2017 年度	学生数	3 人	1 人
	学生数に対する割合	100%	33%

既修者試験の出題も、すべての科目につき複数の出題委員によって行われており、憲法2名、民法3名、刑法2名、商法2名の当該科目を専門とする教員が出題・採点にあたっている。専門研究者教員が一人しかいない商法については、法学部の商法担当教員に協力をお願いしている。各部門で作った問題は、小論文問題と併せて、2分野2-1, 1(4)において述べた執行部の1名と各科目の出題委員によって構成される入試委員会において、問題のみならず、採点ポイントの概要と公表予定の「出題の趣旨」を説明のうえ、議論して確定する。

既修者試験の採点体制・合否判定体制も、未修者試験について2分野2-1, 1(4)において述べたところと同じである。各科目6割という法律科目の最低基準点も、他大学に比べると厳しい部類の基準だと思われる。そのことを反映して、競争倍率についても、本学の既修者試験は、上記のとおり、3.44倍～7.25倍とかなり高い倍率を維持している。

履修条件付き合格制度の採用後、2015年度・2016年度入試において、該当者はいなかった。2017年度入試においては、商法1科目のみが基準点に達し

ていなかった受験生1名について、履修条件付き合格を認めた。

これまでに、既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態は生じていない。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

既修者入学試験の受験生および合格者の実数を——その質を低下させることなく——高めるために、制度のこまめな見直しをしている。前述のように、2015年度入試から憲法科目、刑法科目、商法科目について、2018年度入試から家族法について、履修条件付き合格の対象とした。

#### (5) その他

既修者試験も、上述8月試験と2月試験と同時に行われるため、本学会場のみならず、東京会場、大阪会場も設置している。なお、2018年度入試においては、8月試験を9月に実施（9月試験）する。

### 2 点検・評価

これまでのところ、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続および既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていると思料する。

他方で、2014年度入試まで既修者の入学定員を10名程度としておきながら、それを大きく下回る入学者しか確保できていなかった。2015年度からは既修者の入学定員を6名程度としたが、今後この数字にふさわしい数の入学者を確保することが課題である。本学法学部からの志願者を増やすこと等の他、2018年度入試から導入した新しい合格者判定の仕組みが期待どおり機能するか、入学後の合格者の学修に障害はないかの検証を含めて、入試の仕組み自体についても検討を続けていく必要がある。

### 3 自己評定

B [理由：本学では法学既修者試験については、高い競争倍率と優秀な入学生の確保に成功してきた。

### 4 改善計画

前述したように法学既修者の質の確保においては成功してきたが、法学既修者の量的な入学生確保については不十分なままであった。今後とも制度のこまめな見直しを続けて行く。

## 2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

### 1 現状

#### (1) 法学部以外の学部出身者の定義

前回認証評価の時点から変更はない。すなわち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者。但し、専門科目取得単位のうち法学関連の単位が1/2以上の者は除く、と定義している。<sup>32</sup>

#### (2) 実務等の経験のある者の定義

この点も、前回認証評価の時点から変更はない。2017年度入試においては、「平成29年3月31日までに、満25歳に達し、3年以上の社会経験を有するもの。」としている<sup>33</sup>。

#### (3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数2013年度	16人	0人	3人	3人
合計に対する割合	100.0%	0.0%	18.8%	18.8%
入学者数2014年度	11人	0人	1人	1人
合計に対する割合	100.0%	0.0%	9.1%	9.1%
入学者数2015年度	13人	5人	0人	5人
合計に対する割合	100.0%	38.5%	0.0%	38.5%
入学者数2016年度	15人	4人	0人	4人
合計に対する割合	100.0%	26.7%	0.0%	26.7%
入学者数2017年度	3人	1人	0人	1人

<sup>32</sup> 資料A7 2018年度入学試験要項P.1参照

<sup>33</sup> 資料A7 2018年度入学試験要項P.1参照

合計に対する割合	100.0%	33.3%	0.0%	33.3%
5年間の入学者数	58人	10人	4人	14人
5年間の合計に対する割合	100.0%	17.2%	6.9%	24.1%

#### (4) 多様性を確保する取り組み

前回認証評価の以前から引き続き在職社会人が受験しやすくするための手だてとして行ってきたのは、入学試験の予備日をも入学試験要項配布段階から事前告知すること、試験会場として、本学試験場の他に東京会場を設置すること、適性試験と自己推薦書等のみによる適性第4部利用試験（2012年度は「10月試験」）の設定等である。また、前回認証評価の時点以降の新たな試みとして、先述のとおり外部評価委員会の提案を受けて、2013年以降、法学部を設置していない大学にも教職員が出張して説明会等を行っている。また2014年度から新たに大阪会場を設定した。さらに2015年度からは、社会人と他学部出身者が受験しやすい試験として、新たに社会人・他学部出身者試験を導入した（2分野2-1, 1(2)ウ参照）。この試験の日程も土・日曜日に設定するほか、面接の実施時間等については、個別の受験生の要望を受けて決定している。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

「多様な人材」の確保に関連するものとして、前回認証評価時点と同様に、「法学未修者入学試験」において自己推薦書の比重を高くし、採点にあたっては、法曹と直接関係のなさそうな資格であっても、自己の目指す法曹像との関連でその資格の有意義さを十分にアピールできていれば考慮の対象とするようにしている。特に社会人・他学部出身者試験では、面接試験が、自己の社会経験を法曹として生かす希望を語れる場にもなっている。

#### (6) その他

有職社会人の受験をしやすくするため、適性第4部利用試験を除く、本学独自の科目の受験に来る必要のある試験については、実施日を土・日曜日にするように配慮している。

## 2 点検・評価

入学定員の3割確保という目標についてみると、入学者の少なさの影響もあって、9.1%~38.5%と、年によってかなり大きな変動があるが、前回の認証評価時には平均40.6%あったことを考慮すると、全体として減少傾向にあることは否めない。このような状況の下で、2015年度入試から社会人・他学部出身者試験を新たに導入したことは、多様性確保のための積極的チャレンジとして評価できる。前述のとおり、同試験の受験者数は、決して多くはないが、人材的

としては警察官，図書館司書等，多様な社会経験の保持者が受験・入学しており，また，入学者に対する社会人の比率も 2015 年度以降回復傾向にある。今後この試験制度の存在が周知され，定着し機能していくように，試験の実施状況を検証し，必要に応じて改善していかなければならない。

3 自己評定

B [理由：本学が小規模校であるために，年度ごとのパーセンテージは大きく変動しているが，平均して 20%を上回り，回復傾向にもあるといえる]

4 改善計画

社会人入試制度の周知に努めるとともに，制度のこまめな是正に努めたい。

## 第3分野 教育体制

### 3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数および適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる数の専任教員が、学部・修士課程、博士課程の専任教員を兼ねていないこと。但し、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期および後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の専任教員を兼ねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1 現状

##### （1）専任教員の数と教員適格

2017年度における本学法科大学院の学生の収容定員は60名であり、専任教員総数は15名である。したがって、単純計算して、学生4名に対して専任教員1名という割合になる。

専任教員の適格性については、採用時には、候補者を選定する人事委員会と候補者の審査をする審査委員会の段階において、専門職大学院設置基準第5条および文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）第2条に定める要件を満たし、本学の法科大学院教育を担うにふさわしい人材であることを基準として人事を進めてきた。また、実務家教員については、教育者としての資質や意欲あるいは教育経験の有無について面接等を通じて把握に努めてきた。

自己点検時の検証に関しては、従来は貴財団による認証評価に委ねていたが、2011年度から新たな自己点検評価の仕組みが立ち上げられたことに伴い

（1分野1-3, 1（1）ア参照）、自主的な自己点検評価報告書の作成が行われることになった。この自己点検評価報告書作成に際して、現に在籍する教員の適格性についても検証がなされている。

##### （2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本学法科大学院における法律基本科目各分野の専任教員は次のとおりである。（入学定員は20名）

## 入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	1人	1人	2人	1人	1人	1人	1人

### ア 憲法

該当科目：①「統治の基本構造」、②「基本的人権の基礎」、③「憲法訴訟論」、④「公法演習Ⅰ」、⑤「公法演習Ⅱ」

④と⑤は憲法と行政法をともに扱う科目であり、④は行政法担当研究者教員との共同授業である。⑤は行政法担当研究者教員、実務家教員との共同授業であり、理論と実務の架橋を図る科目である。

(ア) 横田 守弘教授 ①～③は単独で担当、④⑤は共同で担当。

横田教授は、開設以来13年余本学法科大学院において標記科目を担当しており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。法曹養成教育における憲法の位置付けを踏まえて、様々な形で授業に工夫を行ってきた。法科大学院において十分な教育指導経験を有する。また、同教授には、最近5年間に4本の単著論文と1冊のコンメンタールの分担執筆をしており、教育用の著書として2本の判例解説（判例百選を含む）と1冊の演習書の分担執筆がある。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(イ) 石森 久広教授 ④を共同担当。イ（ア）を参照。

(ウ) 吉田 知弘教授 ⑤を共同担当。（3）エを参照。

(エ) 小原 清信教授 ⑤を共同担当。

小原教授は、本学においては非常勤講師として⑤を共同担当しているが、久留米大学法科大学院の専任教員であり、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。また、同教授には、最近5年間は論文としての顕著な研究業績はないが、1本の外国判例評釈と教育用の著書として1冊の基本書（教科書）の分担執筆がある。また、最近5年間より以前には、ドイツおよびフランスの情報公開法および個人情報保護法についての研究業績がある。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

### イ 行政法

該当科目：①「法と行政活動」、②「行政救済法」、③「公法演習Ⅰ」、④「公法演習Ⅱ」、⑤「行政法入門」

③と④は行政法と憲法をともに扱う科目であり、③は憲法担当研究者教員との共同授業、④は憲法担当研究者教員、実務家教員との共同授業である。また、⑤は未修者の1年次を対象とした選択必修科目である。

(ア) 石森 久広教授 ①②⑤を単独で担当、③を共同で担当。

石森教授は、開設以来①を、2008年度から②を、2010年度から③を担当しており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、担当科目の拡大と合わせて、授業の工夫と改善に努めてきた。同教授の最近5年間の研究業績は別紙研究業績記載のとおり5本の単著論文を執筆しており、教育用の著書として2冊の単著および1冊の共著、2本の判例解説（判例百選）の執筆がある。以上の2点からみて、同教授には適格性があると判断できる。

(イ) 横田 守弘教授 ③④を共同担当、ア（ア）を参照。

(ウ) 吉田 知弘教授 ④を共同担当、（3）エを参照。

(エ) 小原 清信教授 ④を共同担当、ア（エ）を参照。

#### ウ 民法

該当科目：①「民法Ⅰ（総則・物権法）」、②「民法Ⅱ（債権法総論）」、③「民法Ⅲ（担保物権法）」、④「民法Ⅳ（債権法各論）」、⑤「民法Ⅴ（家族法）」、⑥「民法演習Ⅰ」、⑦「民法演習Ⅱ」、⑧「民法演習Ⅲ」、⑨「民事法総合演習Ⅰ」、⑩「民法基礎演習」、⑪「民事法事例演習」

⑨は研究者教員と実務家教員との共同授業であり、理論と実務の架橋を図る科目である。⑩は基本書や判例等の読み方や答案作成方法の基礎的な指導を行うものであり、⑪は仮設事例問題の検討を通じて法的文書の作成能力を養成する科目である。なお、④⑥は理論と実務の架橋を図る科目ではないが、実務家教員が補助的に担当している。

(ア) 多田 利隆教授 ①③⑦を単独で担当、⑧⑪は共同で担当。なお、展開・先端科目群の「土地私法」も共同で担当している。

多田教授は、法科大学院開設以降、今日まで連続して①③⑦⑧を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。その間、法曹養成に適合的な民法教育を目指して、積極的に学内外の情報を集め、学生のニーズに配慮して、工夫と改良を積み重ね、良質の授業を行ってきた。また、同教授は最近5年間以前にすでに多数の著書および論文等の研究業績があるが、近年では、2012年5月以降、専門の物権変動論を中心に、4本の論文（うち1本は研究ノート）および1冊のコンメンタールの分担執筆がある。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(イ) 和田 安夫教授 ②を単独で担当、④⑥⑨⑪を共同で担当。

和田教授は、2007年4月に本学法科大学院に着任して以降、②④⑥⑨の諸科目を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、学生の動向に注意しながら、判例を重視する等のかたちで、授業の質の改善に努めてきた。また、同教授には、最近5年間は顕著な研究業績はないが、最近5年間より以前には契約法の分野を扱

う研究業績がある。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(ウ) 宮崎 幹朗教授 ⑤を単独で担当，⑧を共同で担当。

宮崎教授は、2014年4月に本学法科大学院に着任して以降、⑤⑧の各科目を担当してきた。2014年以前においては法科大学院における教育経験を有していないが、学部および大学院において32年にわたる法学教育経験を有している。また、同教授は最近5年間以前にすでに多数の著書および論文等の研究業績があるが、近年では、2012年以降、専門の親族・相続法分野を中心に、5本を超える論文を公刊しており、顕著な研究業績がある。また、教育用の著書として3冊の共著がある。以上のことからみて、同教授には適格性があると判断できる。

(エ) 長倉 忍准教授 ④⑥⑨を共同で担当。(3)オ参照。

(オ) 西郷 雅彦教授 ⑩を単独で担当，⑪を共同で担当。(3)イ参照。

## エ 商法

該当科目：①「商法Ⅰ」、②「商法Ⅱ」、③「商法演習」、④「民事法総合演習Ⅱ」

④は、商法と民事訴訟法の総合を図るとともに、理論と実務の架橋を図る科目であり、民事訴訟法担当の研究者教員および実務家教員との共同担当でもある。

(ア) 横尾 亘准教授 ①②③を単独で担当，④を共同で担当。なお、展開・先端科目群の「金融法」も担当している。

横尾准教授は、2013年4月に法科大学院に着任して以降、①②③④等の諸科目を担当してきた。同准教授は、法科大学院教員としては経験4年余りにとどまるが、それ以前には2004年4月に本学法学部に着任して以来、企業組織法（会社法）、企業金融法（会社法および手形法）、企業取引法Ⅰ（商法総則）、企業取引法Ⅱ（商行為法）、金融法等の諸科目を担当してきた実績がある。この間、学生の理解度に配慮しつつ、具体的な企業法務についてのイメージを喚起する等のかたちで、授業の質の改善に努めてきた。また、同准教授には、最近の5年間に単著による1本の論文があり、また教育用の著書として3冊の体系書の分担執筆と2冊の判例解説書の分担執筆がある。以上の点からみて、同准教授は適格性を有すると判断できる。

(イ) 濱崎 録教授 ④を共同で担当，オ（ア）を参照。

(ウ) 吉田 知弘教授 ④を共同で担当，(3)エを参照。

## オ 民事訴訟法

該当科目：①「民事手続法」、②「民事手続法演習」、③「民事法総合演習Ⅱ」、④「民事手続法入門」

③は、商法と民事訴訟法の総合を図るとともに、理論と実務の架橋を図る科目であり、研究者教員および実務家教員との共同担当である。また、④は未修者の1年次を対象とした選択必修科目である。

(ア) 濱崎 録教授 ①②④を単独で担当。③を共同で担当。なお、展開・先端科目群の「執行・保全法」を単独で担当している。

濱崎教授は、2015年4月に本学法科大学院に着任して以降、①②④の各科目を担当してきた。濱崎教授は、法科大学院における教育指導経験が2年余りであるものの、本学法科大学院着任前においては香川大学法学部および熊本大学法学部での教育指導経験もある。また、同教授には、最近5年間に単著による1本の論文と2本の判例解説（判例百選、重要判例解説を含む）があり、最近5年間より以前には民事訴訟法の分野を扱う顕著な研究業績がある。以上の点からみて、同教授には適格性があると判断できる。

(イ) 横尾 亘准教授 ③を共同担当、エ（ア）参照。

(ウ) 吉田 知弘教授 ③を共同担当、（3）エ参照。

#### カ 刑法

該当科目：①「刑法Ⅰ（総論）」，②「刑法Ⅱ（各論）」，③「刑事法演習」，④「刑事法総合演習Ⅰ」，⑤「刑事法総合演習Ⅱ」

④⑤は刑法と刑事訴訟法の総合を図る科目であるとともに、法理論における論点に対して実務的な観点からの接近を図る科目である。

(ア) 梅崎 進哉教授 ①②③を単独で担当。

梅崎教授は、本学法科大学院開設以来、①②③の各科目を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、法曹養成教育の目標に即した刑法の授業の在り方を探りながら、授業の質の向上と改善に努めてきた。同教授の最近5年間の研究をみると、論文等の顕著な研究業績が2本あり、それより以前には単著の学術書および共著の体系書を公刊しており、研究業績も十分であるといえる。以上の点からみて、同教授には適格性があると判断できる。

(イ) 小野寺 雅之教授 ④⑤を単独で担当。（3）ア参照。

#### キ 刑事訴訟法

該当科目：①「刑事手続法」，②「刑事法総合演習Ⅰ」，③「刑事法総合演習Ⅱ」，④「刑事手続法入門」

②③は刑法と刑事訴訟法の総合を図る科目であるとともに、法理論における論点に対して実務的な観点からの接近を図る科目である。また、④は未修者の1年次を対象とした選択必修科目である。

(ア) 小山 雅亀教授 ①④を隔年で担当（単独）。

小山教授は、本学法科大学院開設以来、①④を担当してきており、法科大学院において十分な教育指導経験を有する。この間、学生の意

見に耳を傾けながら、様々な工夫を行い、授業の質の向上に努めてきた。同教授は最近5年間以前にすでに多数の著書および論文等の研究業績があるが、近年では、2012年以降、専門の刑事訴訟法に関する6本の論文（うち3本は研究ノート）を公刊している。以上の点からみて、同教授には適格性があると判断できる。

- (イ) 小野寺 雅之教授 ②③を単独で担当，①④を隔年で担当（単独），  
（3）アを参照。

ク 法律基本科目を担当しない研究者専任教員1名についても、ここで言及しておく。

佐古田 彰教授 基礎法学・隣接科目群の「国際社会と法」、展開・先端科目群の「国際環境法」を担当。

佐古田教授は、2016年4月より本学に赴任し、2017年4月より本学法科大学院の国際法系科目を担当している。本学赴任以前は1996年より20年にわたり小樽商科大学商学部において国際法を担当してきており、十分な教育指導経験を有する。必ずしも受講者数の多くない科目ではあるが、様々な工夫を行い、授業の質の向上に努めている。同教授は、最近5年間以前にすでに多数の著書および論文等の研究業績があるうえ、最近5年間にも研究論文1本および翻訳4本を公表しており、十分な研究業績があるといえる。以上の点からみて、同教授には適格性があると判断できる。

### (3) 実務家教員の数および割合

本学法科大学院に法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員の数は3名であるが、2017年5月1日現在、本学法科大学院に在籍する実務家教員は5名である。

以下、各実務家教員について言及する。

ア 小野寺 雅之教授 法律基本科目群の「刑事法総合演習Ⅰ」、「刑事法総合演習Ⅱ」を単独で担当、「刑事手続法入門」、「刑事手続法」を隔年単独で担当、法律実務基礎科目群の「刑事実務演習」を単独で担当、「刑事訴訟実務の基礎」、「刑事模擬裁判」を共同で担当。

小野寺教授は、検事として東京地方検察庁・福岡高等検察庁等に17年間勤務して多数の刑事事件の捜査・公判を担当した経験があり、実務家教員としての実務経験は十分である。検事任官中に、法務省から法科大学院への派遣検事として、本学法科大学院のほか熊本大学、鹿児島大学の各法科大学院で刑事実務科目を担当した経験があり、検事退官後に本学法科大学院の専任教員となってから10年間の教員経験を有していることから、教員としての経験も豊富である。本学法科大学院においても、実務家の観点を生かした法曹養成課程の実現のために、授業の質の改善

に努めてきた。さらに、同教授は、2010年以降、学会における報告を行うとともに、最近5年間に刑事法理論に関わる単著論文を2本公表している。以上の点からみて、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、研究業績を有する実務家教員として適格性があると判断できる。

イ 西郷 雅彦教授 法律基本科目群の「民法基礎演習」を単独で担当。「民事法事例演習」を共同で担当。法律実務基礎科目群の「民事訴訟実務の基礎」を単独で担当。「民事模擬裁判」を共同で担当。展開・先端科目群の「倒産法」、「民事手続法特講」を単独で担当。

西郷教授は、1989年4月以降2006年3月までの約17年間、主に民事訴訟を担当する裁判官および民事訴訟・行政訴訟を担当する訟務検事として勤務し、その後2006年4月より約11年にわたり弁護士として活動している。同教授は、民事訴訟、行政事件訴訟を中心として民事手続法の分野において豊富な実務的な経験を有している。また、同教授は、2007年4月から本学法科大学院において標記の各科目等を担当してきており、2017年5月現在で10年余りの指導経験を有している。学生に対して真摯かつ熱意ある姿勢で臨み、授業の質の向上に努めてきた。以上の点からみて、同教授は、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性があると判断できる。

ウ 一瀬 悦朗教授 法律実務基礎科目群の「法曹倫理」、「弁護士実務」を単独で担当、「刑事訴訟実務の基礎」、「刑事模擬裁判」を共同で担当。展開・先端科目群の「倒産法演習」を単独で担当、

一瀬教授は、1990年4月に福岡県弁護士会福岡部会所属の弁護士として弁護士業務を開始し、今日まで20年余、弁護士として多数の事件に関与してきた。弁護士会において刑事弁護委員会委員、消費者問題委員会委員を歴任する等、多方面において法律家として活躍してきている。1999年から2002年まで福岡県弁護士会司法修習委員会委員を務める等、法曹における後進の養成・指導にあたってきた。本学法科大学院開設以来、標記科目等を担当しており、実務家の観点からみて法曹養成の在り方を考え、授業内容の質の改善に努めてきた。以上の点からみて、同教授は、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性があると判断できる。

エ 吉田 知弘教授

法律基本科目群の「公法演習Ⅱ」、「民事法総合演習Ⅱ」、法律実務基礎科目群の「民事模擬裁判」を共同で担当。

吉田教授は、登録18年目の現役の弁護士であり、民事（一般民事・家事）・商事の訴訟実務はもとより、金融法務を中心とした企業法務（国際法務を含む）や刑事事件の訴訟実務まで、幅広い分野で実践的な法律実

務を取り扱っており、法律実務全般にバランスよく精通している。とりわけ行政訴訟実務については、国の訟務に関わるいわゆる「選任弁護士」として、国の代理人としての立場から行政訴訟に数多く関わる機会と経験を備えており、公法関係の訴訟実務にも実績がある。また、裁判官・弁護士の有志からなる「福岡民事プラクティス研究会」の幹事として民事訴訟運営に関する先進的取組の研究・実践に携わってきた実績がある。また、法科大学院教員としての経験は7年あり、それ以前には九州大学大学院法学府准教授として、2年にわたり大学院生に金融法務等の教育を行っていた実績がある。また、福岡県弁護士会において、2007年度以来、毎年、司法修習生の指導担当弁護士に推挙され、実際にも、2008年度（第62期）、2011年度（第65期）において司法修習生を指導しており、2017年度（第70期）も司法修習生を指導している実績もある。なお、2015年4月から2016年3月まで福岡県弁護士会副会長としての職務を遂行した。以上の諸点からみて、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性があると判断できる。

オ 長倉 忍准教授 法律基本科目群の「民法Ⅳ（債権法各論）」「民法演習Ⅰ」「民事法総合演習Ⅰ」を共同で担当、法律実務基礎科目群の「法の理論と実務」を単独で担当。

長倉准教授は、2015年4月に本学法科大学院に着任して以降、「法の理論と実務」という入学直後の学生を念頭においた入門的科目（法律実務基礎科目群）も担当している。長倉准教授は、法科大学院としては経験2年余りととどまるが、本学法科大学院の第1期修了生でもあり、元学生としての立場から学生にとって理解の難しい点について授業の改善に努めている。いずれの科目においても、学生に授業を通じて多くの知識や技能、法曹としての心構え等を伝授してきた。同准教授は、2008年の弁護士登録以来、今日まで8年余、弁護士として民事刑事を問わず多数に事件に関与しており、以上のことからみて、標記科目を担当するのに十分な実務家経験を有するとともに、適格性があると判断できる。

#### （4）教授の数および割合

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	13人	2人	15人	4人	1人	5人
計に対する割合	87%	13%	100%	80%	20%	100%

評価実施年度の5月1日現在の数（予定を含む）を記載のこと。

本学法科大学院の教授資格要件は以下のとおりである。

まず、実務家であることを前提とする法科大学院独自の任期制の実務家教

員（狭義）については、専攻分野について高度の技術・技能若しくは特に優れた知識および経験を有し、専攻分野における13年以上の実務経験（司法修習期間を含む）および高度の実務能力を有する者でなければならない。なお、この実務経験の年数は、当該実務の内容に照らして、専攻分野との関連性等を考慮して算定される（「西南学院大学大学院法務研究科実務家教員に関する規程」参照）。実務家教員（狭義）には、常勤の実務家教員と、年間6単位以上の授業を担当し、かつ、カリキュラム編成等法科大学院の運営に責任を持つ常勤でない実務家教員（「みなし専任」との2種類があるが（前掲「実務家教員に関する規程」第1条第2項）、教授の要件については特に両者の間に区別は存しない。

その他の法科大学院の教授については、「西南学院大学教員任用基準」第3条に、以下のように定められている。「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。（1）教授の経歴（……）又は准教授として6年以上の経歴を有し、教授にふさわしい研究業績を有すると認められる者（2）前号に定める基準に相当する経歴および研究上の業績を有すると認められる者（3）専門職学位（……）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有すると認められる者（4）芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者（5）専攻分野について、特に優れた知識および経験を有すると認められる者」この基準は、法科大学院独自のものではなく、全学に共通の基準である。

この基準が適用されるのはほとんどが研究者教員であるが、法科大学院において法曹としてのキャリアや能力を生かして教育を行う任期のない実務家教員を採用する場合には、第3条第2号、第3号、第5号が適用されることになる。この規定を適用して任用される実務家教員と上述の実務家教員（狭義）を含めて、広義の実務家教員と呼ぶことができる。第3条により任用される実務家教員が具体的に本学法科大学院の教授として適格か否かについては、法科大学院における「教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認め」られるかが審査され、また、これとは別に、法科大学院の「教授にふさわしい研究業績」に相当する研究上の業績、実務上の業績等が審査されることになる。

教授資格の認定に関しては、採用時においても昇任時においても、法科大学院教授会の議を経て審査委員会を設置し、そこでの審査結果を法科大学院教授会に報告・提案し、審議のうえ採決により認否を決定する（採用時には、採用の可否と教授資格の認定は合わせて行われることになる）。また、全学的な手続きとしては、教授会で採用や昇任を審議決定した後に、部長会議において報告され（法科大学院だけではなくすべての学部について同様の手続きがとられる）、理事会で最終的に承認する。

(5) 特に力を入れている取り組み

本学法科大学院の「養成する人材」として掲げられている「国際的な法律問題に対処できる基礎的素養」を備えさせるために、国際法担当の専任教員を1名配置している。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

法令上必要な教員数は充たされている。現在の専任教員の適格性、教授資格の点についても問題はない。

3 自己評定

合 [理由: 法令上必要な教員数は充たされており、専任教員の適格性について問題はない。]

4 改善計画

法令上必要な教員数は充たされており、現在の専任教員の適格性、教授資格の点についても問題はないが、引き続き教育に必要な能力を有する専任教員の確保に努めていく。

### 3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

#### 1. 現状

##### （1）専任教員確保のための工夫

本学法科大学院においては、専任教員を採用する際には、まず人事委員会を設置して広く情報収集を行い、この人事委員会が1ないし複数名の候補者を絞り込んだうえで、この候補者について専任教員としての適格性を判断する審査委員会を設置し、その審査結果を踏まえて法科大学院教授会において正式に決定するというプロセスを採用してきた。開設以来これまでの間に学外から新たに専任教員を採用した例は9あるが、学内からの採用と合わせ、いずれも適格性ある教員を採用することができた。

##### （2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

これまで研究者を志す法科大学院生はいなかったために、研究者を志す法科大学院生のためのカリキュラムや経済的支援は、特に用意されていない。もともと、法科大学院を修了した者が本学法科大学院法学研究科博士後期課程に出願する場合は、出願書類の一つとして、修士論文ではなく修士論文にかわる研究論文を提出することができるよう制度の改正が行われている（大学院学生募集参照）。

##### （3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用および昇任に際して、教員の教育に必要な能力を評価する制度は（1）において述べた教員採用プロセス以外には、特に存在していない。もともと、（1）において述べた教員採用プロセスの中で、必要に応じて、候補者の教歴（実務家教員の場合はさまざまな場面における講師歴や指導歴）等教育上の実績を確認するとともに、面接を行って質問をしている。教員採用基準については、3分野3-1、1（4）教授の数および割合においても触れた「西南学院大学教員任用基準」および「西南学院大学大学院法務研究科実務家教員に関する規程」を参照。

採用および昇任以外の場面で教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取り組みとしては、教員が各種研修に参加する機会をなるべく認めるようにしている。また、民事法分野と公法分野を中心にして研究者教員と実務家教員との共同授業を年々増やしていること、本学法科大学院独自の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」について検討する作業（9分野参照）

に際して研究者教員と実務家教員が真摯な意見交換をしていることも、教員の教育能力向上に資するものである。さらに、FD活動における授業参観とそれに引き続く研究会等も教育能力向上に有益である（4分野参照）。

(4) 特に力を入れている取り組み

現在、展開・先端科目群の科目を中心として、法学部の教員に非常勤講師として法科大学院の授業を担当してもらっている。これは、法学部若手教員が法科大学院専任教員として必要な能力を得るための一つの工夫である。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

2012年度をもって退職した2名の教員の後任、2013年度をもって退職した1名の教員の後任、2014年度をもって退職した2名の教員の後任については、順調に人事が行われ、いずれも適格者が確保された。もっとも、今後も想定される専任教員退職後の後任補充に向けて、さらに、より教育能力のある教員を採用するための手だてを構想する必要がある。研究者を志望する法科大学院生への支援がなされていないことについては、これまで同様、実際に希望する者がいなかったことからやむを得ない面がある。

3 自己評定

B [理由:教員の確保に向けた努力を続けており、教員の教育に必要な能力の維持・確保のための体制も整備されている。]

4 改善計画

2012年度をもって退職した2名の教員のうち1名の教員の後任については、本学法学部専任教員であった者を法科大学院専任教員として採用した。また、現状では本学法学部専任教員が非常勤講師として法科大学院教育に携わっている。継続的な教員確保の観点から、今後もより一層法科大学院と法学部との連携を深める必要がある。

### 3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり，バランスが取れている等，法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

#### 1. 現状

##### （1）専任教員の配置バランス

下記の表のとおり，各科目において，専任教員が科目の規模や目的に応じて適切な人数で配置されている。

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任( ) はみなし 専任	専任以 外		専任	専任以外
法律基本科目	32	0	42	7.9	0
法律実務基礎科目	8(1)	0	12	7.9	0
基礎法学・隣接科目	0	9	0	0	2.4
展開・先端科目	8	15	8	6.0	3.7

- [注] 1. 専任教員には，みなし専任教員を含む。  
 2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。  
 3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は，専任教員のクラスとしてカウントする。  
 4. クラス数およびクラス毎の履修登録者数平均については，開講されていないものはカウントしない。

##### （2）教育体制の充実

公法，民事法，刑事法の各分野において，研究者教員と実務家教員をバランスよく配置している（実務家教員は各分野に最低1名配置している）。

公法，民事法，刑事法の各分野において，毎年適宜研究者教員と実務家教員が集まって，当該年度の各科目の実情を踏まえた次年度の準備，司法試験の内容の検討とそれを各科目授業に生かす方策等を議論している。

また，2011年において構築された各系を前提に，各系において「教育の概要」について議論し，「養成する人材」についての改訂を2016年に行う等，教育体制の充実に努めている。

##### （3）特に力を入れている取り組み

公法，民事法，刑事法の各分野に実務家教員を配置できるように実務家教員を採用してきた。また，国際的な法律問題への取り組みという本学法科大学院が掲げる教育理念を具体化するために，国際関係法科目（展開・先端科

目)を担当する専任教員を開学以来配置してきた。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

教員の科目別構成等は適切であり、法科大学院に必要な水準の教育体制が確保されている。各系を単位とした教育水準向上のための企画をさらに進めたい。

3 自己評定

B [理由:教員の科目別構成は適切であり、必要な教員体制は確保されている。]

4 改善計画

各科目において、専任教員が科目の規模や目的に応じて適切な人数で配置されており、充実した教育体制を確保できるように配慮されているが、FD活動の活発化等により、一層の改善を図る。

### 3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）教員の年齢構成

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	1人	1人	3人	5人	0人	10人
		10.0%	10.0%	30.0%	50.0%	0.0%	100.0%
	実務家教員	0人	1人	4人	0人	0人	5人
		0.0%	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		1人	2人	7人	5人	0人	15人
		6.7%	13.3%	46.7%	33.3%	0.0%	100.0%

年齢は、評価実施年度の5月1日時点での年齢に基づくこと。

##### （2）教員の年齢構成についての取り組み

教員の採用については、3分野3-1、1（1）で述べた教員採用基準にしたがってなされているが、採用候補者が同等程度の経歴・研究上の業績・能力をもつ者同士である場合には、年齢構成のバランスを考慮して採用している。

##### （3）その他

特になし。

#### 2 点検・評価

現在のところ、専任教員が低年齢層や高年齢層に大きく偏っているということではなく、全体としては年齢構成のバランスは、おおむねとれているといえる。前回の認証評価時点においては60歳以上の教員の比率は半数を占めていたが、現在では33.3%となっており、改善された。今後も、とりわけ40歳代までの研究者教員の採用に向けて努力する必要がある。

#### 3 自己評定

B [理由：専任教員の年齢構成のバランスはとれている。]

#### 4 改善計画

法科大学院教育に携わる若手教員の増加を目指す観点から、今後もより一層法科大学院と法学部との連携を深める必要がある。

### 3-5 教員体制・教員組織 (5) 〈教員のジェンダーバランス〉

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### (1) 教員のジェンダーバランス

性 別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性	9人	5人	17人	5人	36人
	25.0%	13.9%	47.2%	13.9%	100.0%
女性	1人	0人	3人	0人	4人
	25.0%	0.0%	75.0%	0.0%	100.0%
全体における 女性の割合	6.7%		12.0%		10.0%

評価実施年度の5月1日現在の数を記載のこと。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

教員の採用については、3分野3-1, 1(4)で述べた教員採用基準にしたがってなされているが、採用候補者が同等程度の経歴・研究上の業績・能力をもつ者同士である場合には、ジェンダーバランスを考慮して採用している。

##### (3) その他

特になし。

#### 2 点検・評価

2014年度以前は、女性の専任教員がいない状況が続いていたが、2015年度より1名の女性の研究者教員を採用し、専任教員における比率は6.7%となる等ジェンダーバランスはやや改善した。

兼任・非常勤講師についても女性教員の採用を積極的に進める必要は認識されており、2017年度は人数としては3名、兼任・非常勤講師における比率は12%となっている。また、年度ごとに数の相違はあるが、TA、チューターとしての女性弁護士の採用もなされている。

女性の実務家教員の確保については依然課題の残るところであり、今後も引き続きこの点に留意しながら、専任教員、兼任・非常勤教員はもとより、TA、チューターをも含めてジェンダーバランスを意識した人事を行っていききたい。

なお、教員採用の際に女性が候補者となった場合、他の候補者の男性と業績が同等である場合には、人事委員会・審査委員会および教授会においてジェンダーバランスを考慮することを確認したうえで候補者を選定したことがある。

### 3 自己評定

C [理由：専任教員に占める女性の比率は 10%未満であり、この比率を上昇させるための配慮が必要である。]

### 4 改善計画

今後とも引き続きジェンダーバランスに配慮して採用人事を行い、ジェンダーバランスの改善に努めていく。

### 3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 1 現状

##### （1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

###### 【2015年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4	4	4	4	3	1	1	0	0	0	1 コマ 90分
最 低	0	0	2	2	2	1	1	0	0	0	
平 均	2.1	2.47	3	2.67	2.5	1	1	0	0	0	

###### 【2016年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	4	4	4	3	3	1	0	0	0	0	1 コマ 90分
最 低	0	0	3	1	2	1	0	0	0	0	
平 均	2.1	2.1	3.67	2	2.5	1	0	0	0	0	

###### 【2017年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	5	4	3	4	4	2	0	0	0	0	1 コマ 90分
最 低	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	
平 均	2.37	2.1	2.33	3	2.5	1.5	0	0	0	0	

- [注] 1 教員が「当該法科大学院」において担当する週当たりの最長、最短および総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
- 2 兼任教員については、当該法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載してください。
- 3 「備考」欄に1コマが何分であることを記入してください。
- 4 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
- 5 本報告書提出時まで、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2015年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	5	7.13	4.2	4	3.2	1.2	1 コマ 90分
最 低	0	2	2	2	2	1	
平 均	3.41	3.96	3.07	3	2.6	1.1	

【2016年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6	5.33	4.2	3	3.2	1.2	1 コマ 90分
最 低	2	2	3	2	2	1	
平 均	3.32	3.59	3.73	2.33	2.6	1.1	

【2017年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	6	7.33	3.2	4	4.2	2.2	1 コマ 90分
最 低	2	1.27	2	3	1	1	
平 均	3.89	3.58	2.4	3.33	2.6	1.6	

- [注] 1 専任教員が「当該法科大学院」および当該大学の法学部、他学部、他大学（法科大学院を含む）において担当する週当たりの最長、最短および総平均授業時間（コマ数）を記載してください。
- 2 「備考」欄に1コマが何分であるかを記入してください。
- 3 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧も資料としてご提出ください。
- 4 本報告書提出時まで、当該年度（学期）のデータが揃わない場合は、後日追加で提出してください。

(3) 授業以外の取り組みに要する負担

氏名		2017. 4. 1～							その他
		主任および学内各種委員	F D	将来計画	点検評価	学部連携	T A	改革諮問	
教授	一瀬 悦朗	情報処理センター委員					○		実務家教員
教授	石森 久広	副学長							
教授	濱崎 録	学術研究所委員	○					○	
教授	佐古田 彰	国際関係法学科主任		○					両属教員
教授	小山 雅亀	キャリアセンター委員			○			○	両属教員
教授	宮崎 幹朗	法科大学院長 キャリアセンター委員		○	○	○		○	両属教員
教授	小野寺 雅之	国際センター委員							実務家教員
教授	西郷 雅彦	言語教育運営委員	○		○				実務家教員
教授	多田 利隆	宗教部委員					○		
教授	梅崎 進哉	専攻主任		○	○			○	
教授	和田 安夫	図書館委員							
教授	横田 守弘	論集編集委員		○		○			
教授	吉田 知弘		○						実務家みなし専任教員
准教授	横尾 亘	教務主任		○	○		○	○	
准教授	長倉 忍			○				○	実務家みなし専任教員
		合計人数	3	6	5	2	3	6	

法科大学院執行部（院長・教務主任・専攻主任）は毎月1回程度の執行部会議に出席している。学内各種委員会（全学）は、おおむね月に1回程度開催されている。法科大学院独自の委員会は、必要に応じて開催されている。このほか、定例の法科大学院教授会が、おおむね月に1回開催されている。

(4) オフィスアワー等の使用

本学法科大学院には「拡大オフィスアワー」という制度があり、専任教員

が週1回、学生の希望を考慮しつつ、その創意工夫によりさまざまな内容の教育プログラムを提供している。具体的な内容は「拡大オフィスアワー集」に掲載されている。「拡大オフィスアワー」の内容をどのようなものとするかは各教員の判断に委ねられている。

(5) 特に力を入れている取り組み

委員の選任時に担当一覧を配布したうえで、それぞれ負担を考慮して投票している。

(6) その他

特になし。

## 2 点検・評価

法科大学院専任教員の担当授業数の平均を2016年度でみると、本学法科大学院のみで、専任教員かつ研究者教員で前期2.1コマ、後期2.1コマ、専任教員かつ実務家教員で前期3.67コマ、後期2.0コマ、みなし専任教員で前期2.5コマ、後期1コマである。また他大学・他学部の授業数も含めた平均を2016年度でみると、専任教員かつ研究者教員で前期3.32コマ、後期3.59コマ、専任教員かつ実務家教員で前期3.73コマ、後期2.33コマ、みなし専任教員で前期2.6コマ、後期1.1コマである。

前回の認証評価時においては、たとえば2012年度でみると、本学法科大学院のみで、専任教員かつ研究者教員で前期2.7コマ、後期2.4コマ、専任教員かつ実務家教員で前期2.8コマ、後期3.5コマ、みなし専任教員で前期2.0コマ、後期2.0コマであった。また他大学・他学部の授業数も含めた平均を2012年度でみると、専任教員かつ研究者教員で前期3.6コマ、後期3.2コマ、専任教員かつ実務家教員で前期3.4コマ、後期4.3コマ、みなし専任教員で前期2.0コマ、後期2.0コマであった。前回の認証評価時と数値は大きくかわっておらず、オフィスアワーの実施を勘案したとしても、授業数の多さにより授業の準備に支障が生じているという事態は発生していない。

授業以外の取り組みに要する負担については、特定の教員に過重な負担をさせないように配慮している。

## 3 自己評定

B [理由:教員の担当する授業時間数は十分な授業準備をすることができる程度であり、適切である。]

## 4 改善計画

授業数の多さにより授業の準備に支障が生じているという事態は発生しておらず、また授業以外の取り組みに要する負担については、特定の教員に過重な負担をさせないように配慮しているが、引き続き十分な授業準備をすることができる体制構築に努めたい。

### 3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1 現状

##### （1）経済的支援体制

各年度に専任教員が使用可能な研究資金としては、まず、図書館予算において配分される個人研究図書費 370,000 円がある。これとは別に、学術研究所予算として各教員に配分される学術研究所個人研究費 612,000 円（2013 年度までは 594,000 円）がある。その内訳は、図書・備品購入費 144,000 円（2013 年度までは 140,000 円）、旅費 376,000 円（2013 年度までは 364,000 円）、複写費その他 92,000 円（2013 年度までは 90,000 円）となっており、費目間で 300,000 円（2013 年度までは 200,000 円）までの流用が可能である。

大学教育・研究推進課が所管する教育研究推進機構は、共同研究育成制度を設けており、複数の研究者が連携して共同研究を進め、学術研究の高度化と、その成果の学内外への還元を図るよう、そして同時に科学研究費等の外部研究助成資金への申請と獲得をがなされるよう、支援している。なお、2014 年度から、科学研究費補助金を獲得した教員に間接経費の 30%が配分（還元）される変更がなされた。

##### （2）施設・設備面での体制

専任教員には、法科大学院棟に約 27 m<sup>2</sup>の広さの個室が研究室として割り当てられている。法学部とのダブルカウントとなる教員（本学の用語では「両属教員」）の 3 名は、学術研究所棟の個室が研究室として割り当てられている。

##### （3）人的支援体制

専任教員の研究活動を支援するために本学においては学術研究所が設けられており、学術研究所個人研究費、在外研究、国内研究、紀要等の事務を処理している。もっとも、法科大学院棟が学術研究所棟から離れており、法科大学院専任教員が日常的に学術研究所棟を利用することが難しいため、法科大学院事務室職員が学術研究所個人研究費に関する事務の一部を取扱っている。

##### （4）在外研究制度

法科大学院専任教員には、他学部教員と同じく、研究活動の機会として、学術研究所が扱う在外研究（1 年間、6 ヶ月間、3 ヶ月以内の 3 種類）および国内研究（6 ヶ月間）の制度がある。在外研究は全学部を通じて、1 年間

のものが年間6名、6ヶ月間のものが年間3名、3ヶ月以内のものが年間2名取得可能である。国内研究は全学部を通じて、年間10名、それぞれ取得可能である（「在外研究規則」および「国内研究規則」参照）。近年、法科大学院の専任教員で利用したのは、2015年度に3か月の短期在外研究が1名、国内研究が1名である。

#### (5) 紀要の発行

法科大学院独自の紀要は発行されていないが、法学部と共同で刊行している紀要「西南学院大学法学論集」がある。編集委員は、法学部、法科大学院双方から出されている。年間4冊を基準に両教授会で発行計画が承認され（「論集および研究叢書刊行規則」参照）、おおむね計画どおり発行されている。法科大学院専任教員による寄稿もなされている。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

法科大学院棟には図書館法科大学院分館が設けられており、法学関係の蔵書、購入雑誌の充実が図られている。また、専任教員は研究室から図書館本館の各種データベースを利用することができる（West-Law, Beck-Online等）。本学において所蔵していない図書・雑誌についても、他図書館との相互貸借、複写依頼がウェブ上で可能である。

#### (7) その他

特になし。

### 2 点検・評価

教員の研究活動を支える経済的支援、施設・設備、紀要発行等の仕組みをみると、法科大学院教員への支援の配慮はなされているといえる。在外研究、国内研究については、利用が少なかったが、2015年度には、法学部所属教員による協力を得て、法科大学院専属教員が在外研究（3ヶ月以内）に1名、国内研究に1名携わることができた。前回認証評価時の改善計画は実現しつつある。

### 3 自己評価

B [理由：教員の研究活動を支援するための配慮がなされている。]

### 4 改善計画

一定程度の成果をみたが、さらに法学部との連携を強化し、法科大学院教員のサバティカル等の利用を促進する。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### （1）組織体制の整備

本学法科大学院では、教育内容および教育方法を改善し向上させる組織的取り組みの推進を担う組織として、「西南学院大学大学院法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下「FD委員会」という。）を設置している。<sup>34</sup>

FD委員会は、専任教員の中から選出された3名の委員をもって構成され、①FDに関する基本方針の策定、②FDに関する施策および企画の検討・立案、③FD活動の点検・評価、④FDに関する情報の収集と提供、および、⑤その他FD活動推進のための諸活動を行うものである。

また、教員間でFDに関する情報や問題意識を共有し、意見を交換し、教育内容・方法の向上のための検討を行う場として、専任教員全員を構成員とする「FD研究会」がある。

「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討、カリキュラムの改変等の問題に対しては、公法系、民事法系、刑事法系等「系」ごとに分かれてそれぞれの分野ごとに検討を行い、各系の検討結果を持ち寄って全員で協議検討することが適宜行われている。各系は、各分野の研究者と実務家が共同して構成している。

##### （2）FD活動の内容

定期的に毎学期実施しているFD活動として、①学生による授業評価と、②教員相互の授業参観がある。①に関連するものとして、在学生のみではなく修了生アンケートと司法試験合格者アンケートを毎年行っており、また、常時学生たちの意見や要望をくみ上げるための制度として、意見箱を設置している。また、司法試験の結果を踏まえて適宜意見交換等を行っている。

上記①については4分野4-2、1参照。

上記②教員相互の授業参観については、2004年の開設時から、FD活動の柱のひとつとして定着している。その内容は、2009年度までは、期間を定めてすべての授業をオープンとし、各教員が自分で選んだ授業を参観して報告票を提出する方法をとっていたが、2010年度からは、FD委員会の企画で各

<sup>34</sup> 資料A3 学生便覧P.79「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」参照

学期に参観対象授業を2つ程度に絞り、それについては全専任教員が参観して、FD研究会で集中的に意見交換する方法に改めた。近年は、おおむね専任教員全員の授業について授業参観が行われたこともあり、年1回、新任の専任教員担当の授業を中心に2つ程度の授業参観を行っている。相互の授業参観について、対象となった授業は、2013年度は、小野寺教授「刑事模擬裁判」、西郷教授「民事模擬裁判」、石森教授「行政法入門」、西郷教授「民事手続法入門」、2014年度は、横尾准教授「商法演習」、一瀬教授「法曹倫理」、2015年度は、宮崎教授「民法V」、小野寺教授「刑事法総合演習II」、2016年度は、梅崎教授「刑法II」、濱崎教授「民事手続法演習」である。

参観実施後は、FD研究会を開催し、担当者から説明等が行われた後、感想や意見あるいは質問を出し合い、検討が行われる。その過程で個別の授業について特に法科大学院として対応を要するような重大な問題点が浮上したことはないが、難易度、司法試験で問われる力との対応、限られた授業回数 of 効率的な使い方、学生の自学自修への導き方、質疑応答の使い方や活発化の工夫等が、懸案の課題として、しばしば取り上げられ議論されてきている。全体として特定の結論や方向性を打ち出すことは意図していないが、意見交換を通じて一定の共通認識が得られることは多く、授業参観の担当者および参観者ともに、自分の授業改善について様々な貴重な手がかりを得ており、実際の授業にも生かされている。

FD委員会は、上述授業参観の企画・実施の他に、後記の成績評価の基準に関して提言を作成し、FD研究会の検討材料を提供し<sup>35</sup>、また、本法科大学院の「養成する人材」の一部修正に際しては、教授会における審議・検討に先立って開催された点検評価委員会に参加して検討を行った<sup>36</sup>。また、意見箱を管理し、必要があれば投書された内容につき、教授会、執行部や法科大学院事務室等に報告するのもFD委員会の任務である。

FD研究会は、年間数回開催されており、その運営には、法科大学院執行部とFD委員会が協力してこれに当たっている。主として、(i) 学生による授業評価アンケートおよび教員相互の授業参観実施後に、その内容について検討すること、(ii) 法科大学院教育に関する学外の研修・シンポジウム等の報告にもとづいて検討を行うこと、(iii) FDに関する検討を要する重要なテーマについて、適宜検討すること、および(iv) 個々の学生の学修状況についての情報交換等である。たとえば、(i) 2015年11月25日開催のFD研究会において、研究者教員と実務家教員が共同担当する授業に関する「実質的な共同」とはどのようなものを指すのかについて意見交換がされ、「実質的な共同」の内容をシラバスに記載すること等が提案された。<sup>37</sup> (ii) 2016年6月22日開催のFD研究会においては、学生数の減少等に伴って問題となり

<sup>35</sup> 資料A13 採点基準について 参照

<sup>36</sup> 資料A6 点検評価委員会議事録(2016年12月6日)参照

<sup>37</sup> 資料A6 FD研究会議事録(2015年11月25日)参照

うる成績評価の基準について検討を行い、2012年1月18日法科大学院教授会で承認された「成績評価についての申し合わせ」の内容について再検討をした<sup>38</sup>。(iii)「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」の見直しについて、2016年11月30日開催のFD研究会において検討を始め、各系で検討を経て、「本法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」の見直しを行っている。(iv)学生の学修状況については、かつては教授会で行われていたが、2015年度よりFD研究会に移し、各学期に1回程度、一人一人の学生につき共有すべき情報を提供しあいつつ指導方針等を検討する場を設けている。

なお、FD活動にとっては、授業や試験の内容が相互にオープンになっていることが大切であるとの認識にもとづき、本学法科大学院では、シラバス集の配布のみならず、TKCの教育支援ツール上に掲載されたレジュメ等の情報は他の教員が閲覧可能となっており、また、中間試験や期末試験の問題は、他の教員にコピーを配布している。成績評価についても、「成績検討会議」を開催して、評価の結果と方法の双方についてその適正さを相互にチェックしている（この点については8分野8-1参照）。

さらに、総合的な見地に立ってカリキュラム全体について検討する改革諮問委員会が教育内容や教育方法も含めて検討しているところである（1分野1-3，1（2）カ参照）。

### （3）FD活動の成果および成果に結びつかせるための方策・工夫

本学法科大学院では、小規模校の利点を生かして、FD研究会を中心に、専任教員全員の間で教育内容や方法について情報や問題意識を共有し自由率直に意見交換することを重視している。また、その結果、法科大学院としての対応が必要と判断された場合には、FD委員会と執行部の判断あるいは、必要な場合には各系での検討や法科大学院教授会の審議を経て手当てを行っている。

FD研究会の多くが教授会終了後に開催されるという日程であることもあり、教授会出席者がほぼそのまま参加している点は従前と同じである。これにより、特に各系間、研究者教員と実務家教員間の意見交流が毎回、実質的に確保できるだけの参加が確保されている。

### （4）教員の参加度合い

法科大学院協会が主催するシンポジウムや外部研修の参加機会があり、参加の必要性が高いと考えられるものについては開催通知のコピーが教員に配布され、参加希望者は公費で参加の後、その成果を教授会において報告し、

<sup>38</sup> 資料A6 FD研究会議事録（2016年6月22日）、

資料A36 「成績評価についての申し合わせ（2012年1月18日法科大学院教授会承認）」参照

全教員で情報を共有している。

(5) 特に力を入れている取り組み

上記(2)記載以外には特になし。

(6) その他

2013年度から、福岡県弁護士会に設けられたLS委員会から委嘱された弁護士が授業を参観し、外部の実務家の目によって授業内容等をみてもらい、報告書等によって当該担当教員にその成果がフィードバックされるようになった。2014年度は、宮崎教授「民法V」(10月21日参観実施)、横尾准教授「商法I」(10月28日参観実施)について実施された。

2 点検・評価

FD活動の重要性に鑑み、2010年度以降は、教員全員による特定授業の参観を通じた授業改善の取り組みを軸に、FD活動は恒常的に実施されており、FD研究会の開催は年3回～7回行っておりFD活動は活発化しているといえる。

39

課題としては、FD活動が専任教員だけの取り組みとなっており、いかに非常勤講師(法学部教員、他大学教員、実務家)にまで広げることができるか、という点である。

3 自己評定

B [理由：体制は整っており、活動も積極的になされている。司法試験を視野に入れた検討も行っているが、現時点では、成果に直接つながっていないようにも思われる。また、非常勤講師に対する働きかけの余地も残っている。]

4 改善計画

非常勤講師に対する働きかけという点については、法学部教員で非常勤講師となっている教員に対して、授業参観への参加・出席を呼びかけることを検討中である。

## 4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 1 現状

#### （1）学生による授業等の評価の把握

学生による評価の把握およびその結果の活用の組織的取り組みとしては、まず、①全学において実施されている科目ごとのアンケート調査<sup>40</sup>、②アンケート結果に対する担当教員のコメント等の掲示とFD研究会での検討がある。

教育の内容や方法に対する学生からの評価は、主として科目ごとのアンケート調査を通じて行っている。アンケート調査の方式は全学の实施方式（無記名、質問項目への回答と自由記述を併用、学期ごとに実施〔前期は7月、後期は12月〕）に則り行うこととし、各自に対する評価に加えて、法科大学院全体の中での自分の位置付けを認識することができるようになっている。授業時に実施することを原則とし、教員は退室し、学生による回収・事務室提出を徹底し、専門業者による数値化・自由記述欄のテキスト化を施した資料の教員への通知という方法で匿名性の確保に特に留意している。

質問項目には、法科大学院独自のアンケート項目が組み込まれ、法曹養成に有効な教育内容・方法の改善のための評価項目ともなっている。この質問項目は変更も可能であり、毎学期の実施に先立ち、FD委員会で確認されるが、ある程度経年での情報分析を行う必要から、FD研究会において質問項目の見直しについて検討されてきているが、2008年に見直して以降は経年変化をみるため、項目に変更は加えられていない。

なお、各教員の判断により、上記全学アンケートに加え必要な場合には、発足時より実施してきた各教員独自のアンケートも並行して行われることとされている。

#### （2）評価結果の活用

各授業のアンケート結果は、集計結果（概要）と担当教員のコメントとが掲示によって学生に示されている。

FD研究会においても、各自の授業評価アンケート結果を報告し、それを基に相互の意見交換を行い、具体的に授業内容および授業方法につき改善の方策を探ることも行われている。

各教員のコメント掲載を迅速・確実に実施することについては、遅れがあれば、FD委員会からの働きかけを強化することになっている。

<sup>40</sup> 資料 A14 授業評価アンケート参照

(3) アンケート調査以外の方法

上記アンケートとは別に、修了生に対して、在学中の全般にわたる意見を「修了生アンケート」、新司法試験合格者に対して「合格者ヒアリング」として聴取し、適宜、教授会、FD研究会の場で内容を報告して検討されている。

(4) 特に力を入れている取り組み

個々の学生の意見のみならず、学生全体での印象や希望等をくみ取るために、毎年、学生の自治組織である学友会の執行部確定直後に、学友会と教授会の両執行部の意見交換会を実施している。教育内容や教育方法に限定した内容ではないが、FD問題についても貴重な意見や希望が提示されたことも少なくない。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

全学方式を通じての授業評価アンケートの実施およびそれに対する教員のコメント提示は定着している。コメントに見入る学生もおり、学生が率直に意見を書くことができないようなことはあまりないと考えられる。

もともと、所定の実施期間内に授業時間の一部を利用して一斉に行われるため、学生にも負担をかけている面がないのか、それにより自由な意見を出しにくくなっているのではないかと（自由記述欄の記述量が漸次減少しているように思われる時期もあった。）、配慮する必要はあるが、近年、自由記述欄の記載も一時よりも増加しているように思われる。また、アンケート結果の一層の活用が今後の課題として残されている。

3 自己評価

B [理由：学生による授業評価は定着しているが、その活用方法になお工夫の余地がある。]

4 改善計画

法科大学院独自のアンケート項目の見直しについては、引き続きFD研究会等において検討していく予定である。また、授業評価アンケートのさらなる活用についても、FD委員会において今後検討する予定である。

## 第5分野 カリキュラム

### 5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

#### 1 現状

##### (1) 開設科目

・2017年度について

下記の表は、2015年度入学生から適用されているカリキュラムに基づく。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	33	80	27 (うち入門科目から1 選択必修)	68 (うち入門科目か ら2以上選択必 修)
法律実務基礎科目群	9	18	6	12
基礎法学・隣接科目群	10	22	2 注1	(4以上)
展開・先端科目群	27 注2	54	基礎法学・隣接科目 群と合わせて11科目 以上選択必修	基礎法学・隣接科 目群と合わせて22 単位以上選択必修

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

注1 基礎法学・隣接科目群のうち、「キリスト教倫理」と「国際社会と法」のどちらか2単位を必ず修得しなければならない。

注2 この他に、福岡県内4大学法科大学院の連携科目として他大学で開講される2科目(「子どもの権利」、「ジェンダーと法」)があり、これらを履修し単位を修得した場合には、展開・先端科目群の科目として扱われ、修了に必要な単位数に数えられる。

## (2) 履修ルール

法務研究科規則第3条第1号によれば、標準修業年限3年修了者は、法律基本科目群から68単位以上(但し、必修科目66単位を修得し、かつ、「行政法入門」、「民事手続法入門」および「刑事手続法入門」のうちから2単位以上を修得しなければならない。)、法律実務基礎科目群から必修科目を含めて12単位以上、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上(但し、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。)を修得しなければならない。

同規則第3条第3号によれば、法学既修者は、法律基本科目群から必修科目を含めて34単位以上、法律実務基礎科目群から12単位以上(但し、必修科目10単位を修得し、かつ、「エクスターンシップ」、「刑事実務演習」および「弁護士実務」のうちから2単位以上を修得しなければならない。)、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上(但し、「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。)を修得しなければならない。

なお、入学時に十分な実務経験を有する者について、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修できるような制度は、本学法科大学院においては存在しない。

## (3) 学生の履修状況

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	65.6	32.0
法律実務基礎科目	12.8	12.0
基礎法学・隣接科目	7.6	10.0
展開・先端科目	15.2	14.0
4科目群の合計	101.2	68.0

法律基本科目群と法律実務基礎科目群の科目は、ほとんどが必修科目であり、予め大学側で適切な設定を行っているため、配当時期や時間割の関係で履修に障害が生じることはない。

これに対して、選択科目については、特に未修者1年次生の段階では履修登録上限による制約のため、基礎法学・隣接科目群を履修するのに若干の困難はある。しかし、学年が進むにしたがって、展開・先端科目群を含めて、履修が容易になる仕組みになっている。

2・3年次も含めて、選択科目の配当時期、時間割の関係には注意が必要である。同一曜限に必修科目と選択科目を入れない等の工夫をして、履修に

障害が生じないようにしている。

#### (4) 科目内容の適切性

法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群，展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容は，当該科目名および当該科目群に適合しており，FD活動の一環としての授業参観の実施およびシラバスの公表により検証している。また，成績検討会議（8分野8-1，1（3）ア参照）において，シラバスが全教員に配布されその内容を検討することによっても検証している。

なお，2015年度以降，従来は「商法Ⅱ」の中で講義してきた「手形法」の内容を，展開・先端科目群に配置している「金融法」の中で講義することとしている。これは，紙媒体の手形の利用が年々減少し電子手形の利用が進んでいること，銀行取引における貸出取引において手形貸付が利用されていること等に鑑みて，金融取引の中に手形取引を位置付けて展開・先端科目群において教育することがより適当であると考えられたための変更である。

過去の認証評価において科目群・科目名等の齟齬が指摘されたことはない。

#### (5) 特に力を入れている取り組み

法律実務基礎科目群から12単位を必修とし，実務能力の涵養を重視する姿勢を示した。また，本学法科大学院の特徴を生かすべく，展開・先端科目群において国際関係法科目を多く提供している。これとあわせて，本学法科大学院の教育理念を生かすべく，2011年度入学生から，基礎法学・隣接科目群のうち，「キリスト教倫理」と「国際社会と法」のどちらか2単位を必ず修得しなければならないことにした。

#### (6) その他

臨時開講科目については，これらの科目が恒常的に存在することは事実上，学生が理由上限を超えて履修することにつながりかねない等の問題を伴うため，2012年度以降は，設置しないことにした。

## 2 点検・評価

授業科目は法律基本科目，法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目のすべてにわたって開講されている。また，修了までに「法律実務基礎科目群のみで10単位以上」，「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」，かつ「法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目および展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるようにカリキュラムと単位配分が工夫されている。配当時期や時間割の面でも学生が現実に履修可能なコマ組みになっている。学生の履修状況にも偏りは存在しない。法律基本科目群，法律実務基礎科目群，基礎

法学・隣接科目群，展開・先端科目群にそれぞれ配置されている各科目の実質的内容が当該科目名および当該科目群に適合しないという例はない。開講科目の中で，継続的な補習への出席を義務付けている科目はない。また，展開・先端科目群の中に司法試験対策をするというような内容の科目はない。

なお，前回認証評価の際には，法律基本科目必修科目における公法，民事法，刑事法各分野間の履修すべき単位数のアンバランスが指摘された。そのため，2015年度入学者より，1年次後期配当の必修科目である「基本的人権の基礎」を2単位から4単位化し，また従来3年次前期に配当されていた自由科目「憲法訴訟論」（2単位）を2年次前期の必修科目へと変更した。これにより，公法科目14単位，民事法科目36単位，刑事法科目16単位となり，各分野間のアンバランスは一定程度の改善をみた。

### 3 自己評定

B [理由：科目群のすべてにわたって授業科目が開設されており，各科目群の履修が偏らないように配慮されているが，司法試験合格率の改善という点で，なお改善の余地がある。]

### 4 改善計画

現在，修了者の司法試験合格率の改善に向けて，改革諮問委員会でのカリキュラムの見直しを検討している。

## 5-2 科目構成(2)〈科目の体系的性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学修できるように配置されていることをいう。

### 1 現状

#### (1) 科目開設の体系的性

##### ア 体系的性に関する考え方，工夫

本報告書1分野1-1，9分野9-1において述べているように，本学法科大学院は，その教育理念を具体化するものとして，4つの柱からなる「養成する人材」を策定し，さらに，「本学法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を検討する作業の一環として，本学法科大学院の全専任教員を公法系・民事法系・刑事法系のグループに分け，開講年次の異なる各分野の科目間でどのように「教育の理念・養成する人材」に即した教育の発展的継承を図るかを議論・検討したうえで「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を作成・刊行している。その中では，各グループを構成する専任教員相互の議論を通じて，学年が上がるにつれて<基礎>→<応用深化>→<総合化>というプロセスを経ることができるようなカリキュラム編成となるよう工夫がなされている。

また，「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」については，毎年1回法科大学院教授会で再確認・議論する時間を設けることで，科目開設の体系的性についての検証がなされている。

- (ア) 法律基本科目群 33 科目 80 単位のうち，26 科目 66 単位が必修科目であり，これはさらに公法系科目 6 科目 14 単位，民事法系科目 14 科目 36 単位，刑事法系科目 6 科目 16 単位に分かれる。必修科目の他に，入門科目 3 科目 6 単位のうち 1 科目 2 単位以上を選択必修としている。また，必修でも選択必修でもない科目として 4 科目 8 単位がある。

おおむね，1年次においては，法曹にとって最も基本的な知識の体系的な理解（理論的基礎に裏付けられた体系的知識）と基礎的な法的問題解決能力の養成を主たる目的とし，憲法，民法，商法，刑法の講義科目と民法の演習科目 1 科目の計 32 単位を配当している。また，2年次法律基本科目について未修者に初歩的入門的概要を知ってもらうために，入門科目 3 科目 6 単位を用意し，2単位以上を選択必修としている。これらは，2011年度入学生までは臨時開講科目として提供していたものであるが，2012年度から正規科目として位置付けた。さらに，必修ではないが，

未修者に対して基本書や判例等の読み方や文章作成方法の基礎的な指導を行うための「民法基礎演習」を2015年度より開設している。

2年次には、基本的知識の体系的理解について行政法、手続法に対象を広げるとともに、1年次に体系的知識を修得した科目については、主に判例や仮設事例を素材として知識や理解を深めるとともに高度の法的分析能力を養うことにしている。すなわち、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の各分野について講義科目を置くとともに、民法、刑法、商法、民事訴訟法の演習科目を配当している。なお、必修科目でも選択必修でもない講義科目として2・3年次に「商法Ⅱ」を配当している。これは、「商法Ⅰ」においては扱うことのできない商法総則・商行為法を講義とともに、会社法のたびたびの改正によって制度の複雑化により、1年次の「商法Ⅰ（4単位）」のみでは全体を見渡すための時間が足りないことから、「計算」「社債」「組織再編」等についてカバーするものである。

3年次においては、法分野に分断されない事件そのものを全体して把握し多元的に分析することのできる実践的問題解決能力の習得、当事者の立場により異なった立論をすることを意識しながら自らの主張を組み立てること等を目指している。民事法総合演習2科目、刑事法総合演習2科目、そして公法演習1科目が必修として配当されている。なお、3年次には、必修ではないが、3年次の目的に見合った公法系1科目（「公法演習Ⅱ」）および民事系1科目（「民事法事例演習」）も配当されている。

(イ) 法律実務基礎科目群には、9科目18単位が配当されている。

法学未修者は、このうち1年次の「法の理論と実務」、2年次の「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」、3年次の「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」・「法曹倫理」の6科目12単位が必修である。2009年度入学生までは「法曹倫理」・「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」の3科目6単位のみ必修であったが、2010年度入学生から「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」を加えた5科目10単位を必修とし、さらに2012年度入学生から「法の理論と実務」を加えた6科目12単位を必修とした。「法曹倫理」は法曹に求められている職業倫理について学ぶものであり、従来は1年次に配当していたが、法曹としての具体的イメージをもってから学ぶことで学習効果が上がるものと考えられたため、2015年度より3年次に配当している。また、「法の理論と実務」は、法律基本科目の中で学ぶ基本的な事柄が実務ではどのようにあらわれるのかを実務資料を素材にしながらしすとともに、法律文書の在り方を示し、また家庭裁判所調査官や心理カウンセラー等をゲストスピーカーとしてお招きして実務の一端に触れる等を内容としている。総じていえば、実務家を目指す学生に実務へのナビゲートをするとともに、法科大学院で

の学習へのモチベーションを喚起するための科目であり、1年次におくことがふさわしい。2011年度までは基礎法学・隣接科目群中の1科目とされ位置付けが不明瞭であったが、2012年度から位置付けを明確にしたものである。2年次「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」は、事実認定や要件事実を中心に理論と技能を学ぶ。3年次「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」は、2年次までに法律基本科目群および法律実務基礎科目群の学習により得られた能力を前提に、訴訟手続の各段階において必要となる実務的能力を養うものである。

なお、法学未修者に対しては、必修でも選択必修でもない科目として、「エクスターンシップ」を2年次以上に担当している。また、同じく2年次以上に具体的事件の事実に基づいた訴状・起案と法律相談とを内容とする「弁護士実務」、および刑事手続法における重要論点の解説と実際の実務を視野に置いた演習を行う「刑事実務演習」を担当している。

法学既修者は、入学した年次の「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」、3年次の「民事模擬裁判」・「刑事模擬裁判」・「法曹倫理」の5科目10単位を必修とし、これに加えて、「エクスターンシップ」・「刑事実務演習」・「弁護士実務」のうち2単位以上を選択必修としている。2011年度入学生までは5科目10単位が必修であったところ、2012年度入学生から選択必修2単位以上を加えた。法学未修者は「法の理論と実務」を必修としたが、法学既修者には「法の理論と実務」よりも高度な科目を必修とするのがふさわしいと考えた結果である。

(ウ) 基礎法学・隣接科目群においては、「法哲学」等の基礎法学科目、「法と経済学」といった法学と関連する社会科学分野の科目のほか、国際的視野と語学力を養うために「国際社会と法」、「外国法」、「法律英語」等を提供している。さらに、本学法科大学院の教育理念を生かすために「キリスト教倫理」を開講している。いずれも1年次から履修可能である。なお、2011年度入学生から、基礎法学・隣接科目群のうち、「キリスト教倫理」と「国際社会と法」のどちらか2単位を必ず修得しなければならないこととした。

(エ) 展開・先端科目群においては、学生の問題関心や将来の志望に応じて必要な内容が学べるように、「税法」、「地方自治法」、「土地私法」、「金融法」、「知的財産法」、「労働法」、「執行・保全法」、「倒産法」、「特別刑法」、「刑事政策」(各2単位)等の国内法科目を配置するほか、国際的な法律問題に対応できる素養を備えた法律家の養成という本学法科大学院の教育方針に沿って、私法分野に限らず公法分野に属する科目も含めて、「国際私法」、「国際取引法」、「国際紛争解決法」、「国際環境法」、「国際人権法」、「国際組織法」(各2単位)といった多様な国際関係法科目を配置している。これらの科目のうち、2年次までの法律基本科目の履修を前提

とした履修が望ましい科目は、3年次配当としている（例えば、「税法」、「環境法」等）。また、前回認証評価の際には不十分であった演習科目を労働法、経済法、倒産法について提供できるようになった。2012年度からは「司法福祉論」を新たに提供する等、充実に努めている。

また、福岡県弁護士会と県内4大学法科大学院との連携に基づいて、先端的な法律問題に最前線で取り組んできた弁護士としての経験に基づく実践的な理論と知識を学ぶ科目として、「刑事弁護実務」、「消費者問題」、「高齢者・障害者問題」（各2単位）を配置している。

これらの科目は基本的には2年次以上配当科目であるが、2年次までに履修する法律基本科目の内容を踏まえた学修が期待される科目については、3年次配当としている。

(オ) これらの科目群のうち、特に（ア）と（イ）においては、基本的には1年次から3年次まで、基本的には、＜基礎＞→＜応用深化＞→＜総合化＞というプロセスに沿ったものである。この点や（ウ）（エ）における諸科目の位置付けについては、学生便覧と「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」（9分野9-1も参照）に詳しく説明されている<sup>41</sup>。

#### イ 関連科目の調整等

関連する各科目間の内容の調整は、これまでは、FD研究会での検討および各分野の教員による相談によりなされてきた。1分野1-1で触れたように、2011年度末に「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を完成させるまでのプロセスの中で、公法系、民事法系、刑事法系の教員グループを立ち上げ、科目内容と本学法科大学院の理念との関係等について、再検討を行った。2012年度以降の開講科目とその内容はこの検討を踏まえたものである。また、各科目間の内容の調整は、各系（グループ）での話し合い、FD研究会での検討および教員間の話し合いにより行われている。

なお、2015年度以降、条件付合格として入学を認めた法学既修者に対しては、履修免除対象となる1年次配当必修科目の一部（不合格点となった科目）につき履修免除を行わず、2年次に履修させることとしている。

履修免除の対象となりうる科目（「統治の基本構造」「基本的人権の基礎」「商法Ⅰ」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」）の履修については、履修免除対象科目相互において、また2年次必修科目と開講曜限が重ならないよう考慮した上で、授業時間割を作成している。

#### (2) 特に力を入れている取り組み

本学法科大学院の教育理念を生かすべく、2011年度入学生から、基礎法学・

<sup>41</sup> 資料 A3 学生便覧 P.5~8 参照

隣接科目群のうち、「キリスト教倫理」と「国際社会と法」のどちらか2単位を必ず修得しなければならないことにしている。

### (3) その他

特になし。

## 2 点検・評価

授業科目全体をみると、本学法科大学院の教育理念、本学法科大学院の考える「養成すべき人材」を踏まえ、養成しようとする法曹像に適合した、体系性がある科目構成になっており、科目間の調整もなされているといえる。

また、配当年次・学期も基本的には教育効果が上がるように工夫され、時間割も学生が履修可能なコマ組になっている。開設された科目と本学法科大学院の基本方針との適合性もある。法科大学院の使命からみて不適切な科目や司法試験対策に特化した科目も存在しない。なお、福岡県弁護士会と県内4大学法科大学院との連携に基づく科目の履修については、他大学において不開講が少なくない状況に照らせば、本学では一定の成果を上げている。

但し、法律基本科目群における体系性、開講科目や配当年次が法曹養成という具体的な目的との関係で実際にどのような効果を上げているのか、あるいは、どのような点で効果を上げていないのかの検証については、必ずしも十分ではなく、関連する科目間での内容の調整は、FD研究会での検討および教員間の話し合いによりなされているにとどまっていた。そこで、改善計画でも触れるように、改革諮問委員会での検討が始まっている。

## 3 自己評価

B [理由：授業科目の体系性・適切性は確保されているが、司法試験合格率の改善という点で、なお改善の余地がある。]

## 4 改善計画

現在、改革諮問委員会で、各科目の評価と司法試験合格率との相関性を調査する等、法曹養成という具体的な目標に向けた最善の科目配置を目指すべく検討している。

### 5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務および守秘義務等の倫理原則の理解、および裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

#### 1 現状

##### (1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

法曹倫理を教育内容とする授業科目としては、3年次前期配当の必修科目として、「法曹倫理」(2単位)を開講している。その科目内容についてはシラバスに書かれているとおりである。この科目の授業内容自体は弁護士倫理を中心とするものであり、本学法科大学院専任教員である弁護士がこの科目を担当している(以前は非常勤講師にお願いしていたが、この科目の重要性に鑑み専任教員が担当することとなった)。なお、2014年度までは1年次配当科目となっていたが、2015年2月17日開催の外部評価委員会において「具体的な法曹イメージができた段階で受講させたほうが良い」との指摘を受けたこともあり<sup>42</sup>、2015年度からは3年次配当科目に変更している。

##### (2) 特に力を入れている取り組み

本学法科大学院では、法曹倫理を必修2単位で開講しており、弁護士倫理を中心としながらも、裁判官・検察官の倫理についても経験者の専任教員が講義を行う等の工夫がなされている。また、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」において、法曹倫理の重要性を学生にわかりやすく伝える取り組みをしている。

本学の養成する法曹像との関連で、よりヒューマニスティックな法曹に育てほしいとの思いを込めて、法曹倫理とは別に、選択必修科目としてキリスト教倫理をも開設している。

##### (3) その他

裁判官倫理については裁判官経験のある教員が、検察官倫理については検察官出身の実務家教員(専任)が、それぞれ「法曹倫理」の授業の中で特別講話をする等の工夫をしている。

#### 2 点検・評価

法曹倫理科目が必修科目として開設されており、内容においても問題はない。

<sup>42</sup> 資料 A32 2015年度外部評価報告書 P.7, P.16 参照

3 自己評定

合 [理由：法曹倫理が必修科目として開設されている。]

4 改善計画

特になし。

## 5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

### 1 現状

#### （1）履修選択指導についての考え方

本学では、必修の法律基本科目 68 単位（法学既修者は 34 単位）<sup>43</sup>、法律実務基礎科目 12 単位については、教員間で教育内容を検討して配当年次を決し、科目相互間の履修しやすさを考慮して時間割を設定している。従って、適切な履修指導という点で取りあげられなければならないのは、必修科目以外の科目をどのように履修するかである。

この点に関して、まず、2017 年度学生便覧 4 頁～8 頁において、開講科目と本学法科大学院の理念・「養成する人材」との関係の説明し、必修でない科目も積極的に履修すべきこと、本学法科大学院の理念を受けて一つでも多くの国際関係法科目を履修してほしいこと等が述べられている。

又、学生が自己の進路との関係で履修科目の選択を適切に行うことができるようにするために、2017 年度学生便覧 23 頁～27 頁にコース別履修モデル表を提示している。ここでいう「コース」はカリキュラムに具体化されているものではなく、学生が将来どのような分野に強い法曹となることを希望するかに応じての「目安」である。

#### （2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

##### ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生に対しては、毎年 3 月末（2017 年度は 3 月 30～31 日）にオリエンテーションを行い、その際に、教務主任が履修ガイダンスを行っている。そこでは、カリキュラムの特徴や科目選択のうえでの注意事項が説明されている（新入生全員参加）。

在学生に対しては、新年度が始まる前の 3 月中旬（2017 年度は 3 月 15 日）に進級に備えた履修ガイダンスを行い、教務主任から新年度の科目や時間割を含めて科目選択上の注意事項を説明している（在学生おおむね 7～8 割参加）。

なお、2011 年度は、上記の新入生向け履修指導とは別に、法科大学院において法曹を目指した勉強をどのように、どのような心構えで、どのような段階を経て行えばよいのかを説明するために、入門ガイダンス「法科大学院：どのように勉強すればよいのか」を開催した（2 年次進級生も含め

<sup>43</sup> 既修者認定試験につき、条件付き合格者については、36 単位、38 単位又は 40 単位以上を修得しなければならない。

て22名参加)。ここでは、実務家教員1名と研究者教員2名がそれぞれの専門分野を生かしたガイダンスを行った。2012年度以降は1年次法律基本科目についてTA制度を新設したことに伴い(7分野7-6, 7-8, 参照), 上記入門ガイダンスで話される内容は、近年の司法試験に合格し既に若手実務家として活動しているTAによって折に触れ具体的に話されている。これら「入門ガイダンス」と講演会は、必修科目以外の選択科目の中のどの科目を、どのような順序で履修すべきかという意味での履修選択指導というよりも、法科大学院における学習全体への心構えを説くものではあるが、この項目で紹介しておく。

#### イ 個別の学生に対する履修選択指導

個別の学生に対する履修選択指導として、アドバイザー(7分野7-7参照)が、個別の相談に応じてアドバイスをを行っている。指導方法の手引き・目安を作成・設定はしていない。学生便覧を参照しながらアドバイスをを行うことになる。必修科目については履修もれが無いよう事務室でチェックしており必要に応じてアドバイスも行う。

なお、学生が履修登録をした後にも、事務室では個々の学生について計算ミスによる履修もれがないかチェックしている。

#### ウ 情報提供

1分野1-1に記したように、「教育の理念」および「養成する人材」は、在学生に配布される学生便覧の冒頭に掲載されている。2012年度からは、内容の掲載にとどめず、内容の解説と本学法科大学院の教育活動との関係についての詳細な解説を付した「教育システムの概要」を小冊子として配布している。本学のカリキュラムの特徴と「教育の理念・養成する人材」との関係についても、学生便覧において説明されており、また各年度に在学生向けに実施される履修オリエンテーションにおいては、「教育の理念・養成する人材」と本学法科大学院のカリキュラムの特徴について説明し、国際関係法科目の履修を奨励している。

#### エ その他

学友会から定期的(これまでは学友会の役職改選時)にヒアリングを行い、学生からの履修全般に関する要望を聞いて、できるかぎり制度・運用に反映させるようにしている(これまでの代表的な例として、選択科目履修に便宜な時間割の作成、「エクスターンシップ」の2単位化等)。なお、特定科目の履修を選択しないように指導している例はなく、たとえばある科目の受講希望者が1名であっても開講するようにしている。

### (3) 結果とその検証

#### ア 学生の履修科目選択の状況

学生の履修科目選択の状況を判断する資料としては、毎年度の科目別受

講者数がある。これをみると、各科目ともおおむね一定の受講者数をもって開講されている。但し、本学法科大学院の特徴に直結する国際関係法科目の受講者数は、残念ながら、おしなべて低い。また、各年度4月に後期の選択科目を受講登録しておきながら、前期試験により修了に必要な単位数を修得する見通しが立ったため、後期の履修を取り消すといったケースは多い。

#### イ 検証等

毎年度の科目別受講者数は教務主任レベルで把握し、必要があれば法科大学院教授会に情報提供している。科目別受講者数以外に、一人ひとりの学生が進路選択と絡めてどのような科目選択をする傾向にあるのかまでの把握、分析はできていない。なお、改革諮問委員会で学生の履修状況について把握し、カリキュラムの検証等を開始している。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

本学の理念との関係でキリスト教倫理と国際法系科目の履修指導に力を入れている。

#### (5) その他

特になし。

### 2 点検・評価

入学時、進級時の履修指導は、学生便覧とオリエンテーション等により、可能な限りのことをしているといえる。もっとも、学生が進路選択に実際に役立つ、より細かなレベルでの履修指導までは十分に手が届いていない。個別履修指導のための目安が作成されていないのも、この点にかかわる。これに学生便覧掲載の履修モデル（コース）が実際に学生の選択にあたってどれだけ有益な情報となり得ているかについても検討する必要があるだろう。

### 3 自己評定

B [理由：履修選択指導は適切に行われている。]

### 4 改善計画

上述のように改革諮問委員会で改善を進めていく。

## 5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

(注)

- ① 修了年度の年次は 44 単位を上限とすることができる。

### 1 現状

#### (1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

法務研究科規則第 3 条第 2 号によれば、学生が履修科目として登録することができる単位数は、1 年につき 36 単位を上限とするが、まず法学未修者(標準修業年限 3 年修了者をいう。以下同じ)が 1 年次に登録することができる単位数は 40 単位を、2 年次に登録することができる単位数は 38 単位を上限としている。また、法学既修者のうち、法学既修者として本学法科大学院で修得したものとみなされる単位数が 28 単位又は 26 単位の者が、2 年次に履修科目として登録することができる単位数はそれぞれ 40 単位又は 42 単位を上限としている。さらに、法学未修者又は法学既修者が修了年次に登録できる単位数は 44 単位を上限としている。

1 単位の授業時間数は、45 分を 15 回であり、したがって、2 単位科目は 90 分の授業 15 回である。

#### (2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

従来、学生が履修科目として登録することができる単位数は、1 年につき 36 単位を上限とするが、未修者が 1 年次に登録することができる単位数は 38 単位を上限としていた。しかし、平成 26 年 8 月の文部科学省の通知をうけ、自学自修との両立の観点にも留意しつつ教授会等で検討を重ねたうえで、2015 年度入学者より、未修者が 1 年次に登録することができる単位数は 40 単位を、2 年次に登録することができる単位数は 38 単位を上限とすることとし、1 年次について 2 単位分、2 年次について 2 単位分それぞれ増加させた。これに伴い 1 年次後期配当の必修科目である「基本的人権の基礎」を 2 単位から 4 単位化し、また従来 3 年次前期に配当されていた自由科目「憲法訴訟論」(2 単位)を 2 年次前期の必修科目へと変更した。これらの変更は、法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実の見地からの変更であるとともに、従来から貴財団による認証評価の際に指摘されてきた、公法系・民法系・刑事法系・のアンバランスを是正しようとする試みである。

#### (3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無

従来、学生が履修科目として登録することができる単位数は、1 年につき

36 単位を上限としていた。しかし、(2) で述べたのと同様の経緯を経て、2015 年度入学者より、法学既修者のうち、法学既修者として本学法科大学院で修得したものとみなされる単位数が 28 単位又は 26 単位の者が、2 年次に履修科目として登録することができる単位数はそれぞれ 40 単位又は 42 単位を上限としている。これは、憲法科目が履修単位認定の対象とならなかった既修者については、1 年次配当の必修科目である「統治の基本構造」(2 単位)・「基本的人権の基礎」(4 単位) の合計 6 単位分を 2 年次において履修しなければならないこと、刑法科目が履修単位認定の対象とならなかった既修者については、1 年次配当の必修科目である「刑法Ⅰ」(2 単位)・「刑法Ⅱ」(4 単位) の合計 6 単位分を 2 年次において履修しなければならないこと、商法科目が履修単位認定の対象とならなかった既修者については、1 年次配当の必修科目である「商法Ⅰ」(4 単位) を 2 年次において履修しなければならないこと、による。

(4) その他年間 36 単位 (修了年度の年次は 44 単位) を超える履修の有無なし。

(5) 無単位科目等

本学法科大学院では、正規科目とは別に、2011 年度までは 2 単位科目として、臨時開講科目が開講されていた。しかし、これらの科目が恒常的に存在することは事実上、学生が履修登録上限を超えて履修することにつながりかねないという観点から、2012 年度からは一部は正規科目とされ、一部は廃止された結果、2012 年度以降は臨時開講科目が存在しなくなり、2017 年度現在も存在していない。

(6) 補習

授業内容が正規の時間数に収まり切らないために時間割に定められた曜限以外の日時に行う授業という意味での「補習」は、一部の法律基本科目および一部の基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において行われた例がある。2015 年度に実施された「商法Ⅰ」の補習については、学生の参加は任意であり (本来、自学自修に委ねた部分につき学生の希望により開講された経緯がある)、履修学生の 2 割程度が参加した。

【2015 年度休講を伴わない補習】

【2016 年度休講を伴わない補習】

科目名	補習回数	科目名	補習回数
商法Ⅰ	4	(該当なし)	—

本学法科大学院においては、正規の授業時間とは別に、正規の授業内容の

理解を助けるための「補習」の時間を制度として設けることはしていない。なお、1分野1-2において述べたように、本学法科大学院には「拡大オフィスアワー」という制度があり、専任教員が週1回、学生の希望を考慮しつつ、その創意工夫によりさまざまな内容の教育プログラムを提供している。具体的な内容は「拡大オフィスアワー集」<sup>44</sup>に掲載されている。「拡大オフィスアワー」の内容をどのようなものとするかは各教員の判断に委ねられており、この時間を利用して正規の授業時間だけでは理解が不十分な学生の指導を行うケースもある。しかし、「拡大オフィスアワー」に参加するか否かは完全に学生の自由な判断に委ねられており、これに参加するか否かによって正規授業の単位修得が左右されることはない。実際の参加状況も、ごく数名というものから10名前後のものまで様々である。

(7) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(8) その他

2018年度入学生からは既修者認定試験につき民法(家族法)の条件付合格を認めることとなったことから、法学既修者として本学法科大学院で修得したものとみなされる単位数が30単位の者は、2年次に履修科目として登録することができる単位数は38単位を上限とすることとなる。これは民法(家族法)が履修単位認定の対象とならなかった既修者については、1年次配当の必修科目である「民法V」(2単位)を2年次において履修しなければならないこと、による。

## 2 点検・評価

履修登録上限に関するルールは適切であり、遵守されている。「拡大オフィスアワー」や補講により予習・復習、学生間の議論等の自学自修に充てるべき時間が不十分となるという事態はない。

## 3 自己評定

合 [理由: 1年次および2年次の履修単位数の上限が年間36単位を超えているが特段の合理的理由がある。また、修了年次の履修単位数上限は年間44単位である。]

## 4 改善計画

特になし。

---

<sup>44</sup> 資料A34 「拡大オフィスアワー集」各年度参照

## 第6分野 授業

### 6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

(注)

- ① 「授業の計画・準備が適切になされている」とは、法科大学院の学生が最低限習得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示および授業準備が適切になされていることをいう。

#### 1 現状

##### (1) 授業計画・準備

授業計画であるシラバスは、新生には入学時、在学生には3月半ばにホームページ上で公表している。シラバスのフォームには、「講義の概要」、「到達目標」、「各回の授業内容」、「成績評価の方法」、「成績評価の基準」、「準備・事後学習についての具体的な指示」、「教科書・参考文献」、「履修条件」といった項目を設けている。非常勤講師も含めて各科目担当者に次年度のシラバス執筆を依頼する際に、これらの事項について必要な記載をするよう「作成上の留意事項」を記した執筆依頼文書をメールで送付してお願いをしている。また、原稿が集まった段階で執行部がそれを確認し、各項目についての記載もれがあったり、大まかにすぎるものがある場合は、書き直しをお願いしている。

シラバスに記載された授業計画と実際の授業が乖離したという事例は、これまでないと思われる。また、各回の授業内容がシラバスと完全には一致しないことが生じるという例はあるが、後に述べる事前のレジュメ配布でカバーされていると思われる。

##### (2) 教材・参考図書

各科目の教材についてはすべてシラバスに記載されている。

法科大学院として各科目の教材に特に組織的に工夫を求めるという試みはしていないが、「憲法訴訟論」「民法法総合演習Ⅰ」「刑事法演習」「刑事法総合演習」のように、本学教員による独自の教材が作成されている例はある。なお、民法法担当教員はシラバス作成、教材選択に当たって教員間の検討を行っている。その他の分野でも実質的にはその種の相談は適宜行われている。

##### (3) 教育支援システム

TKC教育支援システムを利用しているため、それを通じてレジюме等の配布が行われている科目が多い。そういう科目において、レジюмеが入手できないといった事態は生じていない。在学生全員による利用が行きわたっている。

#### (4) 予習指示等

学生の予習の便宜を考えて、原則として1週間前には配布することになっている。なお、講義科目のレジюмеを、学期の始めに配布している科目もある。

TKC教育支援システムによる配信ができない教材、例えば判例のコピーや学生が作成した手書きの法的文書については、事務室カウンターにおいて学生に配布している。例えば学生が作成した手書きの法的文書（演習等で利用）の場合には授業の前日までには配布して学生の予習が可能なようにしている。

各科目とも、シラバスにおいて、あるいは事前に配布されるレジюмеを通じて、各回の授業で達成すべき目標を事前に示している。

#### (5) 到達目標との関係

本学法科大学院においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」は「養成する人材」と同一のものであるが、前記1現状（1）授業計画・準備で述べた通り、非常勤講師を含む全教員へのシラバス作成依頼文書において「作成上の留意事項」の中で「養成する人材」の内容を記し、その内容に即して記載を行うことを求めている。提出されたシラバスの記載が「養成する人材」を踏まえたものになっているかについては、各系で検証している。

授業で取りあげる部分と自学自修に委ねる部分の選択は、科目ごとの特性に合わせて各教員に任されている。教員による選択の考え方や自学自修の方法の伝え方についても、科目ごとの特性に合わせて各教員の判断に任されており、学期始め、あるいは学期の途中に口頭で語る例もあれば、レジюмеを指示しながら説明する例もある。

#### (6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (7) その他

授業外で自学自修を支援するという目的に特化した制度ではないが、「拡大オフィスアワー」は学生の利用の仕方により、自学自修を支援するものとして活用できる。また、学生の要望に応じて現役弁護士にチューターを依頼する制度（7分野7-6参照）は、自学自修の支援のために利用されている。「拡大オフィスアワー」とチューター制度については、毎年その実施状況を教授

会（および事前のチェック機関としての「T A・チューター委員会」）において取り上げて検討・検証している。

また、毎年5月に福岡県弁護士会より派遣された主に本学出身の現役弁護士による出前講座が開講され、司法試験への取り組みや日々の過ごし方、効果的な学習方法や試験までの計画について講義いただいている。2017年度は事前に課題の提示があり、新入生からは上級生との事前勉強会に臨み、一歩先の事柄を考えることが出来た、論文の書き方や司法試験の過去問題の解き方を丁寧に指導してもらうことができ、勉強の参考になったとの感想が寄せられた。<sup>45</sup>

## 2 点検・評価

授業計画・準備に関して、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容（本学においては「養成する人材」）を踏まえ、シラバスの作成を通じた授業の計画の設定およびシラバスの公表を通じた開示がおおむね適切になされている。各科目とも、シラバスや事前に配布されるレジュメを通じて、各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示している。

授業準備に関しても、シラバス、レジュメ、資料等はおおむね学生が予習可能な時期に配布され、内容上も格別の問題はない。教材や参考図書の選定についても、問題は生じていない。教育支援システムについては、シラバスの公表はTKC教育支援システムを全教員が利用している。レジュメの配布等については、各科目の特性によって利用の程度は様々である。

## 3 自己評定

B [理由：授業計画および準備が適切になされている。]

## 4 改善計画

提出されたシラバスの記載が「養成する人材」を踏まえたものになっているかについては、各系で検証しているが、より検証をする必要がある。各科目とも、シラバスや事前に配布されるレジュメを通じて、各回の授業で達成すべき目標を事前に示している。

---

<sup>45</sup> 本学法科大学院HP (2017.5.23 更新)

([http://www.seinan-gu.ac.jp/es-law/news/news170523\\_demaekouza.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/es-law/news/news170523_demaekouza.html))

## 6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう，適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ① 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは，当該科目の授業担当能力のある教員により，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ，開設科目の効果的な履修に向け，具体的予習指示，授業の仕方，授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に，学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また，授業の仕方については，授業の中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

### 1 現状

#### （1）授業の実施

##### ア 科目毎の教育内容の適切性

科目毎の教育内容は適切である。詳細は教員個人調書（別紙2）を参照。

##### イ 授業全般の実施状況の適切性

###### （ア）教育内容

法律基本科目と法律実務基礎科目，基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目との間で行っている連携・調整等，教育内容に関する工夫については，各系（公法系・民事法系・刑事法系）の担当教員が教育内容に関する工夫について協議・検討している。

適切な授業の割合については，具体的な数値を提示するのは難しいが，FD活動の一環としての授業参観および学生による授業評価アンケートの実施を通じて適切な授業の増加に努めている。

###### （イ）授業の仕方

学生の考える機会の確保については，質疑応答を取り入れた授業，双方向・多方向授業となるよう努力している授業が多く，特に講義科目においては事前の質問設定に対する回答を求めたり，各学生にマイクを回す等の工夫がされており，演習科目においても報告者を指定して報告させたり，報告者以外の出席者へ直接質問したりする等の試みがなされている。

授業においてレジュメの配布がなされている場合には，基本的にレジュメに沿った講義がなされており，レジュメ中に置かれている問題についての解答を求めたりしている。授業において基本書等の教材が使用さ

れている場合にも、当該回の授業内容に対応する部分の予習が求められたうえで、それを前提として授業が展開される、あるいは復習の局面において参考書等の使用が推奨される等、レジュメや教材は効果的に使用されている。

(ウ) 学生の理解度の確認

学生の理解度の確認は、授業中に随時行うテスト（小テスト、中間試験を含む）を中心に行っている。課題・レポートは、学生の自習時間を削ることになる恐れもあり、全授業で課すことはしていない。

(エ) 授業後のフォロー

本学法科大学院は、法科大学院棟内に講義室・図書館と教員研究室があり、学生が教員研究室に質問等に出向きやすい雰囲気を作っている（1分野1-2参照）。

各教員は、授業直後の講義室における質問だけでなく、学生が研究室に訪れて行う質問にも対応している。「拡大オフィスアワー」を授業後の曜限に設けて質問のために活用するという例もある。文書やレポート等の添削指導は、演習科目を中心に実施している。教員によっては、添削後の文書・レポートを返却する際に、学生と面談・質問をして理解度を確認する例もある。

(オ) 出席の確認

学生の出席確認は、全授業において毎回行っている。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

映像等の活用はあまりなされていないが、黒板等を利用して視覚に訴える手法をとっている科目は多い。また、多くの科目でオリジナルのレジュメが使用されており、その中で学生の理解を深めるような工夫がなされている。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

各科目は、前学年あるいは前学期までに学生が受講した授業（必修科目）を念頭に組み立てられており、また、演習科目は講義科目を受講していることを前提に内容が組み立てられている。各科目の授業の実際をみても、対象学生にそぐわないような高度なものになっているという例はない。基本的には1年次（一部は2年次）に開講されている講義科目において正確な法律知識の獲得を目指し、2年次以降に開講されている演習科目において、その知識を用いて法的分析と推論を加え妥当な結論を導き出す能力の養成を目指しており、3年間をかけて段階的に＜基礎＞→＜応用・深化＞→＜総合化＞というプロセスを経る仕組みになっている。

(2) 到達目標との関係

本学法科大学院においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

は「養成する人材」と同一のものであるが、6-1-1, 1(1)で述べた通り、非常勤講師を含む全教員へのシラバス作成依頼文書において「作成上の留意事項」の中で「養成する人材」の内容を記し、その内容に即して記載を行うことを求めている。従って、シラバスの記載通りの授業が実施されれば「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて実施されていることとなる。授業の実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているかの検証は、FD活動の一環としての、専任教員相互による授業参観とその後のFD研究会における参観に関する意見交換・議論(4分野4-1参照)によってなされている。また、授業内容がシラバスの記載通りであったかどうかについては、学生による授業評価アンケート(4分野4-2参照)の項目にも挙げられていることから、検証は学生評価によってもなされているといえる。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

授業外で自学自修を支援するという目的に特化した制度ではないが、「拡大オフィスアワー」は学生の利用の仕方により、自学自修を支援するものとして活用できる。学生の要望に応じて現役弁護士にチューターを依頼する制度(7分野7-6参照)は、自学自修の支援のために利用されている。「拡大オフィスアワー」とチューター制度については、毎年その実施状況を教授会(および事前のチェック機関としての「TA・チューター委員会」)において取り上げて検討・検証している。

2 点検・評価

法科大学院の学生が最低限習得すべき内容(本学においては「養成する人材」)を踏まえて設定された授業の計画に沿って、おおむね授業の実施は適切になされている。開設科目の効果的な履修に向けた具体的予習指示については、シラバス、レジュメ、口頭での指示等によりなされている。授業の仕方については、質疑応答を取り入れた授業、双方向・多方向授業となるよう努力している授業が多く、特に講義科目においては事前の質問設定に対する回答を求めたり、各学生にマイクを回す等の工夫がされており、演習科目においても報告者を指定して報告させたり、報告者以外の出席者へ直接質問したりする等の試みがなされている。授業後のフォローアップ等については授業直後の講義室における質問への対応、学生が研究室を訪れて行う質問への対応、拡大オフィスアワーを利用したフォローアップ等がなされている。

### 3 自己評定

B [理由:効果的に履修できるように適切な態様・方法で授業が実施されている。]

### 4 改善計画

現在、個別の学生の科目選択・履修状況についてアンケート調査をし、また各科目の成績と司法試験合格率との相関性について調査をしたうえで、学生の理解度を深めるためのカリキュラムの改訂を視野に入れて、改革諮問委員会において検討している。

## 6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

(評価基準) 理論と実務の架橋を意識した授業が実施されていること。

### 1 現状

#### (1) 「理論と実務の架橋」の意義の捉え方

理論と実務の架橋については、法科大学院教授会やFD研究会において適宜意見交換等が行われており、また、毎年、司法試験実施後に行われる公法系、民事法系、刑事法系別の研究者教員・実務家教員合同での問題検討会において議論が行われている。また、2011年8月以降、FD研究会で議論を重ねてきた「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」についての集大成である「教育システムの概要」の作成、さらには2017年1月におけるその見直しにあたって、公法系、民事法系、刑事法系の各系は研究者教員と実務家教員から構成されており、正に「教育システムの概要」は研究者教員と実務家教員の協同作業の成果である。従って、「理論と実務の架橋」に関する考え方は、教員共通の認識であるといえる。

本学法科大学院では、4つの要素からなる「養成する人材」を掲げ、これを踏まえて、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」として「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を作成した。これら「養成する人材」・「概要」の中では「理論と実務の架橋」という言葉こそ登場しないが、「養成する人材」・「概要」の中に、本学法科学院が「理論と実務の架橋」の意義をどのようにとらえるのかの姿勢があらわれている。すなわち、「養成する人材」の掲げる4つの資質はいずれも重要であるが、特にその②と③は「法曹であるならば誰もが有すべき能力」という意味で中核的なものであるところ、あえてまとめるならば、正確な法律知識を踏まえた法的判断能力、文書作成能力、説得能力、紛争解決能力を有する人材である。かかる人材の養成は主として研究者による理論面での教育と、主として実務家による実務能力の教育との協同がなければ達成することはできない。また、「養成する人材」の掲げる④の資質にある「新しい法律問題」も研究者と実務家の協同によって対処されるべきものである<sup>46</sup>。

#### (2) 授業での展開

カリキュラム全体としてみると、1年次前期において「法の理論と実務」、2年次後期において「民事訴訟実務の基礎」と「刑事訴訟実務の基礎」、3年次前期において「法曹倫理」(2014年度以前は1年次前期)、「民事模擬裁判」(2017年度からは3年次後期)、「刑事模擬裁判」、「民事法総合演習Ⅱ」、後期において「民事法総合演習Ⅰ」(2017年度からは3年次前期)、「刑事法総

<sup>46</sup> 資料A3 学生便覧P.4~8参照

合演習Ⅰ」，3年次後期において「刑事法総合演習Ⅱ」がそれぞれ必修科目として配置され，入学後，理論的・体系的な勉強をしながら，各学年において実務的な能力をも養っていけるようになっており，全体としてのバランスもとれている。

## ア 法律基本科目

### (ア) 公法系

2012年度入学生から，1年次生を対象とした「行政法入門」が選択必修となっている（入門科目。その他の選択必修科目は「民事手続法入門」，「刑事手続法入門」であり，うち1科目を選択することになっている。）ところ，「行政法入門」では「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」を基本に授業が行われ，実務的な観点からの教育も含まれているといえ，入学直後の学生を対象に架橋を意識した授業がなされている。

2年次生対象の「憲法訴訟論」，「法と行政活動」，「行政救済法」においても同様に「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」を基本に授業が行われている。

3年次前期「公法演習Ⅰ」は，事例を検討することにより，基本的な最高裁判例や学説等について再確認するとともに，当事者としての主張をどのように組み立てたらよいか，それをどのように法的文章として表現したらよいかを検討するとされ，さらに同後期の「公法演習Ⅱ」では，実務家教員も加わって，その深化を図っている。

### (イ) 民事法系

2012年度入学生から，1年次生前期に実務家教員による「法の理論と実務」が必修科目として開講されており（法律実務基礎科目群），法律基本科目の「遊軍」としてより深い理論的・体系的な理解を目指しつつも，「実務との連携」を強く意識した授業となっている。このような理論的・体系的思考の重要性とともに法曹の実務（現場）との結びつきを入学直後の学生に明確に示しているのである。

また，2015年度入学生から，1年次前期に実務家教員によって「民法基礎演習」が選択科目として開講されており，民法の財産法分野について民事裁判の基本構造や判例の読み方，事実への法律の当てはめ等初心者向けの講義を行い，入学当初から実務を意識した講義が行われている。

民事法系においては，先に述べたとおり，1年次生に対して研究者教員とともに実務家が関与して授業を行っている。参加教員は，それぞれ授業後に時間を取って学生の質問に応じたり，実務家からの視点で，学生にアドバイスしたりという役割を担っており，それぞれに実践している。

1年次生を対象とした「民法演習Ⅰ」も，研究者教員が担当しているが，「行政法入門」等と同じく「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」を基本にしており，架橋を意識した教育が実践されている。

2年次生を対象とした「民法演習Ⅱ」・「民法演習Ⅲ」も、3年次におけるより統合的で実践的な学習への橋渡しを目的に教育されている。

2年次生対象の「商法演習」は研究者教員によって開講されているが、「法は実際に機能しているのか、法と現実との関係」等がとりあげられており、実務を見据えた授業が行われているといえる。

3年次生を対象とした「民事法総合演習Ⅰ」・「民事法総合演習Ⅱ」では、既に述べたとおり双方とも研究者教員と実務家教員による共同授業が実施され、理論的・体系的な理解等に基づき、具体的紛争についての総合的な解決能力の獲得や（民事法総合演習Ⅰ）、できるだけ多角的に実際の事件や設例を分析し、的確に論点を摘出するという実務的な能力を前提とした議論等がされることとなっており、研究者教員と実務家教員が一丸となって、紛争解決能力の養成を目指した教育を実践している。

なお、選択科目であるが、民事事例演習では、研究者教員2名に実務家教員1名が加わって、架橋を意識して授業が行われている。また、展開・先端科目ではあるが、裁判官経験を有する実務家教員が担当する3年次後期の民事手続法特講においては、民事訴訟法における証拠法分野に加えて民事訴訟における事実認定について講義を行っており、実務に密着した教育が行われている。

#### （ウ）刑事法系

「行政法入門」・「民事手続法入門」と同じく2012年度入学生から選択必修として1年次生を対象に「刑事手続法入門」が研究者教員（2016年度は研究実績のある実務家教員が担当しており、隔年毎に交代する体制になっており、刑事法系においても一部ではあるが、1年次の段階から理論と実務の架橋を意識したカリキュラムとなっているといえる。）によって開講され、判例百選が題材としてとりあげられ、生の事件をもとに基本的かつ正確な知識を習得できるように授業が行われている。この科目もまた架橋を目指した教育システムの一環と捉えている。

刑事法においては、上記架橋を目指した導入教育と並行して、研究者教員による「刑法総論」・「刑法各論」の理論教育を徹底し、しかる後の2年次前期には、研究者教員による「刑事法演習」において、複雑な事案への刑法理論の応用や、事実に基づく評価の入門的訓練等に力点を置いた教育が行われている。2年次前期には、研究者教員による「刑事訴訟法」の理論教育もなされ、それらを踏まえて、2年次後期から、実務家教員2名による「刑事訴訟実務の基礎」において、実際の刑事訴訟手続の流れに沿いながら、判決起案や極めて実務的な問題である証拠能力の問題等に取り組み、理論を実際の場面で使う実務家教育を徹底している。

また、3年次生を対象とした「刑事法総合演習Ⅰ」および「刑事法総合演習Ⅱ」は、実務家教員によって開講され、実体法上および手続法上の論点の

みならず、捜査と公判における一連の手続や理論上の論点がどのように実際の事件において現実化しているのか等が身に付けられるようになっており、この科目が実務家教育の最終段階となっている。

このように、刑事系においては、理論と実務の架橋を意識した初期導入科目と並行して、徹底的な理論教育を先行させ、それを前提に、実務家教員による徹底した実務教育を段階的に実施することにより、理論と実務との架橋を意識した教育が実践されている。

#### イ 法律実務基礎科目

2012年度入学生からは法律実務基礎科目群の中の科目（未修者は必修科目）として提供されている「法の理論と実務」は、弁護士の実務家教員が担当する科目であり（その概要については6分野6-3, 1(2)(キ)参照。）、その中で、1年次前期に並行して開講されている法律基本科目（特に民法）の内容を視野に入れて、そこで学ぶ内容と実務との関連を意識させることが行われている。

2年次の「民事訴訟実務の基礎」は、裁判官経験のある弁護士実務家教員が担当するものであり、民法等の実体法あるいは民事訴訟法に関する知識を前提としつつも、それだけでは実務家の基本的な能力が十分とはいえないとして、典型的な訴訟類型について学習し、民事訴訟の理解を深めるとともに、実務的に必要不可欠な要件事実等を学ぶものである。同じく、2年次の「刑事訴訟実務の基礎」は、検察官出身の実務家教員と弁護士実務家教員の担当によるものである。理論知識の実践的適用を可能とするための初歩段階となる授業と位置付けられている。

3年次には「民事模擬裁判」と「刑事模擬裁判」が提供される。どちらも2年次までに理論的基礎に裏付けられた体系的知識を習得したことを前提に、実務教育の最終段階としてなされるものである。

#### (3) 理論と実務の架橋を意識した取り組み

4分野4-1, 1(2)において述べたとおり、2015年11月25日開催のFD研究会において、研究者教員と実務家教員が共同担当する授業に関する「実質的な共同」について意見交換がされ、「実質的な共同」の内容をシラバスに記載すること等が提案され、2017年度から研究者教員と実務家教員との共同授業に関しては、各教員間において協議検討し、その「実質的内容」をシラバスに記載して「理論と実務との架橋を意識した取り組み」を従前よりもより意識的かつ明示的に行うことにしている。

#### (4) 特に力を入れている取り組み

民事模擬裁判および刑事模擬裁判には、福岡県手話通訳士会から有志の方が授業に参加されており、受講生が行う尋問等を聴講し、通訳の立場から質

間の仕方等についてアドバイスをいただいている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

以上述べたとおり，前回の認証評価で指摘があった刑事法系での研究者教員と実務家教員との共同授業が存在せず，法律実務基礎科目への研究者教員の関わりが見られないとの点については，研究実績を有する実務家教員が刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱ等を担当しており，一定の改善がなされたといえる。実務教育についての共通認識を前提として，公法系，民法系，刑事法系いずれの分野においても，充実している。

3 自己評定

B [理由：専任教員間で理論と実務の架橋についての共通認識が形成され，理論と実務の架橋を目指した授業が1年次から3年次まで実施されている。]

4 改善計画

改革諮問委員会において，研究者教員と実務家教員との共同も含めて総合的なカリキュラム改変も検討しており，さらなる改善を図ることになっている。

## 6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

### 1 現状

#### （1）臨床科目の目的

当法科大学院では、2012年度入学生以降、法の理論と実務、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理、民事模擬裁判、刑事模擬裁判が必修科目、弁護士実務、エクスターンシップ<sup>47</sup>、刑事実務演習が選択必修科目となっている。

これらの臨床科目は、本学法科大学院の教育システムの中で、「養成する人材」と「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」<sup>47</sup>、そして学生便覧<sup>48</sup>の記述から明らかなおり、「養成する人材」に掲げる②③の資質の涵養を主にしつつ、①の資質の涵養にも繋がるものである。

#### （2）臨床教育科目の開設状況等

##### ア 民事模擬裁判

いずれも裁判官経験を持つ実務家教員および弁護士である実務家教員、現役の弁護士（2016年度からは本法科大学院元教授の弁護士）の3名によって開講されている。受講者は、原告代理人、被告代理人、裁判官のいずれかの立場に立って、当事者との打合せから、訴状・答弁書・準備書面等の書類の作成、証拠の提出・申出、当事者尋問、判決の作成まで、それぞれの立場で行ってもらい、民事訴訟の全体像、手続の流れを把握するとともに、実務的な知識等に触れることになっており、基礎的な実体法や手続法の知識等を前提として極めて実務的な臨床的な民事訴訟を感得できる科目になっている。

なお、2015年度からは法学部の受講生も加わって行われており（2015年度、2016年度各1名）、うち1名の学生は当法科大学院に進学し現在2年次に在籍しており、法学部との連携の役割も果たしている。

##### イ 刑事模擬裁判

検察官経験を持つ実務家教員1名、弁護士である実務家教員1名、2014年度からは裁判員裁判の経験豊富な元裁判官の実務家1名によって開講されて、事件の発生から、被疑者の逮捕・勾留、勾留後の捜査、公訴提起、公判前整理手続、証拠調べを経て判決に至るまでの刑事事件全過程について、受講生が起訴状、冒頭陳述書、判決等を作成して書面作成能力を身に付けるだけでなく、受講生が実務法曹として経験することをひとつとおり

<sup>47</sup> 資料 A31 本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要 P. 18, 24 参照

<sup>48</sup> 資料 A3 2017年度学生便覧 P. 4~8 参照

模擬体験できるようになっている。まさに刑事裁判を模擬体験しながら、生きた刑法・刑事訴訟法を体得できる科目になっている。

また、民事模擬裁判と同様、2015年度から法学部の受講生も加わり（2015年度3名、2016年度2名）、法学部との連携の役割も果たしている。

#### ウ 弁護士実務

弁護士である実務家教員1名によって開講され、「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」と結びつけ、具体的事件を通して訴状の作成や主張整理をしたりしながら法律実務家・弁護士の具体的な仕事内容を体験できるようになっている。受講者数は、2013年度は0名であったが、2014年度は3名、2015年度は4名、2016年度は3名となっている。

#### エ エクスターンシップ

従前、エクスターンシップは、1週間（実日数5日間）の実習期間であったが、1単位科目であったこともあり、受講生は少なかった。しかし、2015年度からは受講しやすいように、実習期間を2週間（実日数10日間）で実施している。この結果、2015年度の履修者数は5名と増加したものの、2016年度は1名に減少したが、2017年度は4名である。実施時期が前期試験終了後から後期授業開始までの間に行わざるを得ず（その間にはお盆休みが含まれている。）、また、この夏季期間には夏季集中講義も予定されているため、なかなか選択するのがスケジュール的に難しいが、しかし、履修者からは弁護士事務所において実際の事件を目の前にしながら具体的な実務法曹の姿に接することによって、様々な刺激を受けた等の報告がされており、この科目の意義が高く評価されている。実習期間の始まる前に導入の講義（実際の訴訟において最低限理解する必要があると考えられる事項の確認や、守秘義務の重要性等を内容としている。）、終了後にまとめの講義（受講生からの報告やこれに対する質疑応答等を行っている。）を担当教員2名において実施している（なお、学生は入学時に、学生教育研究災害傷害保険とともに、法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入している。）。

2015年度および2017年度は、各1名が法科大学院棟内にある法律事務所「コイノニア」において実習している。

#### オ 刑事実務演習

刑事訴訟法のうち、証拠法の分野を対象とした問題演習を行うものであり、刑事証拠法をマスターするために不可欠な立証趣旨とか要証事実等実務的な概念を十分に理解するように、検察官経験を有する実務家教員が、検事としての経験を踏まえながら作成した「実務刑事手続法講義案[証拠編]」が用いられており、実務に即した内容となっている。

#### カ 法曹倫理

5分野5-3参照。

## キ 法の理論と実務

1年次生を対象として、法律の基礎を学ぶとともに、法律実務に触れることを通じて、法律が社会においてどのような役割を果たしているかを知ることができるよう、弁護士の実務家教員が実際に作成した訴状等の書面を題材にする等しながら、1年生にも法理論が実務にどのように生かされているのか等を実感できるようになっている。

### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

### (4) その他

特になし。

## 2 点検・評価

上記のとおり実務系科目についてカリキュラム上はかなり充実してきており、また前回の認証評価の際に指摘があった弁護士実務の受講者数が少ない点については一定の改善が認められ、またエクスターンシップにおいて「コイノニア」の活用が実現している。

## 3 自己評定

B [理由：臨床科目が適切に実施されている。]

## 4 改善計画

さらなる「コイノニア」の活用を図ることによって履修しやすくなることが考えられるので、これによってエクスターンシップの履修者数の改善を図ることを検討している。

## 6-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

### 1 現状

#### (1) 国際性の涵養

本学法科大学院では「養成する人材」の中で、重視すべき要素のうちの1つとして「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や想像力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること」を掲げている。これに対応して、カリキュラムにおいては展開・先端科目群に国際法科目を多く設置している(「国際私法」「国際取引法」「国際紛争解決法」「国際環境法」「国際人権法」「国際組織法」「国際経済法」)。また、2011年度入学生からは「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上修得することを修了要件としている。

カリキュラムにおける取り組みの他に、現在活躍している法曹の方々による在学生向けの講演会の機会を提供し(2011年度より「法曹像を考える講演会」<sup>49</sup>として定例行事として開催している)、学生が国際的な法律問題についても具体的に考える素材を提供している。これまでの国際性の涵養に関する実績としては、2010年9月10日に安部敬二郎弁護士(福岡県弁護士会)による「福岡で渉外法務をするということはどういうことか」(21名)、2011年11月11日には西村健弁護士(大阪弁護士会)による「裁判員導入過程における弁護士の役割—国際的視野も含めて」(11名)、2012年11月9日に大隈一武元教授(ゴールドメンゲート・ロースクール法学博士)による「国際弁護士と企業法務」(30名)をそれぞれ開催した。

#### (2) 特に力を入れている取り組み

新入生対象のオリエンテーションの際に、国際法担当者から国際法を学ぶ意義等について話をする機会を設定して、国際法科目の履修を促している。

#### (3) その他

特になし。

### 2 点検・評価

国際性の涵養に配慮した取り組みがなされているといえる。もっとも、国際法科目の履修者数は、学生数全体の減少もあって少ない状況にある。新入生対象のオリエンテーションの際に、国際法担当者から国際法を学ぶ意義等につい

<sup>49</sup> 資料 A33 法曹像を考える講演会等一覧

て話をする機会を設定しているが、さらなる取り組みが必要である。

### 3 自己評定

B [理由：国際性の涵養に配慮して、多数の国際性に関わる授業科目を配置しているが、各科目の受講生数は少なく、さらなる取り組みが必要である。]

### 4 改善計画

様々な場面において、国際法科目の履修や国際的な法律問題に関連する講演会への参加を促していく。また、大学祭期間中に開催する定例行事「法曹像を考える」講演会のテーマ設定の際に、「国際性の涵養」に資するテーマ設定を優先する。

## 第7分野 学習環境および人的支援体制

### 7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加するすべての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていること、および法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。なお、60人を大幅に超えるか否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

#### 1 現状

（1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）

2015年度、2016年度、2017年度の、各開設科目の履修登録者数については、科目別受講者数表<sup>50</sup>のとおりである。法律基本科目で1クラスの人数が60人以上の科目はない。

（2） 適切な人数となるための努力

法律基本科目で1クラスの人数が60人以上のものはない。

法律基本科目の必修科目において、1クラスの人数が10人を下回るクラスは2017年度において「統治の基本構造」「基本的人権の基礎」「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」「民法Ⅳ」「民法Ⅴ」「商法Ⅰ」「民法演習Ⅰ」「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」であり、いずれも未修者1年次を対象とした科目である。その理由は、2017年度の未修者としての入学者が10人を下回ったことによる。10人を下回ることがないように入試制度の改革検討および入試についての広報活動の拡充に取り組んでいる。

（3） 特に力を入れている取り組み

特になし。

（4） その他

<sup>50</sup> 資料 A19 科目等履修登録者一覧表

特になし。

## 2 点検・評価

法律基本科目のうち2年次以上を対象とした授業についての受講者数については適切であるが、1年次を対象とした授業についての受講者数については少ない。

## 3 自己評定

C [理由：1クラス60人以上のものはないが、2017年度の入学者数が少なく、1クラスの人数が10人を下回る事となっている。]

## 4 改善計画

10人を下回ることがないように入試制度の改革検討および入試についての広報活動の拡充に取り組んでいく。本学法科大学院入試の時期・内容等についての改革を検討するとともに、入試広報を含めた学生募集活動の在り方について、法科大学院長の諮問委員会である「改革諮問委員会」で議論がなされている。その結果、2018年度入学生からは既修者認定試験につき民法（家族法）の条件付合格を認めることとなった。

## 7-2 学生数(2)〈入学者数〉

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

(注)

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数进行いう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

### 1 現状

(1) 過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	35人	16人	45.7%
2014年度	35人	11人	31.4%
2015年度	20人	13人	65.0%
2016年度	20人	15人	75.0%
2017年度	20人	3人	15.0%
平均	26人	11.6人	44.6%

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力  
問題状況が生じていないので、特段の施策は行っていない。

(3) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(4) その他  
特になし。

### 2 点検・評価

入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力については、問題状況が生じていないため、特段の施策は行っていない。

### 3 自己評定

合 [理由: 入学者が入学定員を上回る問題状況は生じていない。]

### 4 改善計画

特になし。

### 7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

（評価基準）在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

（注）

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

#### 1 現状

##### （1）収容定員に対する在籍者数の割合

###### 【評価実施年度の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
1年次	20人	4人	20.0%
2年次	20人	14人	70.0%
3年次	20人	14人	70.0%
合計	60人	32人	53.3%

###### 【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2013年度	105人	43人	41.0%
2014年度	105人	42人	40.0%
2015年度	90人	41人	45.6%
2016年度	75人	39人	52.0%
2017年度	60人	32人	53.3%
平均	87人	39.4人	45.3%

- [注]
- 1 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。
  - 2 [B/A] 欄については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示すること。
  - 3 上期に評価を実施する場合、本報告書提出時点でデータが確定しない場合は、おって追加でご提出ください。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力  
問題状況が生じていないので、特段の施策は行っていない。

（3）特に力を入れている取り組み  
特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

在籍者数は収容定員を上回っていない。

3 自己評価

合 [理由：在籍者数が収容定員を上回る問題状況が発生していない。]

4 改善計画

特になし。

## 7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

### 1 現状

#### （1）施設・設備の確保・整備状況

##### ア 施設設備

本学東キャンパス内にある法科大学院専用棟に関しては、前回認証評価の時点以降、特段の変化はない。繰り返しになるが、以下に紹介する。

法科大学院棟は、建築面積 1677.25 m<sup>2</sup>、延べ面積 4385.25 m<sup>2</sup>、建築規模地上 4 階、建物高さ 16.73m、主要構造鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の建物である。この中に、自習室兼図書室、教室、教員研究室、共同研究室（学生たちの自主的な勉強会のためのスペース）、講師控室、助手室兼プリンティングオフィス、院長室、事務室、ロビー、ラウンジ等が配置されている<sup>51</sup>。

自習室は、図書室の中にキャレルを配置する方式になっている。キャレル数は 130 席、利用時間は 7 時から 23 時までである（日曜日のみ 13 時開館）。定期試験の 1 週間前から最終日の前日までおよび司法試験の 1 ヶ月前から最終日の前日まで、閉館時間を 24 時まで延長している。

教室は、大講義室（120 席）1 室、中講義室（60 席）2 室、小講義室（30 席）6 室がある。大講義室は、模擬法廷として使えるように調度が備えられており、必要に応じて、真ん中で仕切って中講義室 2 室としても利用できるようになっている。共同研究室は学生の自主ゼミ（勉強会）用の部屋で 3 室あるが、そのうちの 1 室は、学友会長を使用責任者とする学生たちの自由な談話室として提供され、事実上の学友会室（学生が自主的に作った学生自治組織）として利用されている<sup>52</sup>。なお、自主ゼミのための共同研究室の予約が満杯の場合には、講義のない時間帯の講義室の利用も認めている。

すべての教室に無線 LAN に対応できるアクセスポイントが備わっており、固定式機の有線 LAN と併せて利用可能となっている。また、すべての小講義室にはプラズマテレビが設置され、ビデオや DVD の視聴および PC 接続による情報出力等を利用した授業ができる環境になっている。中講義室や大講義室では、備え付けスクリーンにビデオや DVD、PC 出力等を映し出せる AV 機器が備えられている。さらに大講義室には、模擬裁判等の授業において双方向・多方向の授業が行えるよう、学生用として 21

<sup>51</sup> 資料 A2 2018 年度法科大学院パンフレット P. 15 以下参照

<sup>52</sup> 資料 A3 2017 年度学生便覧 P. 51 参照

台の赤外線卓上マイクが用意されている。

教員研究室は14室で、2階と3階に各7部屋ずつ配置されている。その他、1階から4階まで全部のフロアの各所にテーブルと椅子を備えたラウンジが作られており、静粛を求められる図書館キャレルとは別に、意見交換等を伴う自習に好適な場所となっている。

#### イ 身体障がい者への配慮

この点も前回認証評価時から変更はない。身体障がい者に対する支援体制として、施設全体はバリアフリー化されており、教室内には車いす使用者が利用できる専用机を設置している。また、エレベーターを利用して各階への移動はスムーズであり、各階に法科大学院事務室に通じる非常用ブザー付きの身体障がい者用トイレを設置している。さらに、身体障がい者専用駐車場を法科大学院棟横に設けており、身体障がい者の在学時には、事務室で移動時の補助を行っていた。

### (2) 問題点および改善状況

学生は、7分野7-7, 1(7)ウにおいて詳述するように学友会との意見交換会を通じて、あるいは図書館に設置した学生用の意見箱を利用して意見、要望等を大学側に出すことができるが、施設・設備について大きな問題を提起するものはなかった。図書館への加湿器の導入やラウンジのテーブルへの照明器具の配置等、細々とした要望については、その都度、誠実に対応している。

身体障がい者は、2007年度に初めて受け入れ、2012年度にも1名受け入れた。当該学生とは入学準備の段階から十分に意見を交換し、教員と事務室との連携により、当該学生の具体的状況と要望とを確認しつつ柔軟なケアができた。法科大学院図書室内の自習用キャレルの中にも身体障がい者専用席を設けている。

### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

### (4) その他

かつてのリーガルクリニック室および会議室は、2013年5月から、弁護士法人コイノニアの事務所として利用されるようになった。なお、弁護士法人コイノニアは、現在学生のためのエクスターンシップに利用する程度にとどまっているが、運営が軌道に乗った暁には、さらに積極的に学生の教育のために活用する方法を模索したいと考えている。

## 2 点検・評価

前回認証評価時の点検評価と同様、授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されているといえる。

施設の利用について、24時間利用可能にしてほしいとの要望があることは認識しているが、法曹への道は短くても2～3年以上の期間、努力を持続する必要がある長い道程であることから、規則正しい生活習慣を維持し、良好な健康状態を保つという点を重視し、深夜の利用は認めていない。また、日曜日午前中の開館についての要望があることも認識しているが、建学の精神に基づく学院全体の方針による利用制限であり、これを撤廃することは、現時点では困難である<sup>53</sup>。

## 3 自己評価

A [理由：学生に対する教育および学生の学習のために必要な施設・設備は十分に確保・整備されているといえる。]

## 4 改善計画

特になし

---

<sup>53</sup> もっとも、2016年12月12日に行われた文部科学省と中央教育審議会のワーキングチームによる実地調査後の提言に基づき、2017年4月に、司法試験終了までという期限付きで、日曜午前の教室の使用を試験的に実施した。学生・修了生の利用状況の調査の結果、それほど積極的な利用はなされなかったようであり、常態化は見送られている。

## 7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育および学習の上で必要な図書・情報源およびその利用環境が整備されていること。

### 1 現状

#### （1）図書・情報源の確保

この点も前回認証評価時以降、基本的に変化はない。

法科大学院図書館の所蔵文献は、主として邦文の法律関連の図書と雑誌である。それ以外の分野および外国語文献は中央図書館に所蔵しているが、法科大学院生の利用も可能となっている。図書の内容については、専門書（研究論文集を含む）、教科書、参考書、辞典（辞書）、法令集、判例集、判例コメント等多岐にわたる<sup>54</sup>。また、IT情報源として法学雑誌、法令集、判例集、判例コメント、辞典を用意し、法科大学院図書館内に検索用パソコンを配置している。また、法科大学院図書館内に学生用キャレルを配備し、各キャレルにIT情報源へのアクセスコンセントを設けている。館内に相談窓口も設置し、複写機を複数配備した。利用時間は、中央図書館は8時30分～22時（平日）であるが、法科大学院図書館は、自習室も兼ねていることを考慮して、通常7時～23時までとしている。また、定期試験の1週間前から最終日の前日までと司法試験の実施日の1ヶ月前から最終日の前日まででは開館時間を24時まで延長している。一人あたりの貸出可能数は、法科大学院図書館20冊、本館40冊の計60冊である<sup>55</sup>。

#### （2）問題点および改善状況

前回認証評価以降も、図書等の整備については、利用者である教員・学生の希望を図書館委員が取りまとめて購入図書等を選定している。学生が直接所蔵図書の購入を申請したいとの要望に応え、図書館が所蔵していない本について、学生が購入願書を提出することにより、購入所蔵することができるようにした。

開館時間の拡大や利用環境の整備についても、学生からの希望を聞いて図書室内に共用書架スペースを確保する等の改善を行ってきた。キャレルの使用についても、アメリカのロースクールを参考に、指定制にせず自由な利用に任せていたが、学友会との意見交換会を通じての学生の要望に応え、2016年度より指定制に変更した。

法学部との連携を強化するために、2014年度から法学部との連携科目を受講する法学部学生にも法科大学院図書室の利用を認めるようになった。

<sup>54</sup> 資料A3 2017年度学生便覧P.58「7利用できるデータベース」参照

<sup>55</sup> 資料A3 2017年度学生便覧P.53以下「図書館利用の手引き」参照

その際も、あらかじめ学友会に意見を聴取し、反対意見がないことを確認している。法科大学院学生数の減少もあって、これまで問題は生じていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

教育および学習の上で必要な図書・情報源およびその利用環境は整備されている。

3 自己評価

A [理由:学生に対する教育および学生の学習の上で必要な図書・情報源, その利用環境は十分整備されている。]

4 改善計画

特になし。

## 7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育および学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

### 1 現状

#### (1) 事務職員体制

本学法科大学院では、前回認証評価時と同様に、1階事務室に4名の法科大学院専従の事務職員がおり、教室環境や機器の整備・管理、教材作りの補助(印刷等)、レジュメ等の配信・配布、レポートや答案の回収整理、HPや掲示物等情報の管理、非常勤講師との連絡、講演会や特別講座の準備と実施のケア、学生の自主学習会のための部屋の確保や教材の複写等について、積極的できめ細かい支援が行われている。また、法科大学院図書館にも2名の専従職員がおり、図書館兼自習室の管理・整備のほか、学生・教員に対して、資料の収集や検索についてきめ細かくサポートしている。

#### (2) 教育支援体制

##### ア TA制度

授業準備等教員の教育活動を補助するTA制度を設けている。2015年よりTA用の予算を拡充してきている。TAの採用は、各学期の開始前に担当教員の申請に基づき、(3)で後述するTAチューター委員会での検討を経て、教授会の承認をもって決定される。今までのところ、教員からの申請が認められなかった例はない。2017年度では5科目につき各1名の計5名のTAが採用されており、主に授業に関連して文章作成の訓練をする際の支援をしている。TAの弁護士にも、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」(9分野9-1参照)を配布し、本学の教育理念と養成する法曹像を理解してもらうようにしている。

##### イ チューター制度

TA制度とは別に、学生の自学自修を支援する制度としてチューター制度を置いている。学生が自主的な勉強会等を組む際に、その指導役が必要と考える場合に、希望を出し、適切な弁護士を指導役として採用する制度である。2017年度は、10名以上の弁護士等が担当している。チューター担当者は、基本的には、学生が懇親会等で知り合った先輩法曹と交渉した後、担当予定者として申し出ることが多いが、特定の科目や内容についての学生の要望のみがある場合には、本学法科大学院が担当弁護士を探して依頼する場合もある。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

従来は学生から希望が出るたびに執行部等で対応をしていたが、T A・チューター制度は少人数教育を標榜する本学の要であるとの認識のもと、2014年度にT A・チューター委員会を設置した。採用手続を整備し、自主的勉強会の内容・各チューターの役割・支払われるべき手当等を明確にするとともに、その管理をし、T A・チューター制度をより有効適切に利用できるようにした。同委員会は、教務主任が委員長となる専任教員3名からなる委員会である。チューターに関しては、毎年春に学生の側から、勉強会の責任者となる学生と参加予定学生の氏名、学習会の内容等を記載した書面による申請を受け付け、T Aチューター委員会での検討を経て教授会で承認された後に実施されている。T Aについても、予算を上回る申請がされれば、同委員会でも検討することになるが、今のところ、教員の希望通りの採用が実現できている。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

法科大学院の事務職員体制は整っているといえる。T A・チューターも、2012年度以降、徐々に拡充されてきた。制度導入直後の2012年度に行われた日弁連法務研究財団による認証評価においては、本学法科大学院における学修プロセスと各年次における学生の到達目標との関係でT Aがいかなる役割を果たすべきか明確化させるとともに、その活動の自主性を一定程度尊重しつつ、本学法科大学院がその活動を把握し、適切な活動が行われるようにコントロールできる体制を構築していく必要がある、と指摘された。上述のT A・チューター委員会は、この点を改善するものとして設置したものである。今後は、この委員会を通じてのコントロールが十分に機能しているかの検討が必要となる。また、学修プロセスと到達目標との関係でのT Aの役割の明確化に関しては、F D研究会等の場でさらに議論を続けていく必要がある。

### 3 自己評価

A [理由：これまでT Aやチューターの運用に関し、特段の問題もなく実施されてきている。]

### 4 改善計画

特になし。

## 7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準）学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

### 1 現状

#### （1）経済的支援

本学法科大学院の奨学金制度としては、成績優秀者に対して給付する西南法曹会成績優秀者奨学金、西南学院大学大学院法務研究科成績優秀者奨学金がある。

法曹会奨学金は、毎年度1名（3年次）に給付されている。成績優秀者奨学金は、2011年度から2014年度までは、入学時奨学金が未修者10名（全額給付5名、半額給付5名）・既修者5名（全額給付のみ）、2年次奨学金と3年次奨学金がそれぞれ10名以内（全額給付5名以内、半額給付5名以内）である（ただし、2012年度からは、GPAによる制限がついたため「以内」という表記が加わった。）。後者は入学定員の削減に伴い、2015年度から入学時奨学金が未修者6名（全額給付3名、半額給付3名）・既修者6名（全額給付3名、半額給付3名）、2年次奨学金と3年次奨学金がそれぞれ6名以内（全額給付3名以内、半額給付3名以内）となった。<sup>56</sup>なお、2017年度から入学時奨学金については、未修者と既修者の区分を外して、12名以内（全額給付6名以内、半額給付3名以内）とした。

以上とは別に、既存の奨学金制度や学費立替払い制度等で資金手当できない修学意欲のある学生を支援するための応急貸与奨学金制度、授業料等を金融機関等で借り入れて支払っている学生に対する西南学院大学大学院法務研究科借入利子補給給付奨学金がある。

#### （2）障がい者支援

7分野7-4, 1（1）イに記したとおり、法科大学院棟のバリアフリー化はほぼ万全である。身体障がい者に対する人的支援体制についても、前記のとおり、個別学生の状況に応じて、教員・事務職員が親身に対応してきた。今までのところ、2013年度まで、在学生1名、研修生1名の合計2名が車椅子利用者として本学法科大学院の施設を利用していた実績があるが、現在は車椅子利用の在学生・研修生は存在しない。

<sup>56</sup> 資料 A37 奨学金受給者数一覧参照

### (3) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

全学生に配布する学生便覧に「ハラスメント防止対策」として、ハラスメントに対する本学の考え方、定義、回避方法、相談窓口等が明記されている<sup>57</sup>。ハラスメントの相談窓口としては、全学的に公式の相談員が設置されており、法科大学院では法科大学院事務室に席を持つ大学院課長が相談員となっている。その他、後述するアドバイザーも身近な相談窓口である。

### (4) カウンセリング体制

学生生活一般の相談については、前回の認証評価時と同じく、アドバイザー制度をもって対応している。アドバイザーについては(7)エにおいて詳述する。

学生の身体の健康維持については、毎年1回実施している定期健康診断も含めて主に学生課保健管理室が担当している。学生の心のケアに関しては、学生課の管理する学生相談室が対応している。学生相談室は、法科大学院棟から徒歩で10分足らずの本学中央キャンパス内に設置され、月曜日から金曜日、午前10時半から午後5時半まで、常勤カウンセラー2名と非常勤カウンセラー・インターカー5名(日替わり)が2名体制を組み、学生のような相談に応じている。利用法の告知方法としては、学生便覧における紹介<sup>58</sup>の他に、入学時のオリエンテーションや、年度始めに担当アドバイザーと学生が集まる会、あるいは個別面接等の機会をとらえて学生相談室が発行している学生相談室案内の資料を学生一人ひとりに手渡す等、必要に応じた利用を案内している。

その他にも、大学側から学生にアクセスする方法として、定期健康診断時に本学の保健師が全員についてメンタルヘルス面接を行い、問題のありそうな例については学生相談室での相談を勧め、また1年次前期の必修科目である「法の理論と実務」において、学生相談室の常勤カウンセラーに1時間の講義をお願いし、法曹に必要な入門的カウンセリング技術を学ばせると同時に、集団討論等を通じて各年度の法科大学院新入学生の全体の雰囲気や人間関係を把握し、問題を抱えていそうな学生を発見し働きかける契機とする等、様々な工夫をしている。

さらに、学生相談の結果を教育の現場にフィードバックする制度として、本学法科大学院専攻主任と学生相談室カウンセラーが定期的に情報交換を行う「学生相談室と法科大学院との定期連絡会」が2008年から設置されている。同連絡会は、①法科大学院専攻主任と学生相談室カウンセラーは、本学法科大学院生のカウンセリングの実情等について把握するために、年2回の

<sup>57</sup> 資料 A3 2017 年度学生便覧 P. 42～44 「6 ハラスメント防止対策」 参照

<sup>58</sup> 資料 A3 2017 年度学生便覧 P. 45. 46 参照

情報交換・協議を行う，②情報交換・協議内容は，学生のプライバシーに配慮し，法科大学院学生のカウンセリングの一般的動向や学生指導・支援体制上の一般的提言等を主とし，カウンセラーの守秘義務の範囲内で行う，③法科大学院専攻主任は，各回の連絡会（協議会）の概要を法科大学院教授会において報告する，という内容を柱とするものである。

(5) 問題点および改善状況

支援につき学生から指摘されている問題点や改善要求は特にない。

(6) 特に力を入れている取り組み

本学法科大学院では，少人数教育の利点を活かし，学生相互の親睦の支援と，学生と教職員間の距離を短縮することにより，学生生活上の問題の早期発見・解決を図ることに最も力を入れている。上記（4）で記した学生相談室との連携もそうだが，それ以外にも，特に（7）のような点に力を入れている。

(7) その他

ア 一般的コミュニケーション

家族的法科大学院を目指すという合意のもと，学生たちが色々な教員や事務職員に相談を持ちかけやすい環境の整備に心がけている。専任教員の研究室が法科大学院棟の中にあること，法科大学院事務室が法科大学院棟の入口脇にあることも重要である。教員への相談のみならず，事務室での事務職員との会話から学生の悩みをくみ取って対応したケースも少なくな

イ 法科大学院用フリー掲示板

学内ネットに法科大学院事務室が管理するフリー掲示板を設置し，教員・学生が自由に書き込めるようにしている（特定科目や特定個人に対する要望の場合は，まずは直接個人に相談するというルールになっている）。修了生である弁護士からのアドバイスや激励の書き込みがされることもある。

ウ 学友会を通じたコミュニケーション

本学法科大学院生は学生の自主的組織として学友会を組織し，5名の役員からなる執行部を作っている。法科大学院執行部は，学友会執行部と良好な関係を維持している。毎年5月前後に行われる学友会委員の交代直後に，学友会の新旧両委員と法科大学院執行部で意見交換し，要望等をくみ取る場として，定例の意見交換会を開催しており，学生側からの率直な要望等の確認の場を設けている。意見交換会の内容は，その都度，教授会に報告され，対応の可能性が探られる。定例の意見交換会とは別に，先述した学部学生の図書館利用に関する相談のように，新しい制度の導入にあたっては，学友会執行部に意見交換を求め，その意見を参考にする場合も多

い。学友会主催の新入生歓迎会や定期試験の打ち上げ会等への教員の参加も積極的になされており、その場で学生からの個人的相談を持ち掛けられることもある。

エ アドバイザー制

1名の主担任と2名の副担任からなる専任教員3名を配置した「組」に、各学年の4～5名、全学年で15名程度の学生を担当する制度である。各学年の必修科目を担当する教員が、その学年の学生の主担任となるように工夫しているので、学生は講義終了後等に気軽に相談を持ち掛けることができる。また、主担任と相性が悪い場合には他の副担任に相談できる。各組では、新年度開始直後に、担当アドバイザーと学生が一同に会する場を設け、新入生を在校生に紹介し、その後、担当教員・上級生との茶話会や懇親会を開く等して、学生相互の親睦の支援と、学生・教員間の距離の短縮をはかっている。学生は、学修に関するだけでなく、人間関係の相談等、多岐にわたってアドバイザーに相談をすることが可能である。

2 点検・評価

学生生活を支援するための体制は十分に整備されている。

3 自己評定

A [理由:アドバイザー制度をはじめ、学生生活を支援するための体制は充実している。]

4 改善計画

特になし。

## 7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 1 現状

#### （1）アドバイス体制

##### ア アドバイザー制度

7分野7-7, 1（7）エに記した3名の専任教員からなるアドバイザーは、1～3学年の配当科目を主として担当する教員を組合せ、自分の主担当学年の学生につき「主担任」、他の学年につき「副担任」となっている。これにより、各学年の開始時期に各学年科目の学習法等につき、学生が担任に相談をしやすい体制を作っている。

##### イ TA制度

授業に関して教員をサポートするTAについても、懇親会等で学生と接する機会が確保されており、学生はこの機会を通じて、法科大学院における学習の仕方や司法試験の体験談、職業としての弁護士の魅力等の話を聞くことができるとともに、アドバイスを受けることもできる。

##### ウ チューター制度

学生が自主的に選ぶチューターも、自主的な学修会の機会に、勉強法、生活の組み立て、基本書の選び方、実務家としての心構え等、多様な事項について学生にアドバイスを送り、個別的な相談に応じている。

##### エ 司法試験合格者の臨時TAとしての採用

前回認証評価時と同様、毎年、司法試験合格発表直後に、合格者による合格体験談報告会を開催するとともに、合格者の数名には修習開始までの間、臨時TAとして、自らの成功した学習法等を伝授する機会を持ってもらっている。

#### （2）学生への周知等

アドバイザーについては、毎年、専攻主任が入学時ガイダンスにおいて趣旨説明を行い、また、他の必要書類とともに担当者表を付した文書を配布している。少なくとも新入生については、入学直後に主担任が個別面談を行い、アドバイザー制度について説明する他、種々の指導を行っている。

TAおよびチューター制度全般については、学生便覧で説明がなされている<sup>59</sup>。また、チューターの申請方法や新規開講、各年度におけるTAおよびチューターの一覧については、事務室を通じて掲示板およびインターネット掲示板、学内ポータルサイトに案内を出している。

各年度司法試験合格者による合格体験報告会については、掲示板およびネ

<sup>59</sup> 資料3 2017年度学生便覧P.32参照

ット掲示板にて開催を告知している。大学主催の合格祝賀会と同日の夕方に時間設定し、学生にとって開催を知りやすく、かつ参加もしやすくなる工夫をしている。

(3) 問題点と改善状況

従来、学生が司法試験を合格した弁護士に相談をし、アドバイスを受けることができる機会が少なかった。2012年度以降、TA制度を採用し、自学自修のためのチューター制度を充実させること等により、この点は改善された。

(4) 特に力を入れている取り組み

懸案であったTA・チューターの制度的コントロールについても7-6で示したとおり、TA・チューター委員会の設置によって制度的に改善された。今後は、TAやチューターの自主学修会が学生の到達目標に照らして有効に採用・組織されているか、また、それとの関連で、新しい仕組みであるTA・チューター委員会が有効に機能しているか、検証していく必要がある。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

入学者数減少により、入学者数と教員数がほぼ等しくなるような状況ではあるが、アドバイザー制度の存在意義は否定できないと思われる。それが有効に機能しているか、検証を続ける必要がある。合格者を用いた講演等については、学生の間で好評であり、今後も継続していく。

3 自己評定

B [理由:アドバイザー制度をはじめ上記各制度が整っている。今後これらの各制度が有効適切に利用されているか等を検証していく必要がある。]

4 改善計画

特になし。

## 第8分野 成績評価・修了認定

### 8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価基準の設定

###### ア 法科大学院としての成績評価方針

成績評価基準について本学法科大学院として方針を定めている規程は、法務研究科規則第4条であり、同条は、「授業科目の単位修得の認定は、担当教員が、出席状況、定期試験、レポート等、科目の性格に応じて多元的な要素を総合的に考慮して行う。」と定め、これを受けて同じ趣旨のことが学生便覧にも記している。同条は、各学期1回の定期試験のみを考慮して成績評価がなされることなく、さまざまな角度から成績評価がなされるべきことを明らかにするものである。本学法科大学院が提示している「養成する人材」(9分野9-1参照)が示すように、そもそも法科大学院修了者が修得すべき能力は多元的であり、1回のペーパーテストのみによってその修得の度合いを測りうるものではない。同条は、各科目の到達目標に応じた成績評価の方法を採用するためのものであるということもできる。

そのほか、規程ではないが、2007年8月の法科大学院教授会(稟議)において、演習を除く法律基本科目についてS、A+、Aを合わせて最大3割程度を目安とするよう申し合わせた(2007年8月7日付稟議承認)。さらに、この申し合わせや、それまでの「成績検討会議」(8分野8-1, 1(3)ア参照)における教員間の意見交換を通じて成立した共通認識、従来慣行的に行われていた事柄等をまとめて、2012年1月18日の法科大学院教授会において「成績評価に関する申し合わせ」を行っている。その内容は、出席・平常点、定期試験・レポート、評価、答案等の取り扱いの各項目にわたるものであるが、専任教員以外の担当者(非常勤講師)にもこの申し合わせが伝えられている<sup>60</sup>。これらに定められた方針を受けて、各教員が担当科目の成績評価の基準をシラバスに記載し、そのシラバスに記載した基準に従って成績評価を行っている。

本学法科大学院独自の「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」については、9分野9-1において述べるように2011年度末に「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を確定し(なお、その内

<sup>60</sup> 資料A38 2017(平成29)年度シラバス作成のお願い【非常勤】参照

容は2016年にも修正が加えられている), 2012年度から学生に配布している。シラバス作成において、各教員はこの「概要」の内容を反映させており、そのシラバスに記載した基準に従って成績評価を行っている。

#### イ 成績評価の考慮要素

本学法科大学院における成績評価の考慮要素は、おおまかにはアにおいて述べたように法務研究科規則第4条に定められているとおりであるが、実際にどのような事柄を考慮要素とするかは、各教員の判断に委ねられている。もっとも、そこには以下のとおりある程度共通の傾向が見られる。

法律基本科目や法律実務基礎科目の講義科目においては、定期試験、中間試験、小テストの成績が考慮要素の中心であり、これに、欠席・遅刻の減点という形で補充的に平常点の評価が加わる例が多い。さらにレポートの評価を加える科目や、授業中の質疑応答で特に優秀な解答をした学生について加点する科目もある。

これに対して、法律基本科目の演習科目においては、定期試験や中間試験の割合は比較的小さくなり、授業の際の報告や書面提出が点数化され、また、平常点の割合が高くなる。平常点の評価に際して主に発言の積極性や内容に着眼することになる。

また、法律実務基礎科目のうち、「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「弁護士実務」は、起案も含めた授業の全過程が評価の対象となる。

基礎法学・隣接科目群と展開・先端科目群においては、定期試験、レポート、出席状況(発言を含む)が考慮されるが、その考慮の割合は各科目の内容に応じて、教員が工夫している。

#### ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

法務研究科規則第5条第1項は、「授業科目の成績は、S、A+、A、B+、B、C+、CおよびDの8種の標語をもってあらわし、S、A+、A、B+、B、C+およびCをもって単位修得として認定する。但し、法律実務基礎科目群のうち、法科大学院教授会が認めた科目については、P又はFの2種の標語をもってあらわし、Pをもって単位修得として認定する。」、同条第2項は、「前項の成績標語は、次に掲げる基準によるものとする。(1) S 90点以上 (2) A+ 89点から85点まで (3) A 84点から80点まで (4) B+ 79点から75点まで (5) B 74点から70点まで (6) C+ 69点から65点まで (7) C 64点から60点まで (8) D 59点以下 (9) P 合格 (10) F 不合格」と定めている。

認可申請に際しての「開設の趣旨」の中で、成績評価方法は絶対評価で行うことが述べられている。きめ細かな成績評価を行うために、2007年度入学生からS～Dの8段階評価を行うこととした。なお、2007年8月7日付けの申し合わせ、2012年1月18日の「成績評価に関する申し合わせ」については、アにおいて述べた。

## エ 再試験

法務研究科規則第5条の4は、「1 単位修得を認定されなかった授業科目については、再試験を実施することがある。2 再試験の結果、単位修得を認定する場合には、当該成績はCとする。但し、第5条第1項但し書の科目については、当該成績はPとする。3 再試験の期日は、そのつど決定する。4 再試験料は、1科目につき2,000円とする。5 いったん納入された再試験料は、返還しない。」と定めている。

より詳しい実施要領は学生便覧<sup>61</sup>に記されている。そこには、単位を認定されなかった必修科目について再試験を実施することがあること、再試験の実施の有無については成績通知の際に公表すること、再試験を受験できる科目は1年次に10単位、2年次に10単位を上限とすること、前期に在学し後期に休学した場合には当該年度の後期に実施される前期科目の再試験は受験できないことが記されている。

再試験の実施は各科目の担当教員の判断に委ねられている。シラバスにおいてあらかじめ再試験を実施しない旨明記している科目も多い。

## オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各教員は、その担当科目についての成績評価基準をシラバスに記載している。

毎年、シラバスの原稿が集まった段階で執行部がこれを確認し、成績評価基準の記載もれがあったり、記載があっても大まかにすぎるものがある場合は、書き直しをお願いしている。

なお、2014年度までのシラバスにおいても「成績評価方法・基準」欄が設けられていたが、文部科学省からの通知を受けて2015年度以降のシラバスでは「成績評価の方法」欄と「成績評価の基準」欄とを分けて設けることとし、より一層の成績評価基準の明確化・具体化を図っている。

## (2) 成績評価基準の開示

### ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

前掲(1)アの成績評価方針、イの考慮要素、ウの成績区分、エの再試験についてはそれぞれ学生便覧の該当頁に記載されている<sup>62</sup>。また、オの各教員の成績評価基準はシラバスに記載されている。学生便覧およびシラバスは、新入生には入学時、在學生には3月半ばに配布・公表している。

## (3) 成績評価の厳格な実施

### ア 成績評価の実施

成績評価は、各教員によって事前に定められシラバスに記載された「成

<sup>61</sup> 資料A3 学生便覧 P.29 参照

<sup>62</sup> 資料A3 学生便覧 P.29～30 および P.71～74 「西南学院大学大学院法務研究科規則」参照

績評価の基準」に従い行われている。

成績評価の実施について厳格性・客観性を担保する工夫としては、試験は、試験番号制度（解答用紙に名前や在学番号ではなく、試験前に各学生に付番している試験番号を記載させることにより、採点者が個人を特定できないまま採点を実施する制度）によって実施されており、客観的に公正な採点を実現している。なお、「成績評価の方法」「成績評価の基準」が変更になった場合は、教育研究支援システムによる告知や口頭による学生に対する告知がされている。

また、本学法科大学院では、定期試験を実施し、各専任教員が自らの担当科目についての成績評価案を作成した段階で、全専任教員が集まる「成績検討会議」が開催されている。成績検討会議では、各教員に対して「成績評価の方法」「成績評価の基準」が記載されたシラバス、各定期試験問題が配付されたうえで、各自の成績評価案や講評等を提示し合ったうえで、検討・意見交換している。なお、出題趣旨等の解説については従来各教員間でばらつきがみられたため、FD研究会での議論を経て、2015年度より解説等の内容（採点基準を含む）について一定の申し合わせがなされている（4分野4-1, 1（2）参照）。学生に対する試験実施後・採点後の説明については、答案の返却に際して出題趣旨等の解説や講評を付すこととなされている。また、非常勤講師による成績評価については、この「成績検討会議」では扱われていないものの、採点基準等を含む定期試験の解説を提出するよう依頼している。

学生が個々の科目の成績評価に不服がある場合は、教員の研究室を訪れて質問をすることができるほか、「西南学院大学大学院法務研究科成績評価不服申立に関する内規」（8分野8-3, 1（1）ア参照）に基づいて、不服申立を行うことができる。

#### イ 成績評価の厳格性の検証

定期試験、小テスト、中間試験の試験問題については、事務室に提出し、事務室にて保管するようにしている。採点済み答案又はそのコピーは各教員あるいは事務室にて保管している<sup>63</sup>。

（3）アで述べたように、本学法科大学院では、全専任教員が集まる「成績検討会議」が開催され、各自の評価案・出題趣旨等の解説や講評を提示し合ったうえで、検討・意見交換している。そして、不適切な評価案があれば、それを改めた後に、事務室に成績を提出することになっている。この「成績検討会議」において、各専任教員が事前に定めた「成績評価の基準」（シラバスに記載）に従って評価しているか否か、全体の評価方針と異なる成績評価の基準が採用されていないかのチェックをしている。また、各科目についての定期試験の出題レベルが、本学法科大学院の設定してい

<sup>63</sup> 資料 A36 成績評価についての申し合わせ（2012年1月18日法科大学院教授会承認）4参照

る到達段階にふさわしいものであるか否かも検証されている。これまでに不適切な評価案であるとの結論を出すに至った事例はないが、成績評価案の是非について活発な議論が交わされている。なお、貴財団による2013年度認証評価時における「一部科目において厳格な成績評価が徹底されているといえるか疑義が残る科目も見受けられた」との指摘を厳粛に受け止め、対応が検討され、特に、試験番号による採点結果から換算された点数を成績検討会議に提出することとし、当該点数を変更する際には理由を添えた文章をもとに教授会での承認を得ることとしている。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」は、各年度のシラバスの内容に反映されており、各教員はシラバスに記載されている「成績評価の方法」および「成績評価の基準」に基づいて評価を実施している。出題のねらい（出題意図）が学生に伝わるような工夫としては、試験実施後に出題の趣旨を解説したプリントを学生に配布したり（ファイルをTKC教育支援システムを通じて学生に配信する形でも可能）、採点後には講評のプリントを配布・配信している<sup>64</sup>。このプリントを生かして、学生は教員研究室を訪れ、質問をすることができる。

これらの手続を踏まえて、成績評価につき疑問のある学生は「西南学院大学大学院法務研究科成績不服申立に関する内規」に基づき、不服申立を行うことができる。

エ 再試験等の実施

再試験は、2月の学期末、定期試験終了後に定期試験の場合に準じて行なっている。受験番号は、2月の定期試験の際に付与したものを使用している。本学法科大学院では、再試験についても成績検討会議を開き、全専任教員で検討、確認している。

(4) 特に力を入れている取り組み

改革諮問委員会において、科目ごとの成績と司法試験合格率との関連性を検討しており、今後この関連性も考慮しながら、カリキュラム編成等が行われる予定である。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

上記のとおり、おおむね、厳格な成績評価基準が設定されているといえる。

<sup>64</sup> 資料 A38 成績評価についての申し合わせ（2012年1月18日法科大学院教授会承認）2(2)(3)参照

不合格者の割合があらかじめ設定されているということもない。但し、平常点の評価理由・加点の基準については、特に演習科目における発言の取り扱い等の点について、共通の認識を得るよう努める必要がある。

また、成績評価は事前に定められた成績評価基準に従って行われているといえることができる。

成績評価の実施について厳格性・客観性を担保する仕組みとして、成績検討会議等が活用されている。「S，A＋，Aを合わせて最大3割程度を目安にする」との申し合わせ（それを実現する試験問題の適切性）の確認を含め、適正な成績評価が組織的に行われるよう試みられている。試験答案の採点の仕方は各教員の判断に委ねられているものの、適宜、成績検討会議において話題とされている。

定期試験問題や答案等の管理はなされており、成績評価の厳格性を検証できる体制は整備されているといえる。再試験も適切に実施されている。

### 3 自己評定

B [理由：上記のとおりであり、成績検討会議等厳格な成績評価のための制度，方策がとられている。]

### 4 改善計画

非常勤教員に対しても、試験実施後により明確な「成績評価の基準」の提出を求めるよう努める。

## 8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で，修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは，法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて，修了認定要件が設定されていること，および，修了認定要件としての，必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目），他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が，適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならず，100単位程度までで設定されることが望ましい。

### 1 現状

#### (1) 修了認定基準

##### ア 進級基準

本学法科大学院は進級制度を採用しており，本項の修了認定基準の前提として，まず，進級の基準を明らかにする。1年次から2年次への進級については，法務研究科規則第6条において定められており，①「1年次の法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）について22単位以上取得していること。」と，②「1年次の法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）についてGPAが1.50以上であること。」のいずれかを満たしていないと判定される場合には，2年次への進級は認められない（規則6条1項）。そして，これらの基準のいずれかを満たさず進級できなかった者は，当該年次においてB以下の評価を受けた法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）について，単位修得が無効となり次年度に再履修をしなければならない（規則6条2項）。

2年次から3年次への進級については，法務研究科規則第6条の2において定められている。それによると，①の基準である「1年次および2年次の法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）並びに『民事訴訟実務の基礎』および『刑事訴訟実務の基礎』の計60単位中50単位以上修得していること。」と，②の基準である「2年次において履修又は再履修した法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）並びに『民事訴訟実務の基礎』および『刑事訴訟実務の基礎』のGPAが1.50以上であること。」のいずれかを満たしていないと判定される場合には，3年次への進級は認められない（規則6条の2第1項）。そして，これらの基準のいずれかを満たさず進級できなかった者は，当該年次においてB以下の評価を受けた

法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）並びに『民事訴訟実務の基礎』および『刑事訴訟実務の基礎』について、単位修得が無効となり次年度に再履修をしなければならない（規則第6条の2第2項）。

なお、上記の進級基準のうちの②の基準（GPAによる基準）は2010年度入学生から導入されたものである。

#### イ 単位互換条件

法務研究科規則第3条第4号ないし第6号により、入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位と、本学法科大学院在学中に他の大学院において履修した科目について修得した単位は、両者を合わせて32単位を超えない範囲で本学法科大学院の授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。同条7号により、法学既修者として本学法科大学院で修得したものとしてみなされる単位数と入学前の既修得単位の認定による単位数並びに単位互換にかかる単位数は、合わせて32単位を超えることができない。

#### ウ 修了認定基準

修了認定基準は法務研究科学則第9条、法務研究科規則第6条の3において定められている。それによると、①「修了に必要な単位を修得していること。」と②「3年次において履修又は再履修した法律基本科目の必修科目（選択必修科目を除く）並びに『民事訴訟実務の基礎』および『刑事訴訟実務の基礎』のGPAが1.50以上であること。」のいずれかを満たしていないと判定される場合は、修了が認められない（規則第6条の3第1項）。

①の「修了に必要な単位」とは、まず法学未修者については、3年以上在学し102単位以上を修得することであり（学則第9条本文）、その内訳は、法律基本科目群から68単位以上（但し、必修科目66単位を修得し、かつ、「行政法入門」、「民事手続法入門」および「刑事手続法入門」のうちから2単位以上修得しなければならない。）、法律実務基礎科目群から必修科目を含めて12単位以上、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上（「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を修得しなければならない。）である（規則第3条1号）。つぎに法学既修者については、2年以上在学し68単位以上を修得することであり（学則第9条但書）、その内訳は、法律基本科目群から必修科目を含めて34単位以上、法律実務基礎科目群から12単位以上（但し、必修科目10単位を修得し、かつ、エクスターンシップ、刑事実務演習および弁護士実務のうちから2単位以上を修得しなければならない）、基礎法学・隣接科目群又は展開・先端科目群から22単位以上（「国際社会と法」又は「キリスト教倫理」のうちから2単位以上の修得を含めて、基礎法学・隣接科目群から4単位以上を

修得しなければならない。)である。但し、法学既修者のうち、法学既修者として本学法科大学院として修得したものとみなされる単位数が 28 単位又は 26 単位の者は、法律科目群については必修科目を含めて、それぞれ 38 単位以上又は 40 単位以上を修得しなければならない(規則第 3 条 3 号)。

①の基準を満たさずに修了を認められなかった者は、修了に必要な単位を修得するための科目を履修又は再履修しなければならない(規則第 6 条の 3 第 2 項)。また、②の基準を満たさずに修了を認められなかった者は、当該年次において B 以下の評価を受けた法律基本科目の必修科目(選択必修科目を除く)、『民事訴訟実務の基礎』および『刑事訴訟実務の基礎』について、単位修得が無効となり次年度に再履修をしなければならない(規則第 6 条の 3 第 3 項)。

上記の修了認定要件の中の②の基準(GPAによる基準)は 2010 年度入学生から導入されたものである。

#### エ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」との関係

本学法科大学院においては、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」は「養成する人材」と同一のものである。上記の修了認定基準は、本報告書の 5 分野 5-2 において述べた体系性を念頭に置きながら設定されたものであり、以前から本学法科大学院が掲げていた教育の理念や「養成する人材」(9 分野 9-1 参照)を踏まえたものであった。2011 年度末に策定した「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」(本学法科大学院における「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」とカリキュラム編成等をはじめとした教育システムの概要の関係を明らかにするもの)に至る検討作業の中では、各年次、各科目の到達目標と合わせて、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容(養成する人材)」が再確認された。これにより、従来の修了認定基準は「概要」の内容とも整合性があることが確認されたといえる。また、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」については、各科目の内容に反映されており、その単位取得という形で修了認定に反映されているといえる。

加えて、本学法科大学院では、非常勤講師を含む全教員へのシラバス作成依頼文書において「作成上の留意事項」の中で「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容(養成する人材)」の内容を記し、その内容に即して記載を行うことを求めている。提出されたシラバスの記載、特に「到達目標」と「成績評価の基準」が「養成する人材」を踏まえたものであることから、「成績評価の基準」に沿って各科目での成績評価がなされること前提として、前記①および②の基準を満たしているか否かによって「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得できたかどうか判定されることとなる。

## (2) 修了認定の体制・手続

西南学院大学大学院法務研究科委員会規程第6条第8号は、法科大学院教授会が処理する事項として、「学生の入学、退学、休学、復学および課程の修了に関する事項」を掲げている。したがって、法務研究科規則第6条第1項、第6条の2第1項、第6条の3第1項にいう「判定」の主体は法科大学院教授会である。実際に法科大学院教授会は毎年3月に修了の判定と進級の判定を、また、毎年9月には修了延期となり留年をして前期に修了認定要件を満たした者の判定を、それぞれ行っている。

進級および修了の判定を行う法科大学院教授会の前には、事務室により確認された資料をもとに、執行部が進級および修了判定の内容についてチェックをしている。進級制度やGPA制度を導入していることについては、(1)でふれた。

## (3) 修了認定基準の開示

修了認定基準を定める法務研究科規則の条文、進級基準、修了認定基準、GPA計算の仕組み等の解説は学生便覧に掲載されている。学生便覧は、在学生には3月半ば、新入生には入学時に配布される。進級基準と修了認定基準は、入学案内パンフレット、本学法科大学院HPにおいても解説されている。また、新入生対象ガイダンス（4月開催）および在学生対象ガイダンス（3月開催）において、進級基準と修了認定基準の説明も行っている。

## (4) 修了認定の適切な実施

### ア 修了認定の実施状況

#### 2016年度 修了認定実施状況

修了認定 実施状況	対象者数	修了認定者数	最多修得単位数	最小修得単位数	平均修得単位数
			104	68	95.7
	12名	6名			

2016年度において修了予定であったにもかかわらず修了認定されなかった者は6名である。その理由は、主として3年次必修科目である刑事法総合演習Ⅱでの成績評価が振るわなかったことによる。この点については、成績検討会議において科目担当者による報告がされ、成績検討会議、修了判定教授会FD研究会において検討を加えている。修了認定基準の実施についての適切さを確保する工夫についてはイを参照。

### イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

(1) エにおいて述べたように、本学法科大学院の修了認定基準は「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を踏まえたもの

であり、シラバスに記載されている「成績評価の基準」もまた「養成する人材」を踏まえたものであることから、各科目において「成績評価の基準」に沿って成績評価がなされること前提として、前記修了認定基準の①および②の基準を満たしているか否かによって「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得できたかが判定されることとなる。したがって、各科目において「成績評価の基準」に沿って適切に成績評価が実施されることが重要であり、その適切性は全専任教員によって構成される成績検討会議および修了判定教授会において検証されている。

なお、本学法科大学院修了者の司法試験合格率が全国平均の半分未満であった年度は過去5年間に3年存在する。修了認定が、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえて実施されていることについて、これを担保する組織的取り組み・工夫としては、3年次配当の自由科目として「民事法事例演習」を開講していることが挙げられる。この科目はシラバス中の「講義の概要」部分についても記載されているように「養成する人材」の第2の要素と第3の要素の養成に資することが目的とされている。すなわち、仮設事例問題の検討を通じて法律知識をより確かなものとするとともに、問題解決能力（第2の要素）を一段と高め、他人と議論し説得できる能力を涵養するとともに、法曹に要求される法的文書の作成能力（第3の要素）を養うことを目的としている。

(5) 特に力を入れている取り組み  
特になし。

(6) その他  
加えて、1分野1-3, 1(4)に記載したように、改革諮問委員会での議論を通じてカリキュラムの充実に努めている。

## 2 点検・評価

必要単位数や履修必要科目の設定の仕方の点からみても、また、GPAが活用されていることからみても、本学法科大学院における修了認定基準は厳格なものであり、適切に設定されている。修了認定基準の手續・体制や開示の点でも問題はない。修了認定は修了認定基準に従って厳格かつ客観的に実施されており、厳格性・客観性を担保するための工夫もあるといえる。また、改革諮問委員会での検討により、司法試験の合格率と学内成績との間に相関性のあることが確認されている。

修了認定基準は「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」である「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」を踏まえたものであるといえる。

### 3 自己評定

C [理由:上記のとおり修了認定の適切な実施のために修了認定基準等が定められているが、必ずしも司法試験の合格率の上昇につながっていないように思われる年がある。]

### 4 改善計画

上述のとおり、改革諮問委員会での検討により、司法試験の合格率と学内成績との間に相関性のあることが確認されているので、より一層のカリキュラムの充実と成績評価の適切性を確保するための努力を続ける。

### 8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価および修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

#### 1 現状

##### (1) 成績評価における異議申立手続

###### ア 異議申立手続の設定・実施

2012年1月18日の「成績評価に関する申し合わせ」により、定期試験直後や採点后に出題の趣旨、採点結果解説と講評を、紙媒体あるいは電子媒体(TKC教育支援システムの活用)により学生向けに配布することになっている。また添削・採点后答案を学生に返却している。

これを受けて、成績に不服のある学生は、任意に教員の研究室を訪問する等して説明を求めることができる。このような意味での「教員による個々の学生への成績の説明」は、本学法科大学院棟における教員研究室が学生にアクセスしやすい環境にあるため、利用頻度は高い。いったん教員から事務室に提出された成績を担当教員が訂正する場合は、成績訂正願いを提出することになっている。

上記の意味での「教員による個々の学生への成績の説明」では納得できない場合を想定して、本学法科大学院では、「西南学院大学大学院成績評価不服申立に関する内規」により、成績評価に関する不服申立制度を設けている。同制度は2007年1月に設けられたが、当初は当該成績評価を行った教員以外の教員が不服申立手続に関与する仕組みが明確ではなかった。この点を明確にするために、2009年度に内規を改正し、2010年度から施行している。

不服申立制度の利用状況としては、内規が改正される前の2009年9月に1件申立てがあった。このときは、現行の内規と同様に成績評価をした教員以外の教員も手続に関与するように対応し、これが現行内規への改正につながった。その後現在まで、申立てはなされていない。

###### イ 異議申立手続の学生への周知等

「西南学院大学大学院成績評価不服申立に関する内規」の条文は学生便覧に掲載されており、また、この内規の存在についての情報提供が学生便覧においてなされている。

##### (2) 修了認定における異議申立手続

###### ア 異議申立手続の設定・実施

従来は修了認定が単位積み上げ方式によっていたため、修了認定に関する異議申立て手続は設けられていなかった。しかし、2010年度入学生から

修了認定基準のなかにG P Aによる要件が加えられたことに伴い、2010年3月4日に「西南学院大学大学院法務研究科修了又は進級判定に関する不服申立規程」が制定された。

同規程第2条、第3条によれば、学生は進級又は修了判定に不服がある場合は、法科大学院事務室に書面を提出して、不服申立てを行う。第4条によると、不服申立てがなされた場合は、教務主任が速やかに当該学生と面接し、調査を行い、調査内容を法科大学院長に報告するとともに、判定を訂正する場合は法科大学院教授会の承認を受ける。これまでのところ、不服申立てがなされたという例はない。

#### イ 異議申立手続の学生への周知等

「西南学院大学大学院法務研究科修了又は進級判定に関する不服申立規程」は学生便覧に掲載されている。また、毎年修了判定および進級判定の結果を掲示する際に、不服申立手続の存在と不服申立の期限を記した学生向け掲示を行なっている。

#### (3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

#### (4) その他

特になし。

### 2 点検・評価

成績評価および修了認定の適否を学生が検討し、不服がある場合に学生が説明を受ける機会が設けられている。また、評価をした教員以外の第三者が関与する手続になっている。したがって、異議申立手続は整っているし、また、異議申立制度は学生に周知されている。もっとも、不服申立てを阻害する要因が存在していないかについては絶えず検証していくことが必要である。

### 3 自己評定

B [理由：成績評価基準や修了判定基準は整っているが、これまでほとんど不服申立てをした学生はいなかった原因がどこにあるのかを検討する必要がある。]

### 4 改善計画

これまでのところ不服申立制度の利用はないが、不服申立制度が機能しているかどうか、絶えず検証していく必要がある。

## 第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価および適格認定）

### 9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価および適格認定）

（評価基準）法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

（注）

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

#### 1 現状

##### （1）法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

###### ア 法曹に必要なマインド・スキル

###### （ア）貴法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本学法科大学院が法科大学院修了者の備えるべき法曹に必要なマインドとスキルとして設定している内容は、具体的には、入学案内パンフレットや学生便覧に記載されている「養成する人材」に掲げている4つの要素である。

①他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。

②社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。

③前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる【適切な】紛争解決【をはかる】能力を備えていること。

④社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、【柔軟】に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。（なお【 】内は2016年に追加・修正した箇所である）

これは、認証評価機関である日弁連法務研究財団が認証評価基準の参

考として提示する「法曹に必要なマインド・スキルの養成」（以下、「2つのマインド・7つのスキル」と呼ぶ。）<sup>65</sup>と比べて簡潔なものになっている。その趣旨については、次項において説明する。

(イ) 貴法科大学院による検討・検証等

「法曹に必要なマインドとスキル」として本学法科大学院がどのようなものを掲げ、それを本学法科大学院の教育活動にどのように生かすのかという点について、2010年7月および同年10月の教授会において、日弁連法務研究財団が提示する「2つのマインド・7つのスキル」の内容を叩き台として本学法科大学院における「法曹に必要なマインドとスキル」を策定するための議論を行った。その結果、「2つのマインド・7つのスキル」は弁護士業務、特に民事事件に偏りすぎていないか、学生に目標として提示するものとしては長過ぎるのではないか等の意見が出された。そして、「2つのマインド・7つのスキル」のエッセンスを吸収しながらも、より簡潔な形で本学法科大学院が掲げる「法曹に必要なマインドとスキル」を構想することとなった。同年12月、本学法科大学院が以前から入学案内パンフレットに掲げていた「養成する人材」（以下旧「養成する人材」という。）に手を加えて、「2つのマインド・7つのスキル」を生かして詳細にした原案が提示され、これをもとに2011年1月の教授会において、旧「養成する人材」を改訂した2011年版の「養成する人材」が承認された。

「2つのマインド・7つのスキル」が「2つのマインド」と「7つのスキル」のそれぞれについて詳細に説明しているのに対して、本学法科大学院が定めた新しい「養成する人材」は、コミュニケーション能力、倫理観、事実認定、法的分析・推論能力、文書作成・議論・説得能力等といった「2つのマインド・7つのスキル」を構成する諸要素を本学法科大学院の教育理念にからめながら4つの柱にまとめたものであり、学生あるいは受験生に本学法科大学院の目指すところを説明する際に、常に立ち返ることのできるコンパクトなものとなった。

その後も、本学の「養成する人材」は、折に触れて議論の対象となり、錬磨されていった。すなわち、2014(平成27)年度に実施し、2015年度に公表された「西南学院大学法科大学院外部評価報告書」において、複数の委員から「養成する人材」との関連で「問題の迅速な処理」の重要性が指摘された(同13, 15頁参照)。同報告書を受けて教授会で数回の協議を持った。当初は、司法試験の問題の多くが明らかに迅速な処理能

<sup>65</sup> 日弁連法務研究財団(認証評価機関)が提唱している法曹養成教育の指針。「2つのマインド」として、①法曹としての使命・責任の自覚、②法曹倫理を、「7つのスキル」として、①問題解決能力、②法的知識、③事実調査・事実認定能力、④法的分析・推論能力、⑤創造的・批判的能力、⑥法的議論・表現・説得能力、⑦コミュニケーション能力、をそれぞれ詳細な説明付で提唱し、各法科大学院に、これを「一つの例として」その法科大学院の目指す法曹像を設定し、実現する取り組みを実践することを求めている。

力を要求する内容になっており、本学の受験生の中には、十分な知識・能力を持ちながら、時間内に処理することができずに失敗した学生が少なくないことから、「迅速性」の要素を理念に取り入れるべきだとの意見が示される一方で、「迅速処理能力は実務の中で培われるのであるから、教育とは直接の関係がないのでは」との否定的意見もあり、意見の一致を見なかった。しかし、この点についての議論を重ねた末、2016年11月15日の点検評価委員会および11月30日の教授会において、やはり外部評価委員会の指摘を重視する必要性がある旨の意見が示され、(教授会終了後に行われた)11月30日の点検評価委員会および12月7日の教授会では、「養成する人材」の見直しの具体的内容が論議された。結局、迅速な処理はそれ自体として独立の目標とされる必要はないが、適切な紛争解決の中には迅速な処理能力が含まれるのではないかとの意見が多数を占めるに至った。12月21日の教授会での協議において、各系(系については、次のイ(イ)において説明する)での議論をまとめておくことを前提に次回の教授会で「養成する人材」を修正することを決議した。2017年1月18日の教授会において、「養成する人材」の③を上記のように修正し、その解説中に「③は『②の理論知識』を適切に(できる限り迅速に)使う判断力・実践力と呼ぶべき能力でしょう」と表現を改めた。

本学法科大学院では、この「養成する人材」を常に本学法科大学院HPにおいて紹介するとともに、学生便覧、入試用の入学案内パンフレット等に掲載してきた。この「養成する人材」は、教授会・点検評価委員会・各系における数度の真摯な議論を経て得られたものであり、その後も、「最低限修得すべき内容」を確認するための様々な場での議論を通じて教員間の共通の認識となっている。

#### (ウ) 科目への展開

全学生に配布する学生便覧では、冒頭で、単に「養成する人材」の4つの項目を列挙するだけでなく、「西南学院大学法科大学院の『教育の理念』と『養成する人材』と題する文章を掲げ、4頁を割いて「養成する人材」の諸要素が本学法科大学院における諸科目にどのように展開しているかについて説明している。その概略は次のようなものである。①の能力は、人間性に関わる能力であり、特定の科目だけの問題ではなく、一連の教育課程の中で、主体的に深化発展させていくべきものであること。但し、基礎法学・隣接科目群は、このような人間性に関わる問題について自ら考える土台として大いに活用されるべきこと。②の能力(理論知識)および③の能力(判断力・実践力)の養成は、カリキュラム中の法律基本科目と法律実務基礎科目が主として担うもので、理論講義科目における(主として)受動的な理解から始まり、演習を中心とした実践

的科目で具体的事例に対して自ら応用してみることで即自化し、実践の道具として身につけることが期待されること。④の能力（新たな問題に対する応用力・創造力）は、本学法科大学院教育の目指す最終目標であり、その能力の育成のために、様々な科目（特に展開・先端科目）の中で「過去の問題への先人の克服努力」を可能な限り語り伝え、学生諸君が自らこの能力を身につける手助けとなることを願っていること。

このような本学の「基本的な考え方」は、次に紹介する、「最低限修得すべき内容」についての議論と「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」と題する冊子（以下「教育システムの概要」という）の作成の過程で教員間に共有され、講義計画およびシラバスの作成にあたって、常に前提とされている。なお、非常勤講師やT Aにも、同冊子を送付し、「基本的な考え方」への理解を求めている。

#### イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

##### （ア）貴法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

学生の最低限修得すべき内容についての議論・理解は、2010 年秋より、上述の「養成する人材」の策定と並行して進められ、「養成する人材」の完成後も 2011 年度に行われた「最低限修得すべき内容」についての検討を通じて、深化された。このプロセスについては、（イ）に詳述し、ここでは、その結果得られた本学の「最低限修得すべき内容」の理解、「養成する人材」との関係の理解について記す。

本学法科大学院にとっては、「最低限修得すべき内容」は「養成する人材」と同一のものである。その内容は、①各所に提示されている「養成する人材」、②2012 年度以降学生便覧冒頭に掲載され、上述のとおり養成する人材を各科目に展開している「西南学院大学法科大学院の『教育の理念』と『養成する人材』」、③さらにその内容を個別科目について敷衍した冊子「教育システムの概要」、および、④これらを基礎に作られた各担当教員のシラバス・レジュメに、それぞれに形を変えて表出されている。これらは、抽象的な「養成する人材」を、順次、個別科目における修得内容へと具体化していったものである。その趣旨については、次の（イ）で説明する。

##### （イ）貴法科大学院による検討・検証等

2010 年秋に法科大学院協会より公表された「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」（以下「第二次案修正案」という。）について、各分野別に教員が会議を持ち、検討を行い、「第二次案修正案」と本学法科大学院の諸科目との関係、「第二次案修正案」によって法科大学院において行われる教育を適切に説明できるか等の観点からの検討が行われた。この結果は、専任教員が全員参加している F D 研究会に持ち寄られ、各科目において「第二次案修正案」に対応する内容はほぼ教授されているこ

とが確認されたが、その項目を教科書の目次のように網羅的に羅列する方式については否定的意見が強かった。引き続き検討を重ねる中で、2011年7月の教授会で、同月に貴財団が公表した認証評価の新基準が説明会の参加者により紹介され、以後、FD研究会に場を移して、認証評価の新基準を見据えつつ本学法科大学院の「最低限修得すべき内容」の本格的な検討作業に入ることが決定された。

同年8月のFD研究会において、①貴財団の新基準に現れる「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」と、「法曹に必要な2つのマインド、7つのスキル」および、法科大学院協会が公表した「共通の到達目標」との関係についての議論が錯綜したので、この点についての貴財団の見解を確認すること、②その作業とは別に、ともかく各人のイメージで「最低限修得すべき内容」を試作し、次回のFD研究会で本学法科大学院が採るべき形式の検討に資する材料を提供すること、以上の二点を確認された。翌9月には、執行部が上記①の点について貴財団に質問状（メール）を作成・送付し、②の点については、提出された資料に基づきFD研究会で、本学法科大学院の「最低限修得すべき内容」の在り方が議論された。

同年10月および11月のFD研究会では、上記質問状への貴財団の回答と、10月に行われた貴財団の認証評価事前説明会での説明の内容とが紹介され、上記②においてモデルとして提出された各人作成の「最低限修得すべき内容」の比較検討の結果、概略、次のような方針が確定された。(1) 従来、慣習的に形成されていた担当科目者のグループを、公式に公法系、民事法系、刑事法系としてFD活動の一つの単位とする（これを「各系」という）。(2) 貴財団は「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」と「法曹に必要な2つのマインド、7つのスキル」との関係について、各法科大学院の判断に委ねており、本学法科大学院としては「第二次案修正案」のような項目羅列型の「最低限修得すべき内容」を模倣的に作るだけではあまり意義がないと考えるので、各科目で教授する内容について各系の中で検討し合った上で、項目提示については各人のシラバスや講義レジュメに委ねる。(3) 本学法科大学院としては、上記「養成する人材」を「最低限修得すべき内容」と一体のものと捉え、その内容をより深く検討し、各科目でどのように教授するかにとどまらず、各系の中で、教授内容をどのように継承・発展させていくかをも検討し、具体化する。(4) 以上の作業を、まずは各系において行い、その成果をFD研究会に持ち寄り、2011年度内に形のあるものとする。

上記方針に基づき、同年12月のFD研究会で、各系での検討内容が報告・検討され、翌2012年3月のFD研究会において、本学法科大学院の「最低限修得すべき内容」追求の成果としての冊子の具体的作成方

針が確立され、各系で作成した原稿を集めて、「教育システムの概要」が完成した。この「教育システムの概要」は、「最低限修得すべき内容」について、抽象的に示した「養成する人材」と、具体的・項目的に示した各教員のシラバス・レジюмеとの「中間に位置するものとして、本学法科大学院の教育システムの全体像を示す」ものという趣旨説明に基づき、①公法系、②民事法系、③刑事法系、④国際関係法、⑤法曹倫理につき、学生が「修了までに最低限修得すべき資質が、どのような段階を踏んで修得すべきものとされているのか、また、その修得のために各科目がどのような役割を担っているのか……それを全体の流れとして俯瞰できるように、必要な情報」を示している<sup>66</sup>。

以上の経緯から、本学法科大学院にとっては、「最低限修得すべき内容」は「養成する人材」と同一のものであり、①「養成する人材」を起点に、②「西南学院大学法科大学院の『教育の理念』と『養成する人材』」、③「教育システムの概要」、④各担当教員のシラバス・レジюмеに至るまで、順次具体化している。

なお、ア（イ）において上述した 2015 年度の外部評価委員の提言に基づく「養成する人材」の修正と並行して、上記「教育システムの概要」の修正作業も行った。こちら各系での議論を踏まえて、2017 年 2 月 17 日の教授会において、修正版が確定した。

#### （ウ）科目への展開

上記（イ）において詳論したとおり、この点についての基本的な考え方は冊子「教育システムの概要」に示されている。

### （2）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況および法曹養成教育の達成状況

入学者選抜においては、5 点の具体的基準を内容とする学生受入方針、入学試験科目のうち自己推薦書等の評価の際に単純な知識を超えた社会的判断力を見ようとしていること、未修者入学試験小論文試験において資料を偏見なく読み取り自己の立場を構成する能力を試そうとしていること、既修者入学試験において原則として各科目 6 割以上の得点を合格の条件として厳格な審査を行っていること、以上の諸点は本学法科大学院が掲げる「養成する人材」と密接に関わるものである。

カリキュラムにおいては、各科目群と「養成する人材」との関係は上記（1）ウ、学生便覧、「本学法科大学院の『養成する人材』と教育システムの概要」に述べた通りに構想されている。また、各科目群の中で年次ごとに段階的な学習をすること、各科目群の中の個別科目の構成に本学法科大学院なりの特色があること等、各科目群の中でも「養成する人材」が生かされている。

授業に関しては、各教員の創意と努力にとどまらない組織的な対応として、

<sup>66</sup> 資料 A31 本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要 P.2 参照

非常勤講師を含む全教員へのシラバス作成依頼文書において「作成上の留意事項」の中で「養成する人材」の内容を記し、その内容に即して記載を行うことを求め、提出されたシラバスの記載についても執行部で確認する等の措置を講じている（2017年の「養成する人材」の修正を踏まえて、2017年度のシラバス作成依頼文書には修正後の内容を記している）。各教員による授業の実際の内容については、上記「最低限修得すべき内容」の検討過程および2017年の修正において、各系の教員団による確認・検討により改善されている。

成績評価に関しては、本学法科大学院が定めた成績評価方針に基づいて各教員がシラバスに記載した成績評価基準により、定期試験等を活用しながら成績評価を行い、また、全教員参加による成績検討会議において各教員の成績評価基準と成績評価の結果が（再試験を含め）検討されており、「養成する人材」を踏まえた成績評価がなされている。

修了認定に関しては、その基準、修了認定の体制や手続はほぼ適切に設定・開示されていると言える。各年次において履修を義務づけられている必修科目の単位を修得するとともに、3年間（ないしは2年間）に修得すべき選択科目の単位を修得し、かつGPAによる修了要件を満たせば修了できることになっているため、修了認定の基準の適切さを判断するためにはとりわけ各年次における必修科目の配置が重要となるが、3年次にも公法、民事法、刑事法、実務科目のすべてについて必修科目が用意されている等、基準としては適切と言える（なお、2017年度から、一部の3年次の前期科目と後期科目との入れ替えがなされた（1分野1-3、1（3）参照）。

教育体制の面をみると、本学法科大学院は、法科大学院に必要な最低限の水準を超えて、本学法科大学院が自らの理念・目標を目指して教育を行うために必要な数の教員を確保している。上述のとおり、2011年度のFD研究会において、各系がFD活動の重要な単位として公式に位置付けられた。2014年度にも、文科省による履修要件緩和の通達を受けて、望ましいカリキュラムの改訂について、各系を軸として検討が進められ、結果として2015年1月21日および2月20日の教授会の議を経て、未修者コースの修了要件を98単位から102単位に、既修者コースの要件を66単位から68単位に、それぞれ変更した。

本学法科大学院のFD活動は、企画部門としてのFD委員会、教員全員によるFD研究会とも、熱心に行われている。授業参観や授業評価アンケートについて、少人数の教員団のメリットを生かして真摯な意見交換が行なわれており、各教員による自発的な授業改善につながっている。また、「第二次案修正案」や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」においても、FD委員会とFD研究会、さらには各系による検討を通じて、各自の授業の再検討に繋がる議論がなされてきた。

学習環境の面のうち、クラス人数、入学者数、在籍者数、物的な施設・設

備、経済的支援のための奨学金、生活相談やカウンセリングの体制においては、本学法科大学院の目的・理念を達成し、法曹養成教育の充実に結びついている。

最後に、法科大学院全体としての自己改革に関しては、将来計画委員会、点検評価委員会、外部評価委員会という自己改革の仕組みが整っており（1分野1－3参照）、自己改革の試みが真摯になされている。

### （3）特に力を入れている取り組み

入学者の減少、司法試験合格者数の伸び悩み等に鑑み、入試から修了認定、さらに修了後のサポートまでのプロセスに改善の余地はないかを探り、具体的な提案を行うべく、改革諮問委員会を作って検討している。

### （4）その他

特になし。

## 2 点検・評価

教員が真摯に議論して策定した「教育の理念」の内容、それを個別科目に具体化していくための工夫は、その具体的内容の恒常的検証ともあわせて、良好である。また、改革諮問委員会の調査でも、学内成績と司法試験合格率との正の相関性が確認されていることから、法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、誠実に模索され、適切に実施されているといえる。但し、結果を出すという点では、なお問題を残しており、入学者数、司法試験合格者数の点において、一層の改善のための努力が必要である。

## 3 自己評定

C [理由：法曹養成教育への取り組みが、法科大学院に必要とされる水準に達しているが、入学者数、司法試験合格者数という点で、改善の努力が必要である。]

## 4 改善計画

改革諮問委員会の答申を待って、入試体制、カリキュラム等の点について、大規模な改善方策を計画している。

入学者確保の点については、①法学部との連携の強化<sup>67</sup>、②法科大学院を持たない周辺大学への働きかけの強化<sup>68</sup>を進めていく。

<sup>67</sup> 具体的には、①法科大学院教員による学部ゼミの開設、②学部生に対する「職業としての法曹」の魅力・本学の教育理念の訴え等の強化を進めている。

<sup>68</sup> 四年次生（卒業予定者）に対する募集活動の強化のみならず、法曹志願者自体の拡大のため、一年次生の段階から「職業としての法曹」の魅力・本学の教育理念等の訴える機会を増やすこと等を予定している。

カリキュラムについては、自学自修の余地との関係で、やや加重気味の授業負担、特に3年次の授業負担の軽減を行う方針である。また、授業科目と司法試験合格の相関性等についての調査をさらに進め、一層の改善を図る。

別紙1 教員個人調書

1. 教員一覧
2. 教員個人調書【教育】
3. 教員個人調書【個人・研究・実務】
4. 教員個人調書【専任教員以外】
5. 電子データ（CD-R）

（7月28日 郵送済み）

別紙 6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施, (2) 到達目標との関係

■憲法分野

科目分野毎に, 下記の項目ア~ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>1年次には前期に「統治の基本構造」, 後期に「基本的人権の基礎」を置き, 司法権・憲法訴訟論以外の分野の正確な理解と知識の獲得を目指すとともに, 前期には憲法を用いた三段論法に慣れること, 後期には人権制約を違憲とする主張を構成できるようになることを目指している。ともに授業内容は正確な理解と知識の獲得を目指すために講義中心となる。同時に, 主に最高裁判例を素材にして憲法を用いた三段論法を提示するとともに, 最高裁判例の論理の流れに注意を促し, また練習問題の活用と特に後期授業中の練習問題解説によって, 文書作成能力にも配慮している。</p> <p>2年次前期の「憲法訴訟論」は, 司法権・憲法訴訟論の分野についての正確な理解と知識の獲得を目指すとともに, 最高裁判例の事案を活用した事案分析能力の獲得と, そして人権制約の事例について対立する当事者の主張の双方を構成できること(法令の合憲性だけでなくその適用のレベルも視野に入れて)を目指している。15回の授業のうちの大部分は最高裁判例の事案を用いた演習であり, 学生には1年次に獲得したはずの正確な理解と知識を前提にして, また, それを再確認したうえで, 当該判例の事案や当事者主張, 各審級の判断を読み, 分析することを求めている。また, 授業後に当該最高裁判例の事案を前提に対立する両当事者の主張を文章化するよう求めている。</p> <p>3年次の「公法演習Ⅰ」・「公法演習Ⅱ」においては, 人権制約が問題となる事例問題について, 「違憲」とする主張, 「合憲」とする主張に加えて, 両当事者の立場を離れて行う第三者的な判断を考えること, そして, それを文書にして示すことを目標にしている。授業では上記主張と判断を内容とする, 学生が作成した書面をもとにして, 最高裁判例の内容, 射程などの再確認を行いながら, 上記の主張と判断の在り方について検討をする。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>1年次科目は正確な理解と知識獲得のための講義中心となる。ただし, 事前に学生に提示した問いへの解答を授業において求める, 授業の途中に復習的な質問をするなどの形で, 学生が参加する場も設けている。</p> <p>2年次「憲法訴訟論」においては, 学生に次々と設問する形式をとっている。特に事案分析, 法的論理構成の違い, 最高裁判例の射程について</p>

	<p>での質問の場合に学生の解答内容に多様性があれば、それをきっかけにして、相互の意見交換ができるように心がけている。</p> <p>3年次「公法演習Ⅰ」・「公法演習Ⅱ」においては、扱う事例や関連する最高裁判例、さらには担当学生が事前に提出した書面について、学生に次から次へと質問する形式をとっている。とりわけ書面の内容については、学生相互の意見交換が期待される。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>1年次の2科目においては、授業中の学生への質問、定期試験の他に授業期間中に行う2回の小テストによって学生の理解度のチェックが可能である。練習問題への解答には TA だけでなく教員自身も目を通しており、これによっても学生の理解度をチェックできる。</p> <p>2年次科目と3年次科目においては、毎回の授業における質疑応答、あるいは提出される書面などによって受講者の理解度を把握している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>どの科目であれ、質問等には随時答えるようにしている。</p> <p>1年次科目においては、練習問題への解答を TA（本学法科大学院出身弁護士）に添削してもらっている。</p> <p>2年次科目においては、授業において扱った最高裁判例の事案を前提にした両当事者の主張を、授業後に担当者に文章化するよう求めており、その添削は教員自身が行うとともに、添削済み書面のコピーを学生全員に配布している。</p> <p>3年次科目においては、担当者から事前に提出される書面への添削を教員自身が行い、添削済みの書面をコピーして全員に配布する。また、担当者には授業後に書き直しを求めており、その添削も教員が行い、添削済み書面もコピーして学生に配布している。さらに書面担当者を必ず研究室に呼び、面談するようにしている。</p>
オ 出席の確認	<p>いずれの科目も少人数であり、目視により出席確認をしており、授業開始時にすべて名簿にチェックを入れている。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>実務家としての能力を身につけるには、実務の文章を読むこと、そして書くことが重要なので、映像を利用することはしていない。図を書いて説明した方が良いことがあれば、板書を活用して行っている。</p> <p>その他に「特徴的な取り組み」と言えるほどのものではないが、1年次科目においては、テキストの文章、最高裁判例の判旨をきちんと読んで理解させることが大事であるので、それらを読み上げて論理の流れを押さえることに時間を取ることがある。</p> <p>2年次科目と3年次科目においては、学生への質問とそれへの対応において、人権制約が問題となる事例について「1つの決まった正解」（言い換えると、唯一の正しい論証パターン）があるわけではないということ、事案の分析や法的論理構成の点で異なった見方が可能であることを理解してもらえるように、話し方を工夫している。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>1年次においては憲法に関する正確な理解と知識の獲得とともに憲法を用いた三段論法と違憲主張に習熟すること、2年次においては正確な理解と知識を前提にして事案分析能力を身につけるとともに対立する当事者双方の主張を構成し表現できること、3年次は理解と知識を再確認しつつ3つの立場から主張を構成し表現できることを目指しており、それぞれ対象学年に応じたレベル設定と授業内容になっていると考える（上記アイカなど参照）。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>アに記した各授業の目標は『西南学院大学法科大学院における「教育の理念」と「養成する人材」』に記された4つの要素（①～④）を踏まえ、これを公法系科目に引きつけて設定された、憲法における「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」の3つの目標①～③（『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』p.6参照）を前提にして、この3つの目標の達成にむけて各年次の各科目において何を取りあげるべきか、という観点から設定されたものである。</p> <p>特に「正確な理解と知識の獲得」を目指す科目の場合は、授業時間数の関係で学生の自学自修に委ねざるを得ない分野がでてくる。他の分野と比べて学説の対立の少ない分野、事例になりにくい分野などが自学自修の対象となる。自学自修に委ねる分野を学生に伝達する際には、教員作成の授業プリントには掲載されているが授業では扱わないという形で伝達する場合と、教員作成の授業プリントにも掲載しないが各自で自修するようシラバスで求める場合とに分かれる。</p>

ケ その他	<p>各授業においてどの分野のどの事項を扱うか、あるいはどのような質問をするのか、何について検討するのか（2年次、3年次）などについて、事前に学生に提示しておくこと。</p> <p>2年次科目においては、事案、当事者主張、下級審判決を適切に提示した教材が必要である。この観点からこれまでテキストを選んできたが、品切れとなってしまったため、2017年度は最高裁判例について学ぶ資料を自ら作成した。</p>
-------	---

## ■行政法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政法入門」（1年次選択必修，2単位） 行政法を初めて履修する学生を念頭に、全領域にわたり基本事項の理解を徹底させる。</li> <li>・「法と行政活動」（2年次必修，2単位）</li> <li>・「行政救済法」（2年次必修，2単位） 行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択して初めて違法性の主張が可能になるという特徴をもつ。「法と行政活動」及び「行政救済法」では、いわゆる行政法総論分野と行政救済法分野に通底する基本的考え方を修得し、その「基本的考え方」を「使える」ようにして、社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身に付けてもらうことを目標とする。</li> <li>・「公法演習Ⅰ」（3年次必修，2単位） 事例を素材にした演習用の教材を基に、講義科目で履修した内容が習得できているか、それが当該事例において使えるか、の点に留意しながら、行政法の理解及び重要事項の説明の能力を定着させる。</li> <li>・「公法演習Ⅱ」（3年次，2単位） 「公法演習Ⅰ」を発展させ、現代型訴訟，政策形成型訴訟への対応を視野に、各事例を徹底的に分析し、行政訴訟実務能力の涵養を目指す。</li> </ul>
<p>イ 授業の仕方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政法入門」（1年次選択必修，2単位） 可能な限り事例に即した理解を求め、知識の定着と全体像の把握を図る。教員側からの指名に基づく発言と学生側の挙手による発言を組合せ、説明できる能力涵養のための素地を作る。</li> <li>・「法と行政活動」（2年次必修，2単位）</li> <li>・「行政救済法」（2年次必修，2単位） 授業の予習として、ア）当該回に対応する基本書該当箇所を読む、イ）当該回で扱う『ケースブック行政法』の判例を読む（関係法令も参照。自分で違法性の構成もしてみる）、ウ）各授業の前にアップされる当該授業内容を示したレジュメ上の設問を検討する、が必要となる。自学に委ねられるべき事項はこのレジュメで指示される。イ）については、各回『ケースブック行政法』所収の重要判例すべてを読んで来ることに加え、特に重要な判例を各回4つ程度予め指定しておき、授業ではこの判例の理解を多角的に問う。この問いは予め示さず、授業時はその場で問い、自らの考えを口頭で表現でき、議論できる力</li> </ul>

	<p>をも養う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公法演習Ⅰ」（3年次必修，2単位） 理解した行政法の重要事項を書面においてより説得的に表現するにはどうすべきかを考えさせる。</li> <li>・「公法演習Ⅱ」（3年次，2単位） 書面において適切に表現できることを基礎に，持てる知識・考え方を総動員して新しい問題にいかに対処するか，応用の実践の場とする。</li> </ul>
ウ 学生の理解度の確認	<p>中間テストのほか，各回の授業時に学生とやりとりをしながらチェックする方法がメインであるが，「法と行政活動」「行政救済法」において，復習用の練習問題を提示することとし，復習を具体的に促し（答案提出は任意），弁護士に依頼した添削後の答案に基づき理解度の確認を行うよう試みている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>弁護士に依頼した添削後の答案を当該学生のフォローに役立てるよう試みることとした。2015年度は相当数の提出があったが，2016年度は，学生にそこまでの余裕がないように見受けられ，より有効な理解度の把握及びフォローの方法がないか検討したい。</p>
オ 出席の確認	<p>毎回，授業時に出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>レジュメにパワーポイントで作成した図を入れるなどの工夫を行っている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>各科目に設定した到達目標を意識しながら，授業の際のやりとりを通じてレベルの調整を適宜行っている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>憲法担当教員及び公法系実務家教員と，本学法科大学院の修了生が公法系科目において「最低限修得すべき能力」を設定し，公法系科目全体でこれを実現するための授業内容の検討・検証を重ねながら，各科目間の調整及び体系化を図ったうえで授業内容の組み立てや教材の選択を行っている。自学自修に委ねる部分はレジュメに記載し，授業で伝え，理解できない箇所は個別に質問で対応している。</p>

ケ その他	<p>レジュメは各回の授業に必要な基本情報と予習事項を5～10 頁程度にまとめ提示する。受講者にとって予習のしやすいレジュメになるよう心がけるとともに、最終的には、このレジュメを自学自修に委ねられた部分を含め、受講者各自が大いに加工して、自分のノートとして活用できるような「素材」として提供したいと考えている。</p>
-------	---

## ■民法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>「民法Ⅰ（総則・物権法）」、「民法Ⅱ（債権法総論）」、「民法Ⅲ（担保物権法）」、「民法Ⅳ（債権法各論）」、「民法Ⅴ（家族法）」</p> <p>「民法Ⅰ（総則・物権法）」では、民法入門に相当する内容も含めて、民法総則と物権法（担保物権を除く）について、講義を行う。「民法Ⅱ（債権法総論）」では、民法典第三編第一章に対応する分野について講義を行う。「民法Ⅲ（担保物権法）」では、民法典「第二章 物権」の第七章以下に規定のある、留置権、先取特権、質権、抵当権のほか、判例法や特別法によって認知されている譲渡担保や仮登記担保を含むわが国の物的担保制度について講義を行う。</p> <p>「民法Ⅳ（債権法各論）」では、同第二章から第五章に対応する分野について講義を行う。対象となる分野が広いので、全体を俯瞰できるように、質問形式の講義を重視して進める。</p> <p>「民法Ⅴ」では、親族・相続法の基本的な知識の修得と重要問題に関する判例に関する理解を深めることを目的として授業を行っている。司法試験等の過去問などを素材にして、練習問題を作成して、事前事後の学習に役立てられるようにしている。「民法演習Ⅲ」では、学生の事前学習の促進のために、予習ペーパーをあらかじめ配布し、判例を検討する際の留意点を指示し、学生の自主的な学習が促進できるように配慮している。</p> <p>これらの1年次必修の民法講義科目においては、共通して、①正確な法律知識の修得と、②基礎的な法適用能力の修得を、主な到達目標としている。①に関しては、民法規範について、基礎となっている価値判断と法規範としての組み立て方に留意して、その内容を体系的知識として正確かつ立体的に理解し修得することができるように、基本的なしくみや考え方についてじっくりと時間をかけて説明するようにしている。②に関しては、事例と当該ルールとの関係を理解でき、法適用の基本的な手順を修得できるよう、基本的な事例を素材としてわかりやすく説明を行い、自分でも練習する機会を与えている。</p> <p>また、時間の許す限り、質疑応答の機会を設け、法的な議論に慣れ、その基礎的な能力を修得できるように努めている。</p> <p>「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」</p> <p>「民法演習Ⅰ」では、債権法の分野から、「民法演習Ⅱ」では物権法・担保物権法及び債権法中の責任財産保全制度の分野から、「民法</p>
--------	--

	<p>演習Ⅲ」では民法総則および家族法の分野から、いくつかの重要論点を選んで、仮設事例あるいは判例を素材として演習を行う。授業は、質疑応答を主として進行する。</p> <p>民法のこれらの演習科目は、1年次の講義科目を通じて修得した知識や問題解決能力、表現力や議論・説得の能力等を、演習形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目標としている。そのために、まず、十分な予習をして望むよう、事前に予習の手がかりとなるべき資料を配信あるいは指示をするとともに、授業の際には、活発な質疑応答がなされるよう進行に工夫している。</p> <p>また、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」では、事後レポートを割り当て、復習と共に、法律文書作成能力を涵養する機会を設けている。</p> <p><b>「民事法総合演習Ⅰ」</b></p> <p>最高裁判例、あるいは高裁判例を素材にして事例問題を作成し、授業前にそれに対する解決を考えた法的文書を学生が作成したことを前提に問題について討論、解説を行う。学生が作成した法的文書については、本学を卒業した若手弁護士による添削を行い、勉学の助けとしている。民法分野と民訴法分野からの問題を3:1の割合で出題し、考えさせている。</p> <p><b>「民事法事例演習」</b></p> <p>市販の事例演習の教科書を使って、そこにあげられた設例にどのようにアプローチするか、法的構成をどのように試みるかなどの法解釈の実践面を示すことを目的に授業を行っている。高度な設例が多いので、学生の勉学上、指針を示すことができていると考えられる。</p>
イ 授業の仕方	<p><b>「民法Ⅰ（総則・物権法）」、「民法Ⅱ（債権法総論）」、「民法Ⅲ（担保物権法）」、「民法Ⅳ（債権法各論）」、「民法Ⅴ（家族法）」</b></p> <p>法学未修者の1年次を対象としていること及び時間の関係で、授業の形式としては、「民法Ⅰ（総則・物権法）」、「民法Ⅲ（担保物権法）」、「民法Ⅴ（家族法）」は講義形式を主としているが、時間の許す限り、質疑応答の機会を組み入れている（「民法Ⅰ（総則・物権法）」及び「民法Ⅲ（担保物権法）」では、拡大オフィスアワーの時間に授業の進行に合わせて、質疑応答の形式を主として、疑問点の解消や判例のフォローおよび問題練習を行っている）。「民法Ⅱ（債権法総論）」及び「民法Ⅳ（債権法各論）」では、分野に対応する質問事項をあらかじめ示し、授業ではそれに対する学生の解答を聞くという形式で授業を進めている。ただ、この方式では、基本書を読まない学生のフォローができ</p>

	<p>ないので、基本書を読んだかどうかを確認する小テストを、ひと月に1回程度行い、成績に加味することにした。「民法Ⅴ」では、受講生からの質問がある場合に備えて、授業開始10分前から教室で待機している。「民法演習Ⅲ」では、授業中に学生に質問をし、学生からの質問を促すなどして、積極的に学生が授業に参加できるように配慮している。</p> <p><b>「民法演習Ⅰ」, 「民法演習Ⅱ」, 「民法演習Ⅲ」</b></p> <p>「民法演習Ⅰ」では、債権法の基本書の一定分野に限定し、そこに引用されている判例を検討することを行っている。最高裁判決であれば、1審判決から参照し、裁判所により、どのような事実がどのような形で取り上げられているかを明確にすることに心がけている。</p> <p>「民法演習Ⅱ」及び「民法演習Ⅲ」では、ポイントを質問の形でまとめた予習ペーパーを事前に送信あるいは配布し、それを自分なりに検討していることを前提にその解答を尋ね、それを元に質疑応答を展開するという方法をとっている。特に報告者は決めていないが、判例演習の回では、最初に事実関係を図示したうえで説明する役割を割り当てている。</p> <p><b>「民事法総合演習Ⅰ」</b></p> <p>学生があらかじめ考えた法的処理について、その正確さ、問題点を明らかにする方法で授業を進めている。</p> <p>設例が複雑な場合には、事実関係の把握の仕方から始め、法的討議に移るという順序で進めている。</p> <p>授業は、現役の弁護士と共同で行っているので、実務の考え方も示すことができているといえる。</p> <p><b>「民事法事例演習」</b></p> <p>設例の法的分析の段階から、学生に際して質問を行い、どのように考えるかを聞いたうえで、その妥当性を検討し、結論に至るプロセスで、どのように考えるべきであるかを示すことによって、対話の中で、学生の思考力を高めている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p><b>「民法Ⅰ（総則・物権法）」, 「民法Ⅱ（債権法総論）」, 「民法Ⅲ（担保物権法）」, 「民法Ⅳ（債権法各論）」, 「民法Ⅴ（家族法）」</b></p> <p>授業中に適宜こちらから質問して理解度を確かめるよう努めている。また、中間試験を実施して、それまでの理解度を図る目安としている。なお、「民法Ⅰ（総則・物権法）」及び「民法Ⅲ（担保物権法）」</p>

	<p>では、授業内容をフォローする時間として拡大オフィスアワーを設定し、受講者からの質問を受けるとともに、理解が困難と思われる部分については、判例の検討や練習問題を通じて補足している。「民法Ⅴ」では、毎回の授業開始前に前回の授業の復習を兼ねて「小テスト」を行い、学生の理解度をチェックしている。</p> <p><b>「民法演習Ⅰ」、 「民法演習Ⅱ」、 「民法演習Ⅲ」</b></p> <p>「民法演習Ⅰ」では、中間試験において、演習で取り上げた判例について、その処理方法を問う試験を行い、学生の理解度を確認している。期末試験においては、判例の中から新作問題を作成し、それを解かせることによって、理解度を確認している。</p> <p>「民法演習Ⅱ」と「民法演習Ⅲ」では、復習と授業内容の整理および法文書作成能力の涵養を目的として、事後レポートを作成・提出させているが、これは、同時に、受講生の理解度を確認する手がかりともなっている。さらに、レポートを添削した上で受講学生全員にコピーを配布して、受講生全員で判例の問題点を共有できるようにしている。</p> <p><b>「民事法総合演習Ⅰ」</b></p> <p>授業中の質問により、また法的文書の添削結果を見て、理解度を確認し、訂正すべき点を指摘している。この積み重ねによって、一定程度の理解がされているはずである。中間試験において、理解度を確認し、期末試験において、総合的な問題を出して、最終的な確認をしている。</p> <p><b>「民事法事例演習」</b></p> <p>設例の把握方法について、授業で実際に示した方法を学生が自分のものになっているかを、次回以降の授業で確認し、訂正している。設例について、その法的処理を書いた文書を提出させ、理解度を確認している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p><b>「民法Ⅰ（総則・物権法）」、「民法Ⅱ（債権法総論）」、「民法Ⅲ（担保物権法）」、「民法Ⅳ（債権法各論）」、「民法Ⅴ（家族法）」</b></p> <p>「民法Ⅰ（総則・物権法）」と「民法Ⅲ（担保物権法）」については、授業の際に質問に対応しているほか、拡大オフィスアワーで、質問を積極的に募りそれに答えている。また、わかりにくかったと思われるところについては、改めて説明を補足している。関連の判例を紹介検討したり、練習問題を解かせることもある。</p> <p>「民法Ⅱ（債権法総論）」では、授業に並行して基本書を読むことを</p>

	<p>課題にし、その確認テストを行って、基本的な理解の確認をしている。</p> <p>「民法Ⅳ（債権法各論）」では、民法Ⅱの場合と同様な小テストを実施し、基本知識の積み重ねをさせている。</p> <p>「民法Ⅴ（家族法）」では、授業開始前に教室で待機し、前回の授業について学生からの質問を受ける時間を設けている。また、授業終了後もしばらく教室に残り、当日の授業内容に関する質問を受けるようにしている。小テストで特に理解が低かったと思われる点については、次の授業時間において指摘している。メールでも質問等を受けられるようにしている。</p> <p><b>「民法演習Ⅰ」、 「民法演習Ⅱ」、 「民法演習Ⅲ」</b></p> <p>「民法演習Ⅰ」では、あらかじめ学生に提出させたレポートについて、その当否から検討し、どういう文章にすれば、首尾一貫した文書になるかを検討している。</p> <p>先に述べたように、「民法演習Ⅱ」と「民法演習Ⅲ」では、復習と授業内容の整理および法文書作成能力の涵養を目的として、事後レポートを作成・提出させている。学生たちの負担を考慮して、1テーマについて一人あるいは二人を割り当てている。提出されたレポートは、担当員が添削し、検討会を行い、ほとんどの場合には「改訂版」を作成させて、それをコピーして受講生全員に配布している。</p> <p><b>「民事法総合演習Ⅰ」</b></p> <p>毎回出題する設例に対する法的処理を起案した文書の添削によって、学生の文章力、法的分析力が培われている。授業の直前にこれを行うことによって、学生の理解度が高まると考えられる。</p> <p><b>「民事法事例演習」</b></p> <p>毎回検討する設例の分析方法を、次回以降の授業時間に不定期ではあるが改めて質問することにより、学生の理解度を確認している。</p>
オ 出席の確認	すべての科目について、毎回出席を確認し、出席表に記録している。

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>「民法Ⅰ（総則・物権法）」、「民法Ⅱ（債権法総論）」、「民法Ⅲ（担保物権法）」、「民法Ⅳ（債権法各論）」、「民法Ⅴ（家族法）」</p> <p>「民法Ⅰ（総則・物権法）」と「民法Ⅲ（担保物権法）」については、予習及び自学自習のしやすさに配慮して、内容がスタンダードでわかりやすく、設例が多数掲げられているテキストを用いているが、それを補って理解を深め知識の整理を促進する趣旨で、独自のかなり詳しいレジメを作成して配布している。このレジメの中には、適宜、Q. を挿入しているほか、各項目の末尾に独自の「練習問題」を付けており、予習・復習の助けにするとともに、質疑応答の手がかりとしている。</p> <p>民法Ⅱ（債権法総論）と民法Ⅳ（債権法各論）では、分野に対応する質問事項をあらかじめ作成して配布し、その検討を求めている。質問の後で、正しいと思われる考え方を解説することにより、学生の理解を深めている。</p> <p>「民法Ⅴ」では、毎回前回の授業に関する小テストを行い、学生が自主的に復習する機会を設けるように配慮している。</p> <p>「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」</p> <p>「民法演習Ⅰ」では、基本書の、あらかじめ決定した一定分野の解説と、判例の内容の対応を確認することにより、基本書の理解の深化および、判例の理解を促進している。</p> <p>「民法演習Ⅱ」と「民法演習Ⅲ」では、先に記したように、予めポイントとなるべき論点について、予習ペーパーで取り上げ、重点的に予習をしておくべき箇所として指示している。また、毎回、黒板に、事実関係を図と時系列表で示すこととし、受講生が事例を速やかに把握し、また、議論がしやすいようにしている。</p> <p>「民事法総合演習Ⅰ」</p> <p>設例の作成において、重要判例を素材にすることにより、その分野の関連問題を含めて、総合的な理解が得られるようにしている。現役の若手弁護士による添削により、実務的な視点からの処理方法はどのようなものであるかの理解を図っている。</p> <p>「民事法事例演習」</p> <p>利用している教科書そのものが「総合的な」内容であるので、その分析を通じて、解釈論の具体的な展開の仕方を示している。</p>
-------------------------	---

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>本学法科大学院では、1年次の講義科目で修得するレベルを「基礎」とし、1年後期から2年後期にかけて受講すべき演習科目を「応用」、3年次の総合演習科目を「総合」すなわち科目横断的で実践的なものとして配置している。</p> <p><b>「民法Ⅰ（総則・物権法）」、「民法Ⅱ（債権法総論）」、「民法Ⅲ（担保物権法）」、「民法Ⅳ（債権法各論）」、「民法Ⅴ（家族法）」</b></p> <p>いずれも、上記の「基礎」に相当する科目である。未修者の1年次科目であること、及び、時間の関係で、授業の形式としては講義形式を主としているが、時間の許す限り、質疑応答の機会を設けるようにしている。また、「民法Ⅰ（総則・物権法）」及び「民法Ⅲ（担保物権法）」では、拡大オフィスアワーの時間を生かして、疑問点の解消や判例のフォローおよび問題練習を行っている。「民法Ⅱ（債権法総論）」及び「民法Ⅳ（債権法各論）」では、時間不足を、あらかじめ配布した質問集によって補うという方法をとっている。</p> <p>質問の内容は、1年生であることを考えた内容にしている。「民法Ⅴ（家族法）」については、法学部以外の出身者など親族・相続法について学習していない学生も多いため、できるだけ基本的な事項を中心に授業を行っており、学部の授業レベルに比べるとそれほど高度な内容とはなっていない。ただし、重要と思われる判例については、丁寧に説明し、必ず判例集などで確認するように指導し、場合によっては判例解説などを配布している。</p> <p><b>「民法演習Ⅰ」,「民法演習Ⅱ」,「民法演習Ⅲ」</b></p> <p>「民法演習Ⅰ」,「民法演習Ⅱ」,「民法演習Ⅲ」は、1年次後期から2年次後期にかけて受講すべき科目である。実践的で科目横断的な問題処理に先駆けて、体系的知識の修得を前提に民法における解釈論上の重要な論点を学ぶ「応用」に相当する。テーマの選択や検討の内容は、それに相応しいものになるように努めている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p><b>「民法Ⅰ（総則・物権法）」、「民法Ⅱ（債権法総論）」、「民法Ⅲ（担保物権法）」、「民法Ⅳ（債権法各論）」、「民法Ⅴ（家族法）」</b></p> <p>これらの授業科目で取り扱うべき内容は、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」として2012年に公表された「共通の到達目標」（コア・カリキュラム）を参考に、ほぼそれに沿ったものとなっている。しかし、時間の関係で授業では十分に取り上げることができない項目もある。それについては自学自習に委ねざるを得ないが、その際には、テキストやレジメの該当箇所、参考文献等を指示して、自学自習をサポートしている。</p>

なお、「民法Ⅴ（家族法）」では、特に授業後の復習に力を入れてもらうために小テストを行い、学生自身が自分自身の理解度をチェックできるように工夫している。

### 「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」

演習科目は、特定のテーマや論点に即して行うため、コア・カリキュラムの内容を網羅的に取り上げることはできない。むしろ、選ばれたテーマ等を手がかりに、以下のような能力を習得することを目標としている。

- ① 実定法規、法原則、判例および学説についての、より深い理解にもとづいた正確な知識を修得すること。
- ② 適用条文の発見や双方の立場を踏まえた解釈論上の議論（主張－反論）を含む的確な条文操作ができる能力を修得すること。
- ③ 必要な法情報について、迅速かつ的確に調査・収集ができる能力を修得すること。
- ④ 説得的で効果的な弁論や明晰で説得力のある法文書作成の能力を涵養すること。
- ⑤ 生身の人間の営みに対する共感と豊かな人間性や正義感。紛争解決に法律家として携わることへの職業意識と倫理観を涵養すること。

以上の到達目標をよりよく実現するために、判例演習では、第一審、第二審及び上告審における当事者の主張と裁判所の判断を正確にたどり、事実関係と法律構成との両面から、解決にいたった過程を的確に把握できるように、また、最高裁判決については、提示された判例準則を正確に理解し、従来の判例とどこが違うのか、将来の事件に対してどこまで射程距離が及ぶのかを判断できるように指導している。また、判例を自分なりに分析し評価でき、たとえば、具体的事実と裁判所の判断との対応関係に留意して、前提事実がどのように違えば結論が変わるのか、何らかの独自の事情が作用しているのではないかを検証すると共に、法体系や法理論に照らして適正な判断と評価できるか否か、別の考え方が可能か否か等について批判的・創造的に考察できるよう指導している。また、設例演習では、法律問題を前にして、自分なりに法を適用して妥当な結論を導くという、実践的な問題解決のためのアプローチや処理ができるよう指導している。具体的には、以下のような能力の修得である。①法的に意味のある事実をそれ以外の事実から識別して抽出できること。②当該事案に含まれている法律問題と適用可能性のある規定（規範）を発見し、適用の可否及び適用

	<p>に際して検討すべき問題点を正確に判断できること。③事案の様々な要素に目配りして、妥当な結論を洞察できること。④結論を導くための解釈論的操作を的確に行い、説得力ある方法でそれを表現できること。</p> <p>また、「民法演習Ⅲ」においては、授業前の予習とともに授業後に復習にも力を入れられるように、予習ペーパーの配布と事後レポートの提出と添削を通して、学資の自主的な学習が進むように配慮している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>「民法Ⅴ」では、学期の授業開始前にあらかじめ 15 回分のレジメを配布して、学生が自発的に予習に取り組めるように配慮している。また、練習問題を配布し、復習を促進させるように配慮して、授業準備をしている。</p>

## ■商法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>①商法Ⅰ</p> <p>未修者対象の授業であることから、会社法の全体像と簡単な個別の法的問題についての理解を深めることを目的としている講義科目である。事例問題を扱う下記④（商法演習）および⑤（民事法総合演習Ⅱ）の授業についていくことのできる力をつけることが目標であるため、各法的問題点については細かい学説の理解よりは判例の理解を中心に据えている。</p> <p>②商法Ⅱ</p> <p>商法総則・商行為法分野の基礎的な知識を得させることを目的としている講義科目である。事例問題を扱う下記④および⑤においては、商法総則分野の知識も重要であるため、また、商取引の主体となるのは会社であることが多いため、会社法の内容（上記①）についても意識しながら講義を進めている。</p> <p>③金融法</p> <p>銀行法・金融商品取引法等を扱う展開・先端科目であることから、黒板等を利用してなるべくビジュアルに訴えるような授業を心掛けている。また、実務家になってからの学習も必要な分野であると考えているため、そのための前提となる基本を理解してもらうよう努めている。</p> <p>④商法演習</p> <p>会社法の設例（事例問題）について、法的問題点の発見と、それらについての分析能力を養成するための演習科目である。自分なりの分析を加えて解答を作成するための授業であるため、学生の主体的な参加を促している。</p> <p>⑤民事法総合演習Ⅱ</p> <p>民事訴訟法担当の研究者教員と実務家教員との3者で担当している演習科目である。法的問題点の発見とそれらについての分析能力を養成するための科目であるという点では上記④と共通するが、扱う事例は④に比べると複雑かつ長文である。</p>
--------	---

<p>イ 授業の仕方</p>	<p>①商法Ⅰ，②商法Ⅱ，③金融法，については，基本的な知識の獲得と全体像の把握に力点が置かれているため，下記④（商法演習）⑤（民事法総合演習Ⅱ）にくらべると，双方向・多方向の議論をする機会はさほど多くはない。しかし，①については事前配信レジュメの中に簡単な「問」を設けていること，また②については指定教科書に簡単な設例が設けられていることから，これらについて学生に確認をすることで若干の双方向的な授業が可能となっている。</p> <p>④商法演習，⑤民事法総合演習Ⅱ，については，事例中に潜む法的問題点の発見と，それについての解答を考えさせることに力点が置かれているため，基本的には学生に対して質問を投げかけて答えさせ，さらに他の学生に対しても質問を投げかけて答えさせたいうえで，議論をさせることにより，他人の考え方・思考のやり方を学ばせ，自分の考え方を洗練させることが可能となっている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>①商法Ⅰについては，レジュメ中の「問」に対して学生の回答を随時求めることで，基礎的な問題についての理解度を確認している。また，小テストによって理解度をチェックしている。</p> <p>②商法Ⅱについては，指定教科書中の設例に関連して，授業中に質問を随時投げかけることで，理解度を確認している。</p> <p>③金融法については，授業中に理解しているかどうかを確認している。</p> <p>④商法演習については，教材中の設例についての各 Questions について学生に答えさせていくことによって理解度をチェックしている。また，拡大オフィスアワーにおいて学生が作成した答案を分析・添削することによっても理解度を確認している。</p> <p>⑤民事法総合演習Ⅱについては，各事例において問題となる箇所を指摘させるとともに，各論点に対して学生による解答を求めることで，理解度をチェックしている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>①商法Ⅰについては授業時間外に特別の質問時間を設けているわけではないが，授業終了後は教室において，また随時研究室において質問を受け付けており，学生による質問も多い。</p> <p>②商法Ⅱについても授業時間外に特別の質問時間を設けているわけではないが，授業終了後は教室において，また随時研究室において質問を受け付けている。</p> <p>③金融法についても授業時間外に特別の質問時間を設けているわけではないが，授業終了後は教室において，また随時研究室において質問を受け付けている。</p>

	<p>④商法演習については、授業終了後、学生に各設例についての答案を作成してもらい、拡大オフィスアワー（後期）の時間を利用して、各答案についての検討・添削を行うことにより、授業の効果を高めている。</p> <p>⑤民事法総合演習Ⅱについては、授業終了後、学生に各設例についての答案を作成してもらい、随時研究室にて各答案についての検討・添削を行うことにより、授業の効果を高めている。</p>
オ 出席の確認	<p>講義開始時に出席をとり、出席状況を把握・確認をしている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>いずれの授業についても映像等は利用していないが、特に①商法Ⅰ、②商法Ⅱ、③金融法といった講義科目については、黒板等に図を書くことにより、ヴィジュアル面から理解を深めてもらうよう取り組んでいる。④商法演習、⑤民事法総合演習Ⅱについては、頻度はあまり高くないが、場合によっては黒板等を利用している。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>商法Ⅰについては法学未修者を対象とし、商法演習や民事法総合演習Ⅱといった演習科目を受講する前提となる基本的な法的知識の獲得を目的としていることから、複雑な事例問題を与えることなく、非常に簡易な事例を題材とするにとどめている。</p> <p>商法演習では、中程度の分量でかつ基本的な事例問題が掲載されている教材を使用し、会社法に関する事例に対応できるような能力を養成している。使用している教材については、Questions が設けられており、その Questions が各事例において検討しなければならない問題点発見のためのヒントとなっている。</p> <p>民事法総合演習では、非常に分量の多い、かつ複雑な事例問題が掲載されている教材を使用し、会社法に関する応用的事例に対応できるような能力を養成している。法的問題点を自ら発見し、それに対する自分なりの解答をもつことができるような能力を高めている。</p>

<p>ク 到達目標との 関係</p>	<p>商法Ⅰ，商法Ⅱの内容については、いわゆるコア・カリキュラムを参考に、ほぼそれに沿ったものとなっている。もっとも、授業中にすべてを網羅することは時間の関係上難しいので、授業中に扱えなかった部分については自学自習に委ねている。その際には、レジュメやテキストの箇所を指摘したうえで、自学自習するよう指示しており、理解の難しい箇所については随時研究室にて質問を受け付けている。また、本学が独自に定めている「養成する人材」との関連でいえば、正確な法律知識の獲得ができるようになっている。</p> <p>商法演習，民法法総合演習Ⅱについては、特定のテーマや論点にフォーカスしてなされる演習科目であるため、コア・カリキュラムの内容を網羅的に取り上げることはできていないが、本学が独自に定めている「養成する人材」との関連でいえば、上記の商法Ⅰ等で獲得した正確な法律知識を前提に法的判断（法的分析と推論）を加えて、納得できる結論を導き出す能力を養成することが可能となっている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>なし</p>

## ■民事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>民事訴訟法分野は、(ア)民事手続法入門(1年)、(イ)民事手続法(2年前期)、(ウ)民事手続法演習(2年後期)、(エ)民事法総合演習Ⅱ(3年前期)においてそれぞれ扱う。(ア)は民事手続法全体の構造と流れおよび基本的な概念理解を目的として講義を行い、(イ)は各問題点における学説・判例の理解とそれをもとにした議論状況を理解することを目的とした内容の講義を行っている。</p> <p>(ウ)は、(イ)で扱った内容を議論を通じてより定着させ、問題解決の基準を受講者がそれぞれ持つことができるよう、テーマごとの判例研究を行っている。(エ)では、より実践的な問題や会社法等と複合した問題において、(ア)～(ウ)までの講義で習得した知識を用いて問題解決を導き出すまでの過程を議論を通じて実践的な能力を涵養することを目的としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>特に講義科目である民事手続法が民事訴訟分野の中心的な科目である。この科目においては、①復習と知識確認、②解説・講義、③質疑応答と発展的解説の3つの段階で行っている。①は5分程度の確認小テストを、②は基本的な内容についての講義を、③はレジュメにあらかじめ設けている Question を学生に答えさせ、それに対する教員の解説と判例の射程や論点についての考え方についての解説を行っている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>学生の理解度は、特に講義科目において、教員からの一方的なものにならないよう注意している。ほぼ毎回行う確認小テストの正答率と講義中の Question への解答状況から確認している。また、講義10回ごとを目安に2回行う中間試験の正答率も学生の理解度を図る手段である。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>個別の質問に対応することはもちろんであるが、特に講義科目である民事手続法入門と民事手続法においては、授業開始時に質問用紙を配布しており、学生から質問があった場合は、次回講義で全体にフィードバックするようにしている。さらに、小職担当の拡大OHでは、前半の時間を講義のフォローアップに使用しており、ここでの学生からの質問内容などから、各自の理解度把握とフォローを行っている。</p>

オ 出席の確認	講義開始時に簡単な出欠をとり、確認をしている。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	知識の定着を図るため、授業の始めに確認小テストを行っている点と、Questionの解答をもとに講義を進めている点である。問題を通じて、学生に覚えるべきところ、理解すべき問題点を提示する工夫をしている。また、授業内での余談代わりに、折を見て演習本や基本書の紹介、解説を行い、学生の自学習をサポートする工夫を行っている。
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	各種の小テストや学生の質問内容、授業中の解答の様子から学生の理解度の把握に努めるとともに、司法試験の本試の分析を行うなどして、試験までの到達必要度を適切に反映した内容になっているかを分析し、レジュメのQuestionに反映している。また、学内のFDを通じて、他の先生方の助言を受ける機会や他の取り組みを目にする機会もあるので、これを通じて授業内容が対象学年にふさわしいものになるよう工夫している。
ク 到達目標との関係	<p>本学の教育システムの概要においては、民事手続法入門を民事手続法学習のいわば助走とし、講義科目である民事手続法で基礎を培い、さらに民事手続法演習において応用力を身に着けるとしている（教育システムの概要16頁）。</p> <p>このため民事手続法入門では手続法の大枠のイメージを培うため裁判傍聴を促し、基本的な概念の定義等を早い段階から正確に覚えることを学生に伝えている。また、各講義の導入において基本書の解説を行い、まずは各段階の自己のレベルに合致した基本書を通読するよう勧めている。講義において、基本書の該当箇所に記載されている内容を教員から質問することで、通読の補助を行っている。</p> <p>そのほか、各段階において最終的に解答できるようになることを目指している具体的な問題を早い段階で学生に示し、講義や演習における到達点を意識した学習を行うよう、学生に示している。さらに、確認小テストや中間試験の答案をできるだけ個別に学生に返却する時間を取り、各段階の目標の個々の学生の到達の程度に応じて、課題となる点や学習方法についてアドバイスを行う機会を設けている。</p>

<p>ケ その他</p>	<p>民事手続法入門では、手続の大きな流れとまずは最低限理解すべき概念について示すように、簡潔で、図なども多用したレジユメの作成を工夫している。また、映画等の場面を紹介するなど、視聴覚教材を講義中に紹介することで、具体的なイメージを持つことを促している。</p> <p>民事手続法の講義では、レジユメの Question の内容や問い方を前年度の学生の解答の様子や授業評価アンケートなどから改訂し、分かりやすく、重要な点が伝わりやすいものになるよう工夫している。さらに、各確認小テストの問いを通じて、ごく基本的で暗記を伴うような概念については反復的にアウトプットする機会を設けるよう工夫している。</p> <p>民事法手続演習および民事法総合演習Ⅱでは、関連する論文等の文献を示し、単なる論点をめぐる表層的な理解にとどまらない理解を促す一方で、当該判例等がもととなって出題された司法試験の本試の問題を学生に配布することを通じて、実践的な問題解決の視点や試験において求められているレベルを意識した学習を促す工夫をしている。</p>
--------------	--

## ■ 刑法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>(1) 刑法Ⅰ・Ⅱ</p> <p>基本的な1年次の講義科目であるため、例外的事象を検討するのではなく、まず原則的な事例を理解させるように工夫している。各回の講義内容については、シラバスで箇条書きで明示したうえで、事前に配布する講義レジュメ（各回につきA4版で4～5頁程度）を以て、最低限修得すべき内容を提示している。</p> <p>(2) 刑事法演習</p> <p>刑法Ⅰ・Ⅱで身につけた知識をさらに深め、実践的に適用可能なものとするために、判例や教科書設例を基にした独自の事例問題を教材として、複雑な共犯現象や多様な財産犯構成を文章化できるようになることを目指している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>(1) 刑法Ⅰ・Ⅱ</p> <p>1年次科目であり、入門者対象の講義科目であるため、総じて、双方向・多方向型は多用していない。但し、カリキュラム全体の最終目標としては、自由に討論できる段階に達する必要があることから、刑法Ⅱに入った時点から、刑法Ⅰの知識など、学修済みの事柄の応用場面である箇所については、部分的に双方向型の手法を取り入れている。</p> <p>(2) 刑事法演習</p> <p>2年次の演習科目であることから、双方向・多方向型の授業形式を積極的に取り入れている。但し、2年次前期という、カリキュラム全体としては、まだ前半の段階にあることから、半分くらいは、教員による解題・答案講評の時間にあてている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>(1) 刑法Ⅰ・Ⅱ</p> <p>講義修了範囲について、復習のための小テストを課している。中間試験を実施し、折り返し地点での理解度も確認している。</p> <p>(2) 刑事法演習</p> <p>事例問題と提出答案を用いた演習形式であるため、学生に最低2回は答案の提出をさせている。</p>

<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>(1)刑法Ⅰ・Ⅱ，刑事法演習</p> <p>授業後の質問については，時間が許す限り対応している。講義時にスケジュール帳を持参し，時間が許さない場合には，代替の時間を確保する。また，研究室の入り口に伝言板とメモ連絡用の付箋を設置し，質問時間確保等の要望を書き込めるようにしている。実施した試験答案，提出した担当答案については，すべて添削して返却している。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>(1)刑法Ⅰ・Ⅱ</p> <p>毎回出席をとっており，出席が6割に満たない場合には，定期試験の受験を認めていない。</p> <p>(2)刑事法演習</p> <p>毎回出席をとっており，出席が6割に満たない場合には，定期試験の受験を認めていない。また，参加型講義であることに鑑み，欠席や遅刻については，減点方式で最終評価に結びつくようになっている。減点の内容や最終評価に到達した内訳については，「最終成績票」として，返却答案に添付した票によって示している。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>(1)刑法Ⅰ・Ⅱ</p> <p>特に映像等は利用していない。配布レジュメファイルにつき，情報量を意識的に抑え，講義中に口頭で説明した内容や，自学自習で得た知識等を，学生が自ら積極的に付け加えることで，自分用のサブノートに仕上げるができるように工夫している。</p> <p>(2)刑事法演習</p> <p>特に映像等は利用していない。教材とする事例問題につき，比較的単純な事例から複雑な事例に進むように配慮している。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>この点について，詳細は，冊子「本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要」の刑事法の章参照。</p> <p>(1)刑法Ⅰ・Ⅱ</p> <p>目標を，「刑法についての理論知識の体系的取得（実践の前提としての道具の修得）にある」と位置づけ，「確立された理論知識の受動的修得（理解・記憶）と，先人のなした実践的判断（判例）の受動的修得（理解・記憶）に力点を置き，二年次以降の具体的事例を用いた実践訓練の道具を修得することを主たる狙い」としている（シラバス参照）。この目的で，アに示したとおり，まず原則的な事例をきちんと理解させることを心がけている。講義のやりかたも，レクチャー型から始めて，双方向・多方向の方式を導入していく形をとっている。</p>

	<p>(2)刑事法演習</p> <p>「理論から実践への入り口の通過，すなわち，刑法の個別問題について理論的学習を終えた学生を対象に，基礎訓練から実戦訓練への導入を行う科目」と位置付けている（シラバス参照）。一年次での原則の修得を踏まえた複雑な事例問題に対して，適切な処理ができるようになることを目指している。双方向・多方向授業方式を積極的に取り入れ，対話形式によるコミュニケーション能力の訓練と，答案作成による文書作成能力の本格的育成の場となっている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>(1)刑法Ⅰ・Ⅱ</p> <p>アに示したとおり，シラバス記載項目と，それを敷衍した講義レジュメを以て，知識として最低限修得すべき内容を示している。毎年度，講義レジュメはすべて消化している。自学自習にゆだねる部分については，その都度口頭で伝えている。自学自習を支援するための体制としては，重要判例を用いた初級OHがあり，重要判例の原文を読ませ，事実の切り取り方，事実への法の適用のやりかた等をリアルに学ばせると同時に，希望者には類似した事例問題を提供して，判例を参照しつつ自主的に答案を作成させ，添削の上返却することで，法的な「言い回し」を含めた刑法知識修得のフォローを行っている。</p> <p>(2)刑事法演習</p> <p>事例問題を用いた実践訓練の場である刑事法演習では，具体的事例への模倣的応用（例えば，判例の前提事実をこう変えればどうなるか等）を繰り返し行うことで，知識を実践に用いるものに深化させることを意図したものとして，最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっている。もとより限られた時間数では，事例の多様なヴァリエーションをカバーし尽くすことはできないため，更に自学自習が必要な内容については，口頭で伝えている。また，その点を自学自習でカバーするための一助として，毎回の出題範囲を決め，月一回のペースでテスト・解題配布形式の上級者向けOHを実施。提出答案は採点・添削して返却している。2年次から利用開始した学生が，修了1年次まで継続利用できるように，3年サイクルで問題を回すようにしている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>なし</p>

## ■ 刑事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>「刑事手続法入門」と「刑事手続法」は2名（小山と小野寺）が隔年で開講しているため、到達目標は同じであるが、それぞれに授業の方法は異なるため、両者の授業内容についてそれぞれ記載する。</p> <p>1年次後期に選択科目として①「刑事手続法入門」を置き、主として初学者に対して刑事手続法に関する基礎的な知識・理解を習得してもらうことを目指し、2年次前期には必修科目として②「刑事手続法」を置いて、刑事手続法に関して基礎的な学習を終えた学生を対象に、実務的な科目に前進するための基礎となる刑事訴訟法全体についての正確な知識・理解を習得してもらうことを目指している。そして、3年次前期の③「刑事法総合演習Ⅰ」で、捜査の適法性及び公判手続きのうち特に訴因に関する分野について、それぞれ実務的な観点を含めた総合的な知識と理解の涵養を目指している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>①刑事手続法入門（小山）：刑事訴訟法学習の基礎となる刑事訴訟法の基本についての知識を習得し得るように、事前に受講生に課題を出し、学生がそれを（主としてテキスト（三井誠・酒巻匡『刑事手続法入門[第7版]有斐閣』）によって）調べてくることを前提に、授業においては課題に関する説明を述べた（教員作成の）書面に基づいて講義している。一部には学生に対する質問も試みてはいるが、時間的な制約のためにほぼ講義形式となっている。</p> <p>①刑事手続法入門（小野寺）：教科書として『入門刑事手続法[第7版]』（三井誠・酒巻匡著、有斐閣）を使用し、教科書を通読しながら、基本的な判例の検討や、教員作成による「実務刑事手続法講義案」に基づく概括的な説明及び実務上の取り扱い例を紹介することなどにより、刑事手続法の基本的な全体像の理解を促している。</p> <p>②刑事手続法（小山）：刑事訴訟法全体についての正確な知識の習得が可能となるように、定評のあるテキスト及び判例百選を利用しつつ、講義形式で授業を実施している。ただ、かなりの回数の講義においては、復習問題を出し、次回の講義の最初に学生からの回答を求めるとともに、質問を受けたり、こちらから質問をするようにしている。</p> <p>②刑事訴訟法（小野寺）：刑事手続法入門と同様に、教科書として『入</p>

	<p>門刑事手続法[第7版]』(三井誠・酒巻匡著, 有斐閣)を使用し, 教科書を通読しながら, 重要判例の検討や, 教員作成による「実務刑事手続法講義案[捜査編]・[公判編]・[証拠編]」に基づく一歩踏み込んだ説明及び実務上の取り扱い例を紹介することなどにより, 刑事手続法に対する興味を深めさせている。そして, 抽象的・観念的な議論にとどまることなく, 実際の刑事手続の流れを前提として, 具体的に法曹三者のそれぞれの立場に立ったことを想定した視点から, 問題点の所在を把握し, それに対してどのような対処が相当かといった実務的観点からの思考を提示している。</p> <p>③刑事法総合演習 I (小野寺): 教員作成の教材「実務刑事手続法講義案 [捜査編]・[公判編]」を使用して, 捜査と公判の分野における実務的な問題点を提示するとともに, 適宜, 司法試験論文問題を演習の課題として検討することにより, 法曹実務家として現実の事件に対する実践的能力を身につけ, 法曹三者それぞれの立場からの対応を自らの頭で考えて解決に導く思考訓練を実施している。さらには, 自らの思考過程をどのように文書化するかといった, 法曹実務家として必須のスキルの涵養も目指している。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>①刑事手続法入門(小山): 授業中に調べてきたことに関する質問を行い, また, 2回の小テストによってチェックしている。</p> <p>①刑事手続法入門(小野寺): 授業の内容を踏まえた課題によりレポートの提出を2回求め, それぞれ50点満点で採点し, それらの合計点で成績評価している。</p> <p>②刑事手続法(小山): かなりの回数の講義において復習問題を出し, 次回の講義でその問題の解答を求めるに際して, 学生に質問を行う等によって, 前回の講義についての理解を確認するとともに, 4回の小テストを行うことによって單元ごとの理解度の確認をも行っている。</p> <p>②刑事手続法(小野寺): 授業期間中に中間試験(短答式と記述式を併用した試験問題)を3回行い, それぞれ10点満点で評価するとともに, 授業で検討した内容を踏まえた期末試験(論述式の試験問題)を行い, 70点満点で評価して, それらの合計点で成績評価している。中間試験, 期末試験ともに, 試験終了時点で解説と採点基準を記載した書面を配布している。</p> <p>③刑事法総合演習 I (小野寺): 授業期間中に中間試験を2回行い, そ</p>

	<p>れぞれ15点満点で評価し、授業で検討した内容を踏まえて期末試験を行って70点満点で評価し、それらの合計点で成績評価している。中間試験、期末試験ともに、試験終了時点で解説と採点基準を記載した書面を配布している。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>①刑事手続法入門(小山)：学生からの質問には直ちに答えるようにしている。また、提出されたレポートについては、コメントを付けて返却している。</p> <p>①刑事手続法入門(小野寺)：提出されたレポートについては、コメントを付けて返却するほか、研究室において個別的な質問にも対応している。</p> <p>②刑事手続法(小山)：学生からの質問には直ちに答えるようにしている。前記ウでも説明したように、教員は、講義終了時に復習問題を出し、(学生が自分で設問を解くことによって前回の講義について復習したことを前提に)次回の講義開始時点において解答や質問を受けることによって、フォローしている。</p> <p>②刑事手続法(小野寺)：例題、演習問題及び司法試験過去問等について、主として答案形式による文書が作成・提出された場合には、1通の文書ごとに当該学生と時間を調整した上、研究室で1時間程度の個別指導を実施している。</p> <p>③刑事法総合演習Ⅰ(小野寺)：同上。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>①刑事手続法入門(小山)：少人数ではあるが、目視による出席確認の後に、授業開始時にすべて名簿にチェックを入れている。</p> <p>①刑事手続法入門(小野寺)：受講生が少人数であることから、授業開始時において目視により出席を確認した上、名簿に出席の有無を○×により記録している。</p> <p>②刑事手続法(小山)(小野寺)：授業開始時に出席を採ったうえで、名簿に記入している。</p> <p>③刑事法総合演習Ⅰ(小野寺)：同上</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>①刑事手続法入門(小山)：上記イで述べたように、学生には事前に課題を示したうえで、それを前提に講義を進めるようにしている。</p> <p>①刑事手続法入門(小野寺)：受講生が上記教科書を通読するに当たっては、記載部分ごとに重要度の軽重を示すことにより、精力を傾注すべきポイントが把握できるように努めている。</p> <p>②刑事手続法(小山)：上記ウで述べたように、復習問題に対する解説の際に学生からの質問を受けるとともに、教員から質問をもなして、部分的ではあれ、ソクラテス方式を採用するように努力している。また、詳細な(使用テキストについての)レジュメにおいて、学生が検討すべき基本的な論点・争点についてのQを示し、やや先進的な論点・争点についてはQQを示して自己学習の手引きとするとともに、そのQやQQについての解説をも付している。なお、レジュメ及びQ・QQの解説は、学生がそれに書き込めるようにネットに上げている。また、実務について学ぶ基礎として、重要な書面のモデルをコピーして配布の上解説している。</p> <p>②刑事手続法(小野寺)：授業でサブテキストとして使用している「実務刑事手続法講義案[捜査編]・[公判編]・[証拠編]」は、担当教員が、法務省法務総合研究所が法科大学院向けに作成した教材を基にして、法務省からの派遣検事だったころも含めた13年間にわたる法科大学院実務家教員として経験を踏まえて作成し、改訂を重ねてきた教材である。この教材は、法科大学院段階で司法試験に向けて勉強すべき刑事手続法の広さと深さをほぼ網羅しているばかりでなく、一般の教科書には記載されていない実務的観点からの解説も含まれており、司法研修所における刑事裁判、検察、刑事弁護の各教科とリンクさせるという点でも有益な内容となっている。そのため、かかる教材による授業は、法曹実務家を目指す法科大学院生にとって、実務対応能力を習得するために合理的なものとなっている。</p> <p>③刑事法総合演習I(小野寺)：実務刑事手続法講義案[捜査編]・[公判編]には、被疑者を現行犯逮捕するまでの一連の踏査手続の適法性、被疑者を勾留する理由と必要性及び被疑者勾留段階で選任された弁護人の弁護活動といったものが含まれているが、それらの検討を通して、身柄拘束が、法的根拠がなければそれ自体犯罪を構成するような極めて重大な人権制約であるため、身柄拘束手続については刑訴法上厳格な要件が規定されているということ前提として、そのような視点から各規定の内容を理解すると共に、具体的な事例を前提として要件</p>
-------------------------	---

	<p>充足性を判断できる能力の涵養の実現を目標としている。また、公判の分野に関しては、訴因のもつ機能を踏まえて、訴因の特定、訴因変更の要否・可否といった論点について、実際の公判手続の進行という視点から理解してもらうことを目標としている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>①刑事手続法入門(小山)：初学者であることに配慮して、少しでも基本的な理解ができるように、テキストとしては、やや薄手で書面のモデルや図が多く掲載され、そして仮定的な事件が訴訟の流れに沿って示されているもの(三井誠＝酒巻匡『入門刑事手続法』有斐閣(現時点では7版))を利用するとともに、学生にはテキストを参照して事前の課題について準備するように指示している。</p> <p>①刑事手続法入門(小野寺)：勉強の開始が遅れがちとなる刑事手続法という法分野に対して、とりあえず一歩踏み出す機会を設け、刑事手続法の教科書を最初から最後まで読み通すということを実現して、1年次の段階で刑事手続法の基本的な知識・理解を修得させ、苦手意識を払拭させることを意識している。</p> <p>②刑事手続法(小山)：「正確な理解と知識の獲得」ができるように、定評のあるテキスト(田口守一『刑事訴訟法(第7版)』弘文堂)を用いるとともに、基本的で重要な判例については、『刑訴訟判例百選(現在では10版)有斐閣』を——そして重要な他の判例については——平成〇年度重要判例解説(有斐閣)等を——事前に指示した上で、授業において解説を加えることによって、上記の目的の達成を目指している。また、上述したように実務との関係の基礎を学べるように、重要な書面についてはそのモデルを配布して解説している。</p> <p>②刑事手続法(小野寺)：刑事手続法は、とすれば勉強の進行が遅れがちとなりやすい法分野であり、苦手意識を持つ学生も多いことから、重要な論点について「問題の所在」が何なのかを的確に把握してもらい、刑事手続法への興味を引き出すことにより、自発的な学習が進められるような指導を実現することを意識している。</p> <p>③刑事法総合演習Ⅰ(小野寺)：実務刑事手続法講義案[捜査編]・[公判編]には、被疑者を現行犯逮捕するまでの一連の踏査手続の適法性、被疑者を勾留する理由と必要性及び被疑者勾留段階で選任された弁護人の弁護活動といったものが含まれているが、それらの検討を通して、身柄拘束が、法的根拠がなければそれ自体犯罪を構成するような極めて重大な人権制約であるため、身柄拘束手続については刑訴法上厳格な要件が規定されているということ前提として、そのような視点から各規定の内容を理解すると共に、具体的な事例を前提として要件</p>

	<p>充足性を判断できる能力の涵養の実現を目標としている。また、公判の分野に関しては、訴因のもつ機能を踏まえて、訴因の特定、訴因変更の要否・可否といった論点について、実際の公判手続の進行という視点から理解してもらうことを意識している。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>①刑事手続法入門(小山)：『西南学院大学法科大学院における「教育の理念」と「養成する人材」』に示された4つの要素のうちの「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」ができるようになることを主たる目標として、刑事訴訟法分野を学習するための基礎として、刑事訴訟法の根幹部分についての基本的な理解できることを目標としている。</p> <p>①刑事手続法入門(小野寺)：『西南学院大学法科大学院における「教育の理念」と「養成する人材」』に示された4つの要素のうちの「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」ができるようになることを主たる目標として、刑事訴訟法分野を学習するための基礎として、刑事訴訟法の根幹部分についての基本的な理解できることを目標としている。</p> <p>②刑事手続法(小山)：上述した「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」ができるようになることを主たる目標として、定評あるテキストを用いて正確な法律知識の習得を目指すとともに、実際に生じている事件を(判例という形で加工されてはいるものの)「正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定」をふまえて、「人々が真に納得できる結論を引き出す結論を導き出す能力」を得られるようにすることを目指す。また、学生からのレポート等の添削や質問によって、「質の高い文書作成及び議論や説得ができる能力」の涵養にも資しているのではないかと期待している。</p> <p>②刑事手続法(小野寺)：上述した「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」ができるようになることを主たる目標として、定評あるテキストを用いて正確な法律知識の習得を目指すとともに、実際に生じている事件を(判例という形で加工されてはいるものの)「正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定」をふまえて、「人々が真に納得できる結論を引き出す結論を導き出す能力」を得られるようにすることを目指す。また、学生からのレポート等の添削や質問によって、「質の高い文書作成及び議論や説得ができる能力」</p>

	<p>の涵養にも資しているのではないかと期待している。</p> <p>③刑事法総合演習Ⅰ（小野寺）：この授業は、「法曹に必要な資質」のうち(2)「・・・正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」を現実化しようとの試みの一端となるものであり、また、被疑者の立場からの考察をすることなどにより、(1)「他人の痛みを共有できる豊かな人間性・・・」の養成を図るものでもある。そして、予め設定した検討事項について、受講生の発言を求め、自らの思考が説得的に表現できるように導くが、これは「法曹に必要な資質」のうち、(3)「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」との内容を実現しようとする具体的方策である。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>①刑事手続法入門（小山）：少人数の講義であることを利用して、可能な限り受講生との対話ができるように努力している。</p> <p>①刑事手続法入門（小野寺）：受講する学生が初学者であることを重視し、難解な用語や言い回しをできるだけ避けて平易な言い方に努めている。</p> <p>②刑事手続法（小山）：各回の授業において何を学ぶかはシラバスに丁寧に記入し、レジュメや問題点の解説(QおよびQQ)は学生が事前学習ができるように事前に配布している(なお、以前はQの解説は——学生が自分で予習するように——事後配布していたが、学生から予習にも利用したいとの要望があったので事前配布に切り替えている)。また、期末試験の一発勝負を防げるように、中間試験と4回の小テストをも成績評価の対象としている(配点はシラバスに記入)。</p> <p>②刑事手続法（小野寺）：刑事手続法の勉強に対する意欲がより増大するように、現実に発生しているトピックな事件や、教員が過去に経験した興味深い事案等も取り上げながら、授業内容に現実味を持たせるように工夫している。</p> <p>③刑事法総合演習Ⅰ（小野寺）：法科大学院生にとって最大の関心事である司法試験論文問題の答案作成といった観点も意識しながら、理解の深化や文書作成能力の向上を図っている。</p>